

佛寺 臨濟宗 金龍寺

一四四

六月三日

雲嶺刊

松田爲兵衛様

田原傳左衛門様

大法寺之儀毛利殿以後明寺に罷成候處大夫御代に尺室和尚へ被遣候則寺領百貳拾石餘御付被成候大夫殿御判尺室和尚上方へ持候而被參候以上

六月六日

雲嶺刊

田原傳左衛門様

松田爲兵衛様

墳墓

○墳墓

藤井寛齋の墓心學家 墓誌銘 平賀白山撰

藤井葆光堂の墓心學家 墓誌 山口直淳撰

藤井黄山の墓心學家

藤井達亭の墓心學家

観音院(宇品)

### 三 観 音 院 (宇品島)

観音院は補陀落山と號す、向宇品に在り、本尊は十一面觀世音菩薩なり、往古の草創を詳にせず、雖も所傳に依れば、毛利氏の尊敬淺からず、後ち福島氏の時、毛利氏の舊臣坂本宗味、仁保島より移りて此地に住し、淺野氏入封の後、宗味は堂宇の荒廢せるを歎じ、金龍寺僧の弟子欣首座を請じて當院を建立せり、後ち金龍寺五世木鳳の當院に入るに及び、之を開山とし、享保の初、伊勢の僧範首座來り住し、堂宇を再建す、之を中興開山となす、此時藩主も渡海參詣ありしと云ふ、それより近代に至るまで住僧なく、金龍寺の末寺となり、同寺より堂宇を遣はし、之を管せしめたるが、明治十三年五月四日今の院號を稱することを公許せらる。

略縁起

#### 宇品島補陀落山観音略縁記

廣城の南一里餘り去て島あり、宇品島と云、爰に一字の禪院あり、補陀落山、観音院といふ、堂舎の造營、いつの世、いづれの人の草創といふ事をしらす、本尊十一面観音、大同年中坂上田村丸の所造なり、亦小栗観音と云事は、往

佛寺 臨濟宗 観音院(宇品島)

一四五



古關の重金吾と云人適々此邊の海を渡る時暴風に逢ひ船既に没溺せんとす、金吾心に念すらく、歸命頂禮觀世音風波の難を救ひ給へと、高聲に唱へければ、不思議なるかな、忽風波しづまり、ごかくして船をつくね島に留ぬ、誠に波浪不能没の御誓ひ空しからず、其夜丑みつの頃、八句の老僧小船に乗來りて鉢を乞ふ、金吾問て曰、沙門は何國より來るや、答て曰、我は小栗觀音なり、宇品島補陀落にありと、云終りてみへ給はず、是より小栗觀音とはいへり、誠なる哉、大聖薩陲の利生、其機一ならざれば、應現とり々々なり、只信心の淺深にあり、中古毛利元就公、小早川隆景公、爰に詣し、數々圓通大士を尊敬し給ふ、爰に毛利家の武夫坂本宗味と云者あり、故ありて祿を辭し、仁保島に居住せり、後福島正則公の命をうけて、居を此島に移し、一島の巡守となれり、時に宗味おもへらく、われ聞、補陀落山大士の靈感、餘佛に勝れりと、一日山に登り、禮拜せんとすれば、只荒廢の堂のみにして、尊像はみへ給はず、宗味歎じて曰、嗚呼我何の宿障ありて、尊容を見ざるや、われ澆漓迷惑の衆生なりとも、本誓空しからずんば、速に所在を示し給へと、爰かしく尋しに、山の南ゆく事百八十歩にして巖あり、上に尊像儼然として立給

四興德寺

ふ、宗味歡喜踊躍として、則岩上に小舎をかまへ、尊像を安じ奉り、これを明神と稱し、歸敬瞻望する事、既にはたごせ餘り、後役の者流に覺悟院と云者を招き、大士の圖をさらしむ、其辭に曰、舊所補陀落、利生盡塵沙界と云々、宗味人々とはかり、只大悲の告にせむと、補陀落の舊區に一字を營み移し奉る、因に金龍寺欣上座を請じ、恭虔施設す、現證の新なる事は、當島の人往古より海上沈溺の難なく、亦厄病ある事なし、如此靈感著明、仰べし信すべし、

宇品島補陀落山 觀音院

興德寺は頭陀山と號す、田中町に在り、宗派、本寺とも禪林寺に同じ、本尊は觀世音菩薩なり、開山陽門は淺野但馬守長晟に隨從して紀伊より來れる僧なり、寛永年中淨土宗如意山弘願寺の廢址國泰寺の東、舊侍屋敷の地を賜はり、大西齋といへる人、開基となり、山號寺號を共に今の名に改め、禪宗となれり、舊記には、陽門藩祖直に弘願寺の廢址を賜はりたる如く記されたるも、元和中淨土宗に弘願寺の名尙存して、禪宗に當寺見へず、若し又弘願寺の名を其儘用ゐ、寺名は暫く改めざりしものせせば、之を淨土宗となし置くは評



し、故に元和中は弘願寺尙慶寺ならず、陽門はいづれかに寄寓せりと考へらるる今知新集の所説に従ふ。其後ち今の地に移さる。寶曆八年の大火に堂宇盡く灰燼に歸し、後これを再建せしが、明治十八年十二月二十六日再び火災に罹り、庫裡一字を残して諸堂悉く焼夫せり、觀音堂位牌堂本門は近時の再建に屬す、もとは此外に本堂桁行七間半 梁行五間納戸藏もありき、本尊は釋迦如來なりしが、此時本尊も焼失したれば、觀世音菩薩を以て本尊となせりと云ふ、安永三年七月七世定山の時、新に洪鐘を鑄たりしも、今傳はらず、

墳墓

墳墓

澤三石の墓

高木松居の墓

太田午菴の墓

興禪寺

五興禪寺

興禪寺は海島山と號す、宗派本寺とも禪林寺に同じ、平塚町に在り、毛利氏の時、高田郡吉田より此地に移さる、本尊は釋迦如來なり、往古の開山は詳なら

ざるも、當地に於ては僧雲嶺を以て開山と爲せり、雲嶺は有徳の名僧にして、淺野但馬守長晟入封の初めより歸依淺からず、世人舉て信仰せりといふ、當時御合力米として百石を賜はる、寛永年中、廣島町大年寄松屋太郎右衛門の子を刑より救はんとして成らず、自ら己れの薄徳を責め、一夜竊に寺を脱し、行く所を知らず、後ち尾張國熱田に在ること知らるゝに及び、藩主光晟より親書を賜ひ、歸住を促がされしも、肯かず、後漸くにして歸復せり、雲嶺年老ひて病に臥す、醫師鶴肉の奇効あることを説く、雲嶺貧にして力辨する能はず、之を藩主光晟に請ふ、光晟乃ち駕を命じて獵を行ひ、其獲し所を賜ふ、雲嶺依て癒ゆることを得たり、當寺の前方は往古うんれい新開と唱ふ、此の僧の開きたる地なる歟、知新集に雲嶺が慶安四年作る所の詩を載す、

慶安四辛卯之鷄旦、小子雪闇梨持試毫之詩來投、予披而見之、七言八句之詩也、予視其詩熟和以感之、雖然其爲足之勉、以到重吟可乎、

送舊迎新人往還

喫茶飲酒互忘年

休思學業才能足

可勵詩文句法鮮

春雨敲簾同外噪

暖風吹硯同池浚

名利富貴雖非願

野寺牡丹輝目前



歳 且 時京木山花園正法山妙心寺再住

黙坐禪暗室間 工夫純熟有何艱 春來願受紫衣賜

獨歩花園上法山

思ふに高齢を以て終はりしならん、

墓碑

墓碑

永原松雲の墓 碑銘は堀杏庵の撰 寛永十四年夏五月

香川南濱 通稱 館藏 の墓 碑銘は清人吳鳳詔撰 知周王祿の書なり

門司東里 通稱 成藏 の墓 儒家 墓誌坂井東派撰

劔術師範間宮家歴代の墓

寺田臨川妻永原氏の墓

善應寺

### 六善應寺

善應寺は如意山と號す、左官町に在り、往古は豊田郡小田村に在りて、廣雲山・眞光寺と稱せり、現今の地に移りし年代は詳ならざるも、元和五年以後寺名

舊記に現はれ、古圖にも其名あり、もと天龍寺派の僧これに住せしが、寛永年中雲嶺を開山とし、興禪寺の末寺となれり、山號寺號は承應以後いつの頃より改めしか今は知れ難し、明治維新後は殆んど廢寺の状態にありて、明治九年境内一圓、一旦は上地となりしも、檀徒に於て其の存立を謀り、醜金して幾分の拂下を得たれば、今の境内は寺有に屬せり、かゝる有様なるが故に、本堂庫裡は復た建立せず、僅に觀音堂・鎮守堂・地藏堂を存するのみ、本尊釋迦如來の像は觀音堂内に安置せり、



### 第三章 眞言宗

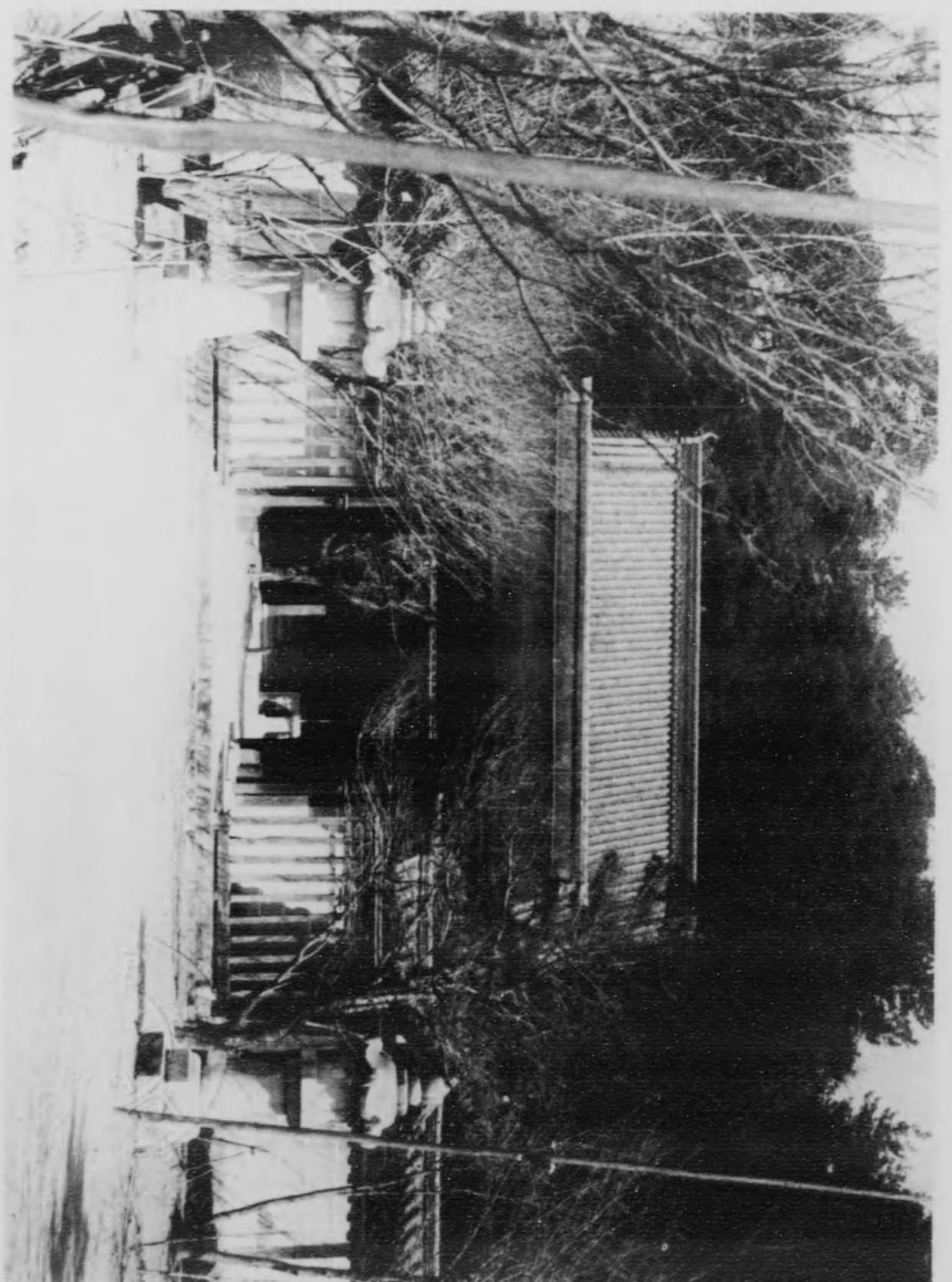
#### 第一節 御室派

##### 一 明星院

明星院

明星院は月光山大日寺と號す、大須賀町二葉山の南麓に在り、宗派は眞言宗御室派なり、藩制時代は國家鎮護の祈願所にして、寺領四百石を附せられ、封内眞言宗一派の觸頭たり、往古の開基は詳ならず、一説に廣島明星院最初建立並由來記の説なり、後に載す天正十七年毛利氏當院を建立し、山號は南光月素月山、寺號は妙壽寺、院號は明星院と唱へ、宗旨は禪宗なりと云ふと雖も、舊記に、毛利氏廣島開府の時、毛利輝元が明星院山に登りて地形を相せしこと、及瑞川寺縁起に同時のことを記述せる條下に、隣寺明星院と記せるを以て見れば、天正十七年より以前に當院の此地に存在せるが如し、又當院千手大悲像記にも、妙壽寺と號す、淨土の門派なりとあれば、あながち禪宗なりしとも定め難し、山號月光山何時の頃より唱へ初めけん、享保年間に作りし同院客殿の額に初めて





院星明山光月





月光山とあるを見れば、其頃より改めしものならんと「知新集」に見ゆ、さて福島氏入封の時、空院なりしを以て、伊豫國石手寺の住僧榮鏡を招きて住職となし、寺領二百石を附し、初めて眞言宗新儀派となし、命じて祈禱寺となす、元和五年淺野但馬守長晟入封ありし時、紀伊國和歌山愛王院の僧秀海を召して、住職を命せられ、同宗古義派に改め、又傳正院殿淺野長政長生院殿同夫人の兩尊牌を安置し、寺領二百石を賜はり、且城郭の良位に當れるを以て、國家鎮護の祈禱所と定め、毎歲正五・九月の十二日、住職八人の伴僧を隨へて登城し、城中に於て大般若經轉讀秘法祈禱を修行し、大般若御札をも印刷して之を頒つ例あり、又藩主在府の年は、年頭の祈禱に護摩供執行をなし、御守札、卷數并に油煙墨、扇子を獻すれば、藩主より親書を賜り、其他吉凶御機嫌伺として獻上物をなす時は、必ず親書を賜はること、歴代の恒例となれり、元和八年當院古義二世存海に入院を命せし時、初めて同一派の觸頭と爲し、其後ち庭儀灌頂の執立あり、享保二年五世噉高の時、藩主吉長未だ世子なきを以て深憂あり、偶、江戸に於て夫人妊娠せらる、占者曰、この子必らず女子ならんと、吉長は男子を得んことを希はれ、噉高に命じて變生男兒の秘法祈禱を修行せしめ



らる第二卷第四章第四節明星院鎮國堂の建立第一四六頁の條下に詳し、參看せよ 七月廿三日果して男兒生れ、翌月急使江戸より來り、慶事を報ず、公子幼名仙次郎、即ち後の藩主宗恒なり、吉長感喜すること甚し、以て祈禱の驗となし、九月九日寺領百石を加へて三百石と爲し、祈禱に關與せし衆僧に亦褒銀を賜ふ、其後瞰高は淺野氏歴代の主君中長命なるもの甚だ罕なりしを以て之を憂ひ、密かに壽命長久の祈禱を修行して懈怠なかりしに、吉長これを聞きて大に悦び、瞰高本常遷化の後ち、享保六年七月九日更に長日長壽の祈禱を命じ、祈禱料を寄附せらる、爾來每歲正・五・九月には、前月二十九日より當月朔日まで二夜三日の間、二十人の伴僧を率ひて、壽命長延の祈禱に丹誠を凝らし、普賢延命尊大法、同護摩供、聖天供、十二天供、神供等の秘法を修行し、維新前に至るまで、一日も怠ることなし、此時代に祈禱は頻りに行はれ、瞰高以來三僧の熱誠を以て、當院に國家安全の祈禱所として鎮國堂を建立せり、此堂一に寶珠堂とも稱す、後ち十一世泰幢の時に至り、藩主重晟より祈禱ありて、天明六年愛染明王像を造立し、泰幢に命じて祈禱せしめらる、泰幢乃ち三百餘日の間禁足し、特別祈禱秘法部如法愛染法を修行せしに、藩主の志願悉く成就の感ありければ、是より每歲藩主は親ら

參拜し、爾來長日愛染明王供養を永代に執行せしめらる、是より先き四世成印の時、藩主綱長は太祖長政及同夫人長生院殿の位牌堂を建立し、齋米十石を備へられしが、後十二世高誠の時、文化七年四月七日長政公二百回忌に當りしを以て、藩主齊賢は其位置を替へて之を改築し、寺領は前の齋米十石を加へて永代百石を寄附せられ、當院の寺領總て四百石となれり、然るに天保五年藩主齊肅彼の文化七年改築する所の太祖廟を解き、更に境内西半を割きて太祖廟總津神社を造營し、當寺を別當とし、因りて又境内鎮守八幡宮を東方に移したり、兩社の事は既に神社の部に記する所あり、城郭内の後松原藏王社は、天明六年十一月藩主重晟の造營する所にして、城内鎮守として藏王權現を勸請し、十二月當寺に託して之を支配せしめ、修繕費は藩家御廣式より支出せしむるを例とせり、斯くの如く當寺は大伽藍にして、其建築佛像佛具寶什等、由緒あるもの甚だ多かりしが、天保十三年の夏、護摩灰中より火を發し、忽一夜の中に伽藍庫裡悉く燒失し唯現今の御影堂のみ災を免る、多くの佛像佛具等烏有に歸せり、次で明治維新の後、寺領を廢止せられしかば、寺院の維持困難に陥り、將さに廢寺の悲運に遭遇せんとせしが、當院十六世眞田眞隨は辛酸を嘗め、力



を維持に盡し、明治九年六月不動堂四間にを再建し、同二十七年十月庫裡二  
三間を再建せしが、明治三十五年齋木公惠住職兼務の時に至り、八木新兵衛  
なるものかゝる名刹の終に廢滅に歸せんことを歎き、巨萬の資を獻じ、本堂  
庫裡御影堂、經堂、鐘堂、表門、其他の諸堂宇を再建起工し、同四十二年落成し、次  
で大正二年泉智等住職兼務の時、本門赤穂義士堂、番人家屋、物置部屋等を建  
立落成す、現今の諸堂宇及境内地を擧ぐれば、左の如し。

建築物

本堂 桁行九間、梁行八間、明治四十二年七月建立落成。

本尊、千手觀世音菩薩 體長一尺五寸、臺座より後光まで一尺八寸五分、行基菩薩の作と傳ふ。

庫裡 桁行二十七間、梁行十八間、同年落成。

不動堂 四間に二間、明治九年六月再建、本尊不動明王。

御影堂 桁行七間、梁行三間、明治四十二年七月建立落成。

贈從三位淺野長政の畫像を奉安す、

經堂 桁行一間半、梁行一間半、明治四十二年落成。

寛政十二年前藩主淺野重晟よりの寄附一切經百冊入二十四箱を藏す、

稻荷堂 桁行二間、梁行一間、同年落成。

鐘堂 桁行二間半、梁行二間、同年落成。

梵鐘、明治三十六年新鑄、無銘、重量九十五貫餘、

表門 桁行三間、梁行二間、同年落成。

本門 朱塗、樓門作り、瓦葺、桁行四間半、梁行二間半、其兩袖各二間、二王大像を安置す、二王門と云ふ、大正二年十月落成。

赤穂義士堂 瓦葺、桁行五間、梁行四間、大正二年十月落成。

赤穂義士の木像を安置す、

茶室 桁行二間半、梁行三間、明治四十二年七月落成。

番人家屋 瓦葺、桁行五間、梁行三間半、大正二年十月落成。

物置 瓦葺、桁行一間半、梁行一間、同年同月落成。

物置所 桁行四間、梁行三間、明治四十二年七月落成。

湯殿并便所 桁行三間半、梁行一間半、同年同月落成。

倉庫 桁行二間、梁行一間半、同年同月落成。

二重大手 桁行三十六間、梁行四間、同年同月落成。

左右大手 延長十三間四尺、

通路 十四間に一間、



境内地  
境外所有地

加藤種之助墓碑 明治二十九年六月友人これ而建つ、海軍中將伊藤橋吉題字山田浩撰文、

伴資健翁之碑 大正八年四月三日廣島市有志者建設、從一位候爵淺野長勳題額陸軍少將佐藤正撰文、

十竹山田先生之碑 大正三年四月門人これ而建つ、海軍中將加藤友三郎篆額陸軍少將佐藤正撰文、

陸軍少將宮中顧問官佐藤正銅像 大正十一年十一月五日建設、

八木新兵衛銅像 像の裏に泉涌寺長老智寺印仁、和寺門跡法龍印と鐫刻せり、

境内 四反七畝十五歩 官有地第四種

境外所有地

畑 一反八畝十六歩 南竹屋町字二ノ割

宅地 二百三十五坪七合一勺 大須賀町五十四番地ノ二

右願主八木新兵衛、明星院基本財産の内へ寄附、

あり、もとは此他に鎮國堂 桁行十三間 梁行八間 番僧寮 桁行六間 道具藏 桁行五間 御供所 三間

二間 客殿 桁行七間半 梁行五間 書院 桁行八間 藩主御休息所 桁行二間 方丈 桁行四間 東寺 九間半

等ありき、

當院世代

眞言開山第一世榮鏡 もと伊豫國石手寺の住職、慶長五年福島正則迎へて當院の住職となす、元和六年退隱、寛永二年三月十三日寂、

當院世代

中興古義第一世秀海 もと紀伊國和歌山愛王院の住職、元和六年七月六日就職、

二世存海 もと紀伊國和歌山利益院の住職、元和八年就職、

三世成守 萬治二年七月二十七日就職、

四世成印 元祿二年十二月九日就職、

五世暲高 正徳元年三月二十八日就職、

六世本常 享保四年就職、

七世成真 享保六年九月二十七日就職、

八世實玄 享保八年七月晦日就職、

九世寂幢 享保八年十一月二十二日就職、

十世高軌 同年同月同日就職、

十一世泰幢 文化四年八月二十一日退隱、

十二世高誠 天保十二年五月二十六日寂、

十三世月幢 安政二年六月二十四日寂、

十四世吽覺 明治十年十二月寂、

十五世山崎智觀 明治元年八月一日就職、



十六世眞田眞隨 明治七年六月十五日就職

十七世山縣玄淨 明治二十九年四月より兼務

十八世龜尾圓曉 明治三十二年十月より兼務

十九世齋木公惠 明治三十四年一月より兼務

二十世泉 智等 明治四十二年一月より兼務  
智等不在中は寶勝院住職國分徳明代理執務す、

古記録  
古文書

○古記録并に古文書 知新集所  
載に據る

廣島明星院最初建立并由來

一天正十七年毛利輝元公廣島へ城廓御執立之砌御母儀爲御位牌所御建立并寺領千石御寄附宗門禪寺寺號妙壽寺と申候然る處に十二ヶ年以後慶長五年輝元公長門國萩へ御引越以後福島左衛門大夫殿御入國被成候處に爲御祈願寺宗門眞言宗に御改被成榮鏡法印に住職被仰渡候寺領二百石寄附此時寺院號大日寺明星院と相改り申候榮鏡法印は學業新儀京都智積院衆中にて御座候其故廣島立去以後智積院寺中にて一生終り被申候至于今遺跡御座候當院眞言宗と相改開山は新儀之僧侶にて御座候故往古は智積院由緒之寺明鏡に候

一元和五年 淺野但馬守殿御入國翌年八月下旬 淺野元祖 傳正院殿爲

御位牌所愛王院秀海法印に入院被 仰渡御位牌安置仕候則爲御位牌料高二百石御寄附候當時古儀僧侶初而入院仕候拙僧迄及三代候

一右翌年元和七年秀海病死仕候同八年先師存海入院并一派頭役被仰渡候其以後庭儀灌頂御執立被仰付爲阿闍梨從高野山寶龜院清融御召請其外三ヶ寺同道候此砌御影供結衆子細御座候右之由來にて御座候故當院は從最初建立至于唯今 御國主寺之儀に御座候得共代々宗門并に法派等住職之僧侶迄も御國守以仰を改轉仕來り申候自然由緒之儀相斷申候者眞言寺相改開山智積院衆僧にて御座候又古儀に相改申候而者高野山衆僧にて御座候殊更寶龜院下向之子細段々御座候此外於御本寺方當院由緒之義未承及候偕は去る萬治二年三月存海相果同年七月從 太守愚僧に住持被申渡候凡自最初建立至于當年八十四年眞言寺相改り七十二年にて御座候

一拙僧儀者寛永十七年五月御室様御寺中にて心蓮院へ戒師頼入剃髮仕候御寺中にて剃髮仕候間御末寺筋にても可有御座奉存候



一 剃髮五年以後正保元年爲學業高野登山仕學侶之衆に交衆仕十五年致住山候三十三歳に而罷下り明星院に入院仕于今高野山學侶之衆相續罷在候此子細に而御座候故學業并交衆之式法者高野山本寺にて御座候畢竟拙僧儀は仁和寺高野山兩本寺と奉存罷在事に御座候惣而寺院方本末之極り拙僧無案内に御座候間右之書付にて御分別被成可被下候以上

二月朔日

明星院

寶龜院様

秘記

安北郡可部村之内

四日市下村

明星院寺領高二百七十一石三斗三升五勺

右之内七十一石三斗三升はあかり高なり

此外に毎年御一門之爲御祈念見米五十一石つゝ被下候以上

元和六年六月三日

明星院眞

松田爲兵衛殿

田原傳左衛門殿

覺

一 明星院大夫殿御入國之砌明寺にて御座候を伊豫之石手寺御よび被成明星院に御すへ被成候に付毛利殿御代之儀不存候大夫殿カ寺領二百石但あかり高七十一石五斗三升三合御座候御折紙には二百石と御座候然共あかり高も所務仕候先度如申入大夫殿御墨附高野に御座候則取に遣し候間參着次第可懸御目候以上

申六月五日

明星院

田原傳左衛門殿

松田爲兵衛殿

明星院東舎記

藝陽月光山明星院在府城東北隅其地曠濶夾院東西各有子舎其西舎者往



年創造堂宇正冥輪奐晨梵夕唄以鎮護社稷今鎮國堂是也其東舍者誅茅葺理柴荆樊圃衡門常關以爲行餘燕息之攸庭陰閑敞移花種石松蘿掩映幽勝成致其放望也乃遠之濃澗淡岑雲霞薄海邇之田野井邑來人去馬舉皆瞭然于几席之上時譚玄歌詠以延社侶逸騷客或炷香淪茗以錄梵夾繙外典毋乃此中有真意乎固未可復言辨焉寂幢上人性慈祥汎愛住山累年爲眞俗所服余亦與師驩于方外頃東舍雨集賞吟烟景閑暢竟日而師素欲徵余文以爲舍顏數乞言不措余終不得峻拒因述所觀記以副其需云爾

寶曆戊春二月

平安屈燕撰

文化七年御位牌堂新建藩主齊賢公祭文

維

文化七年庚午四月七日

襲封十世孝孫藝備兩國守護從四位下侍從兼安藝守齊賢  
謹致祭

太祖傳正公之靈敢昭告之曰嗚呼

公以雄偉之資起禍亂之際大承

豐關白之委迺爲魚水之親又得

源神君之知遂結金蘭之契其進善算納嘉謀不可舉數挫銳鋒摧堅陣蓋亦幾何桓桓百征能助四海混一之功業謬謬一諫直救天下億兆之生靈撫民以仁故其所居之黎庶久懷其德理家以儉故其所養之臣子能守其風是以皇天降休封疆益大鬼神錫福子孫永昌惟吾蠢愚膺茲爵祿夙興夜寐切恐家風或衰仰瞻俯思深願

祖德無忝

兆域雖在一千里外爰造新堂以安

神之英魂

忌辰正值二百年期因舊典竭吾之哀悃無勝感激悽愴之至

襲封十世孝孫藝備兩國守護從四位下左近衛權少將兼安藝守齊賢

敢昭告于

太祖傳正公嗚呼

公德智仁而勇創業爲繼子孫永依齊賢不肖保茲大藩戰兢兢常思祖訓歲



月雖遠

忌日復臨輒無勝感戴追慕之至謹掃

神位敢伸哀誠維

公之靈尙昭鑒

寶勝院

## 二 寶勝院

寶勝院は岩尾山興善寺と號す、白島九軒町に在り、宗派は古義眞言宗御室派なり、慶長三年二宮太郎右衛門就辰の子孫、毛利氏より地を此所に賜ひ、當院を創建す、開山増仙是なり、三世榮儀は尾張國甚目寺より來り住し、寛永十六年新たに釣鐘を鑄る、四世宥海晩年に當院の由來記末に記を作り、之を後住に貽せり、八世深海の時顯妙院當時の藩主綱長の側室春登院石黒氏、元文元年に寶篋印塔を建て、享保十七年に喚鐘を造る、釣鐘、喚鐘とも今に傳はらず、本尊は藥師如來なり、境内地はもと廣くして五段三畝一步御免地ありしが、明治初年碓大明神分離獨立の際、境内を分割し、其後明治十四年再び寺地分割に遭ひたれ

寶勝院由來記

ば、大に縮小し、現今の境内地は反別一段二畝餘步接續共有墓地を除く、官有免租地なり、境内にも碓大明神あり、往古此地海中の孤島なりしとき、外舶來りて碓を下ろしける故、此の名ありと云ふ、古の箱島明神是なり、明治初年別に境内を割きて分離獨立したり、神社の部に載せり。

### 寶勝寺由來記

傳聞、當寺之開基者、慶長三戊戌年、凡及七十三年、于爰毛利輝元之太守、從吉田之庄至于當島、而令有城曳、爰以諸寺跡追而寺院等令曳出、于屹當時之住持増仙法印者、二宮太郎右衛門依爲子孫、輝元公存知之子細在之、令致當院之寺中拜領、即建立一寺、號寶勝院、開基御免地之旨趣如右、于爾寺中之當卯辰而有神靈、傳聞嚴島之靈神、始而當國來臨之砌、此于尾山留神船、令鋪下幣帛新、而令顯鑑大明神、給於廣箱二島者、一社之爲氏神可知、尾山者即當東方、有正觀寺山、兩山相續、而山之形似角箱、故號於當島、而箱島申傳也、次當院本寺之義、唯今迄無之、自今以後、本寺之判形可致相傳畢、扱亦當寺住持之義、増仙増盛榮儀、某宥海及四代、于然愚身生國攝國、至十一才當國令下向、是則先師榮儀依有由緒、而師弟之令致契諾、及二十才而高野之學室入事、凡及十七



年卅七才而先師令讓當寺、漸今年迄二十八年住持職相勤者也、仍爲後證如件

戊霜月 日

寶勝院宥 海

光明院

### 三 光 明 院

光明院は醫王山興堅寺と號す、東白島町に在り、宗派は寶勝院に同じ、當院往古は甲斐國に在りて、行基菩薩の開基と傳ふ、中頃の開山を秀存と云ふ、木食の僧たり、淺野氏同國に在りし時、寺領を賜はり、後ち紀州に隨ひ、遂に又當地に従ひ來る、依て淺野氏譜代の寺院を以て目せらる、初め西白島に一寺を草創し、利益院と號す、本尊藥師如來なるにより、遂に其所を藥師の町と呼ぶに至れり、秀存幾ばくもなくして遷化し、之を不動院に葬る、其和歌山に在りしとき、多くの徒弟を教養し、師を慕ひ廣島に來るもの亦多し、明星院一世秀海、二世存海、及當院二世春惠等其主なるものなり、利益院を光明院と改めし年代詳ならず、享保十四年三月藥師町火災の時類焼し、今の地に替地を賜はり、

寶物

同十六年堂宇を建立せしも、天明元年二月四日復た火災に罹り、再建せり、文政年間金毘羅堂を建立す、境内地はもと反別九畝十二歩四厘地御免ありしが、明治二十七年山陽鐵道敷設の際、其敷地として割讓せられ、現今は八畝十九歩官有免租地なり、

寶物

不動明王畫像

現今當院に傳ふる所に據れば、開山木食秀存は戒律嚴肅にして、殊に不動の行者なりければ、元和年中秀存病褥に在りしも、自ら不動の三摩地に住し、觀想他念なかりしに、或時病床の蚊帳の外に火焰熾んに起る、秀存驚き瞻仰すれば、不動の尊影燭中に出現せり、即ち歡喜禮拜して長く尊影を留め給はんことを禱りけるに、其儘蚊帳地に尊影をどめ給ふ、故に世人呼んで蚊帳不動と云ふ、秀存の弟子存海これを軸物に表裝し、永く當院に安置す云々と、然るに知新集には、此本尊は弘法大師甲斐國醫王山にて蚊帳に入り、不動王摩池住し給ふ、夜尊像出現ありしを、大師すぐに圖繪せられしをもつて、蚊帳不動と號し、當院第一の什物なり、されば此尊像に添ひたる



勅筆縁起などありしを、かの山に残し置し由、なほ子細は知らねど、守脇指一腰、武田信玄の短冊一枚は、當地までも持來り、まさしく寶永七年までは當院に存在せしと見へ、同年五月の申出にみへつるが、かの回祿に亡びぬるか、今はなし、其外いろいろの寶物同じ申出のうちにはあらはれたれど、悉く鳥有となれり、惜いかな」とあり。

#### 四 正 觀 寺

正觀寺

正觀寺は箱島山慈眼院と號す、白島九軒町に在り、宗派は寶勝院に同じ、當寺縁起に記する所に依れば、靈龜元年行基菩薩の開基にして、廣島に於ては他に雙びなき古刹なり、本尊は聖觀世音菩薩にして、行基の作なりと傳ふ、寺の山號箱島は今の白島の古名にして、此の地往古は海中の小さき島山にて、其狀箱に似て方形なりしに依り得たる名なりと云ふ、慶長年中、僧宥興中興せり、萬治三年二世存榮の時、不動院の讓を受けて、大和國大峰明王院先達の職を兼ね、爾來每歲入峰し、享保初年の頃には藩主吉爲めに隔年四寶銀若干を

正觀寺由來記

賜ひ殊遇せらる、後いつの頃よりか其職を退くに至れり、嘗て此の先達の職に關し、不動院と論争を醸し、遂に本山山城國三寶院に上ぼり裁斷を受けたることありしと云ふ、その職を失ひたるは蓋し此時よりなるか、今詳に知り難し。

#### 正觀寺由來記

夫物の起るや皆時あり、かふるなる樹も、春にあひぬればさかへ花さきぬ、佛の世をすくふも、時を待ち人を待てあらはる、されば我日本佛をしらざる事久し。

欽明天皇の時、百濟國より傳へしより、はじめて此をしれり、程なく聖德太子出て、伽藍を立、教法をひろめ給ひ、次で行基菩薩出、人をすくふ事をなん多くしたまひけり、當寺は行基菩薩の建立なり、此ぼさつ和泉國大島郡の人なり、天智七年に母胎を出給ふに、胞衣つゝみまこひて、世の人にことなれば、母いみて、さて樹の枝にかけ置ぬ、一夜を経てゆき見れば、胞衣を出て物をぞ云給ふ、父母よろこび、おさめやしなへり、童稚の時より、よく佛乘を讚説す、村里の牛馬をかふはらはへ、皆牛馬を捨て、相したがふ者數百人に



至れり、しかる間、牛馬諸所にちりうせぬ、其歸るにおよびて、ぼさつ高所にのぼりて、牛馬をよび給ふに、其聲に應じて來り、各の牛馬をひきさりぬ、年十五にして出家し、名師にあひ、深く教道をまなび、常に行化を事とす、道俗追隨ふ者千百をもつてかぞふ、其過る所の嶮難、或は橋を架し路をつくり、或は其所に耕墾すべきを教へ、池をほり堤を築き、日本國中民今に至まで其利をかうぶらすといふ事なし、五畿の内半間の精舎を立、諸州往々遺跡あり、

聖武天皇特に敬ひ給ひ、大僧正とす、日本大僧正の任、是よりぞはじまりぬ、凡ぼさつの事迹、委き事本傳にあり、今此寺箱島山といふ事、本海中の絶境にして、東西岩巒岌嶮とさかしくして、雲常に起り、南は滄溟漫々とひろくして、魚鼈およぎあそび、をのづから心目きよくほがらかなり、いはゆる方の外にして隣あらざるものなり、然に夜々光を放ち、日々紫雲たなびく事あり、人みなあやしみのぞむ、靈龜元年中夏の頃、行基ぼさつ西海行化の時、靈驗を見て、こゝにあそび玉ふ、岩岫深邃とふかき所に、一寸六分の石像あり、これをとり見玉ふに、即正觀世音の神相粲然たり、こゝにをいてや、夜々

の光明、日々紫雲、此尊像の瑞相なる事をしれり、傍に異木あり、これをもつてぼさつみづから一像を禮刻して、其内にかの寸六の石像をこめ、其所に就て一字の精舎を立、是を安置し、慈眼院正觀寺と名けたまへり、げにも福壽海無量慈眼視衆生の經の文、此海嶋や依正相應の感遇とぞ覺ゆ、其後養老元年十月十七日卯の刻より、海中風波鼓動し、此嶋又震撃す、巳の刻に至て、風やみ波しづまり、濱渚一所紫雲相おほふあり、人あやしみ往てこれを見るに、正觀寺の石像靈容儼然としまして、これ人間の手様の成處にし、あらず、龍宮界よりあがり玉ふにこそといひあへり、されば海中の鼓動せし事、此尊像出玉ふ相にてあめれ、むかし釋尊の誕生し玉ふ時、世界震動し、異瑞多かり、經の中もろこしの文にも、其ためしすくなからず、其時此寺にすめる僧ゆき拜みて、我寺權化の啓迪として、觀音瑞應の靈境なれば安鎮すべきに堪たりとて、やがて荷負して歸り、行基ぼさつ禮刻の尊像と並べ供養し奉りぬ、又其近頃天竺國甘露飯王の裔善無畏三藏、密教弘通のため、唐の開元四年にもろこしに渡り玉ひしか、それより又日本に來り玉ふといへども、日本の人いまだ根機積ずして、むなしう歸り玉ひぬ、其折か



らや、此嶋を瞻禮して、如意輪觀世音の一萬五千佛並現の奇異の圖像を此におさめ置玉ひぬ、行基安鎮の尊像、並海中出現の石像、無畏資來の圖像、是を三絶大悲と號し、永世國家の鎮押とあがめ奉るものなり、  
此寺世覓人淪雖耳目不該風塵、佛偶有寬平年中海辨所記其言雖膚淺事傳後世□□蠹朽難補其住持能圓欲之雖括余語言左學頭存榮、敲弊戶要之余筆余也、雖多病疢、慵不膺備鄙詞於筆

壁峯雲石堂

藥師院

### 五 藥 師 院

藥師院は將王山明長寺と號す、東白鳥町に在り、宗派は寶勝院に同じ、初め堀川町に在り、福島氏の時、淨土宗大信寺の廢址を修驗明長に賜ふ、明長は安北郡今の安佐郡の内小田村の出身にして、其子榮雄に至り改宗せり、依て之を當院の開山となす、本尊藥師如來を安置せるを以て藥師院と稱し、榮雄の父の名を取りて寺號となせり、堀川町より今の地に移りたるは承應以後天和以前なる

藥師院緣起

べし、嘗て藩主淺野光晟幼時眼を患ひ、二年にして尙ほ治せず、之を當院の藥師如來に禱り、乍ちにして癒ゆることを得たり、依て黄金及緞子若干を寄附して、佛恩を謝せられ、爾來歷代の藩主、正五九の十二日使を遣して代參せしめ、供物を獻備し、敢て絶たざりしと云ふ、

藝州廣島堀川町將王山明長寺藥師院之緣起

夫物也者、濫觴于微志焉、事也者、興起于小願焉、粵將王山明長寺藥師院者、創建於明長之志願焉、故名曰明長寺、安置藥師之尊像、故名曰藥師院、神將與醫王省併、名曰將王山矣、抑當寺本尊藥師如來者、春日權現之彫刻、而殊勝之靈軀也、元是江州石山寺之尊像、而奉迎于此地、良有以乎、靈軀吉瑞、其所顯於世也、今于此略焉、當時攝州大阪之城主秀賴公之幕下有役行者之末輩、名明意法印、或時有宿願、參籠于石山寺、而獨坐石上、一七日夜、不臥而不眠、讀誦觀念、乃誓曰、此吾有緣之佛也、冀迎請此尊像於浪華之庵室、若不能竟之、如吾所願者何、何去斯石窟哉、七日已滿、夜暫閉眼、而如眠亦如幻、本尊現形而立、嵩上、即告曰、汝願已滿矣、亦常可念我、我隨守護也、言了忽焉去、亦如夢覺矣、明意莞爾、而展眉歡甚矣、乃退而攬感淚、噫々爲迎焉、車輿何以哉、爲饋焉、玉帛何以哉、實



得時假其勢，而如取其掌物，終護去，而祈修秀賴公之平安，而天下無事，勤念亦無懈也。然明意及耆宿，常歎我齡頗向七十，命有限，而無人付屬此尊像也。于時慶長十七壬子之秋，或夜蒙不思議之靈夢，本尊亦現形告曰：「預知嗚呼，吾此地之緣盡矣。城主復得殃災，不過三年，運窮果盡，守護而不能，汝亦老矣。吾結緣中國，不如速去而化益之，急可附與藝陽之明長，不可遲留也。明意夢覺，悲淚絞袖，急認雁書而將贈焉。既而書落掌開之見焉，夢中之佛勅，宛如符節矣也。明長遽然浮舶於西海，萬波風穩，信宿無滯，遂着浪華之岸，而爲得春日明神之作醫王善逝之像也。他日催歸帆而入堀川，卽迎本尊於當堂，而明長恭捧蓮臺也。鞠躬如焉，敬備禮尊也。肅慙如焉，是故無貴無賤，無長無少，人之所歸依，佛德亦無所不至也。於此有病者，發願立癒，有憂者轉之以喜焉，感應實如響聲，無願不滿也。仰觀本尊威光之大，俯察衆生得益之多矣。雖世殊人異，深歸依此尊者，鬼疫速除，業惱忽轉矣。此謂之不洩衆病悉除，身心安樂之本誓也。爰倩鑑往時慶長十九甲寅之冬，難波事起，明年夏城陷矣，以是觀之，靈夢聊不遠也。誠是佛意之世，虛妄絕感矣，可信可仰，可敬可尚也。如斯靈妙不思議，不遑舉毫，誰能記之哉。而后第二世之住法印榮雄，曲肱於仁和之法務，而被山寺院號之額，屈膝於南

山之門主，傳字印形像之璽也，可謂祕宗之興起，密場之權輿，其唯有雄師之鴻業也。余有以而下于此地，寄寓當院，已三月，或時語余曰：「當寺之來由，雖惟非有古老之言傳舊記，猶有文々句々間亂脫矣。請願刪補其繁簡，使文質彬彬，當以爲當寺萬代之緣起也。爰余雖頑愚而不允其才，固辭亦似高言者也。故不願鄙句拙口書以錄焉。後之覽者，忘文取義，亦曾莫論其邪正也。人因感而有得，則復撰詞，以末簡賦詩，今亦倣之，而綴一絕句，以述其大旨。其詞曰：

疇昔明長悲願門，貴哉明意瑞夢尊，醫王善逝有緣地，十二神將鎮護園。

昔慶安四辛卯秋八月穀旦

南紀金剛峯寺沙門寶光院第二十四世末羽 應盛謹書

再興開帳之願文

再興開帳之願文

竊以醫王△馱悲濟爲根，祕密達摩慈樂是最也。仰信者龍雲自感，歸依倫虎風速應矣。粵當院本尊藥師瑠璃光如來者，元是雖施益攝州浪華之浦，今既令被化于藝陽廣島之津，其化益因緣如何者，當寺師祖明長法印，點靈地達梵閣，欲



覓爲木佛權作醫王之靈像冊一寺之本尊、于時有靈夢之感、蒙奇異之勅、夢中佛勅、宛如符節也、於此遙仰二世之得益、浮于海涉難波、輒爲得春日明神之作、醫王善逝之像也、而他日既催歸帆、還當地、即安置本尊於彼堂、而歸悉地於此、院爲國主祈平安、爲檀越顯効驗矣、然當時元和年中、當國之太守光晟公、御幼稚而患病眼已兩歲、雖國下之醫師、傾頭研肝膽、他邦之醫伯、探腸振真術、此猶無其驗也、群臣蹙眉、奈之何哉、于時當寺本尊之靈驗著國下、夙達于上、聞杉田新兵衛友政爲使者、而懸立願、其嚴重也哉、奇哉、醫王善逝之妙術、不移時而平癒妙哉、二六神將之威力、不歷日而全快也、此全非法印之修力哉、主君深信之所爲歟、應本尊加護也矣、仍主君絕感之餘、耶、仰信之篤、耶、獻以緋緞子一卷及金拾兩、而後每歲正五、九月十二日、代參未曾怠、渴仰亦彌不淺也、自爾已還、戶帳破壞則新懸之、其幾回乎、已近予之住職、而亦新懸之、亦辱焉、于茲、想其往時、緇素運步如市、貴賤連袖成群矣、今已衰亦悲、無靈驗、譬雖梅花覆、不折則不薰、功德滿法界、不信則不顯矣、予倩接經意、藥師如來、卜居於東瑠璃界、施益於南閻浮提、衆病悉除之願、海摩盧還淺、身心安樂之恩、山蘇迷益下、因茲一代教主釋尊、嚴法會於音樂樹之下、轉法輪於金剛石之上、示醫王之本願、喻

善逝之得益、爲令破除生死黑暗、日月二光以脇士、爲令解脫衆生之禍災、二六神將以眷屬、然則雖安置藥師如來并脇士二光十二神將、當時無住之頃、一字空歷星霜、而尊容直被侵雨露、形容威焉、彩色自滅矣、相好魏然、持物悉損矣、貧道往來、非不憂之、思之乏資財、而志願久藏胸間、已而去歲、予幸被太守公之惠賜、辱欲爲再興之一基、庶幾衆人尋滿予之素願也、昔延享三丙寅歲、從三月十二日至四月三日、三七日之間、莊開帳之全場、囑供養僧侶、開曼茶理趣之密門、塞本尊聖者之威光矣、看夫珠鬘璣珞、飾瑠璃之淨刹、鈴鐸繒幡、表華藏之莊嚴焉、伏願醫王善逝、降臨此會場、日月神將、納受此法味、因教檀越之人、現世殃災、增長福壽、使參詣之輩、求後生善處、引導即身成佛之直路、乃至麟角羽毛之鄉、飛沈走躍之縣、同破四生之愛輪、共歸入一心阿字本都耳、

昔延享三丙寅三月吉日

榮充沙彌謹

多聞院

六 多 聞 院

多聞院は吉祥山遍照寺と號す、比治山の西麓に在り、宗派寶勝院に同じ、元和



五年の舊記には比治山多聞坊とあり、享保の頃までは山號寶珠山なりしが、一時は金剛吉祥如意寶珠山光明遍照寺多聞天王院と呼びけることもありといふ、當寺の傳ふる所に依れば、治承年中高倉上皇嚴島御幸の時、後白河法皇御作の多聞天仙洞御所法住寺殿に安置ありしといふを携へ來らせ玉ひ、安藝の國司菅原在經に命じ、堂宇を安藝郡隱渡浦畑村に建て、其像を安置せしめ、道教上人を開基とし、本尊供修の料として、畑村畑見村の二村を附せしめ給ふ、往古は兩帝の供養寶塔など其地にありしといふも、今は詳かならず、享祿年中雷火の爲め堂宇焼亡せしかば、天文年中高田郡吉田の庄大元社南の谷に移して堂舎を建て、毛利氏より寺領十五石を附せらる、後ち天正十八年沼田郡新庄村今の安佐郡三條町内の三瀧山の麓に轉じ、慶長九年福島氏の時、更に今の地に移り、五人扶持并に祿米十石を給せられ、主僧俊惠は別に米百石を賜はり兩通の文書寵遇殊に厚かりしが、福島氏貶謫の時、俊惠の徒弟宥惠が年少なるを以て、後事を不動院住持宥珍に託し、己れは其配所に至り、常に近侍して之を慰め、薨後尙留りて其冥福を修め、寛永七年三月を以て遂に其地に終れりといふ、當院に俊惠の墓あるも、逆修と記せるは之に依る、持佛堂に後白河高倉兩院の尊牌及び毛

鉦鐘

利福島の牌子を安置す、寺に古畫佛像・曼荼羅の類を多く藏す、又三條小鍛冶宗近作の劍あり、福島氏の寄附せしものにて、其外函は明和中國老淺野氏これを寄附せり、第十六世住職圓曉は公共の事業に盡すの志深く、明治五年九月二十八日縣廳より長崎異宗徒拾名を委託せられ、之を改心せしめ、且費用の一部をも自辨したるを以て賞與せられ、同四十四年六月一日には當院の客殿を再建し、其落成式を擧げたり、

釣鐘 もと毛利氏の寄附せる釣鐘ありしも、寛永年中破損し、改鑄の爲め大阪に轉漕の途中、破船して海底に沈みしと傳へ、今は無し、

鉦鐘 銘に

奉寄進鉦鐘一釣藝州廣島多聞院權大僧都朝盛代 施主竹原鹽濱友屋 助右衛門 正徳五乙未龍集九月十五日

と鐫刻しありしも、安永三年當院類焼の時、火中に落ち、音響を損じたるに依り、寛政三年後白河法皇六百年御忌追福の爲め、十三世寂澄これを改鑄せり、

古文書

古文書 知新集所載に據る



覺

祕地山の多聞院毛利殿御代には寺領高十五石右の御墨附は毛利殿御届に萩へ参る時船中にてうしなひ申候大夫殿御代に五人扶持切米十石被成御寄進候此墨附は大夫殿御代官衆御とりもどしに而拙者手前に無御座候以上

申六月五日

多聞院判

田原傳左衛門殿

松田爲兵衛殿

○  
態申入候今日御屋わたり之由尤目出度存候次に當年御知行所可進候へ共結句御代官彼是に如何と存小河若狭手前より現米百石進之候則折かみ相副進申候猶口上に申含候恐惶

十二月二十四日

羽左衛門大夫正則判

ひち山法印様人々御申

塔墓

塔墓

瑜祇塔一居土砂器高さ一尺五寸文安二年六月十八日出來あり大正五年より四百七十年前の古物なり

傳徳院殿累世一貫大居士の墓淺井源五郎爲政天正元年八月廿九日亡

憲政院殿元心善貞大居士の墓上杉四郎民部少輔天正六年六月十八日亡

釋昌立信士の墓慶長十二年四月二十七日亡

本生妙阿禪定門の墓元和三年正月四日亡

花岳淨春大禪定門の墓元和八年戊七月二十八日亡俗名辻少兵衛備後三原の家士

贈從四位頼春水の墓儒家もみ安養院の境内

同妻飯岡氏の墓同上

贈從四位頼杏坪の墓儒家同上

同妻加藤氏の墓同上

頼景讓の墓同上

頼采眞の墓同上

頼聿庵の墓儒家同上

頼元鼎の墓同上



頼誠軒の墓(同上)儒家

植田良背の墓儒家

植田兼山の墓(同上)儒家

廣藤道庵の墓醫家

市川寧の墓儒家

大平佐太郎の墓仁保屋と號し、立町に住せり、廣島城下にて蚊帳を製造販賣せし元祖なり。

津村聖山の墓儒家

安養院

### 七 安 養 院

安養院は如意山觀喜寺と號す。宗派寶勝院に同じ。明曆三年祝融の災に罹り、舊記焼亡せしにより、開基等詳かならず。淺野氏入國當時の住僧存慶を以て初世と定む。本尊は如意輪觀世音菩薩にして、弘法大師の作と傳ふ。もと比治山の山腹にありしが、明治維新の後、維持困難なるに至り、明治三十年八月十日蟹屋村荒神堂に合併し、其の境内に移轉せり。比治山腹の西方に突出せ

墳墓

る丘地は、もと「雛の山」と唱へ、當院舊時の境内たり。南は嚴島を始め、島嶼青螺の如く海上に浮び、西北は滿城を一眸の中に收め、天然の風色いふ計りなく、四時遊客絶へずと雖も、殊に三月雛の節句には、老幼の士女、行厨瓢酒を携へ、此處に登臨するを例とし、衆庶の群集せるを以て、其名に呼びけりといふ。今は全山すべて公園にして、到る處眺闕の佳なるありと雖も、舊に依りてこの地尙ほ其勝を失はず。

往時當院の境内は甚だ廣く、五段十二步御免もありしが、蟹屋村に移りてよりは、僅に八畝二十六步となり、其の二畝二十五步は官有地にして、六畝一步は、もと蟹屋村住民の所有なりしを、當院に寄附せしものなりと云ふ。

墳 墓

多聞院の條下に載す。

西福院

### 八 西 福 院

西福院は長榮山清照寺と號す。木挽町に在り、宗派は寶勝院に同じ。嘗て僧隆



譽諸國を周遊し、來つて當地に留り、文祿二年遂に寺地を賜ひて、當院を開基す。本尊觀世音菩薩像は唐より傳來すといふ。元祿十二年明星院の僧辨龍、其由來を記せり。由來記、後に載す境内に粟島社あり、淺野但馬守長晟未だ紀州在城の時、夫人徳川氏同國粟島明神を信仰せられしかば、元和五年入國の後、其の追福の爲めに故夫人の隨臣杉田新兵衛をして、之を當院に勸請せしめられたりと傳ふ。緣起文、後に載す寺内に多く什寶を藏す、中に就て紺紙金泥寶篋印陀羅尼經一卷は釋道喜の筆にして、康保二年七月廿六日自から由來を序して之に附せり。今より凡そ九百五十年の古經にして、明治四十三年四月二十日政府これを國寶に編せり。是れ實に現今市内に於ける唯一の國寶なりとす。文政年間、十三世瑞明の時、本堂庫裡を大修繕し、本山仁和寺より賞詞を賜ひ、明治四十一年十五世惠明の時、客殿庫裡を改築せり。

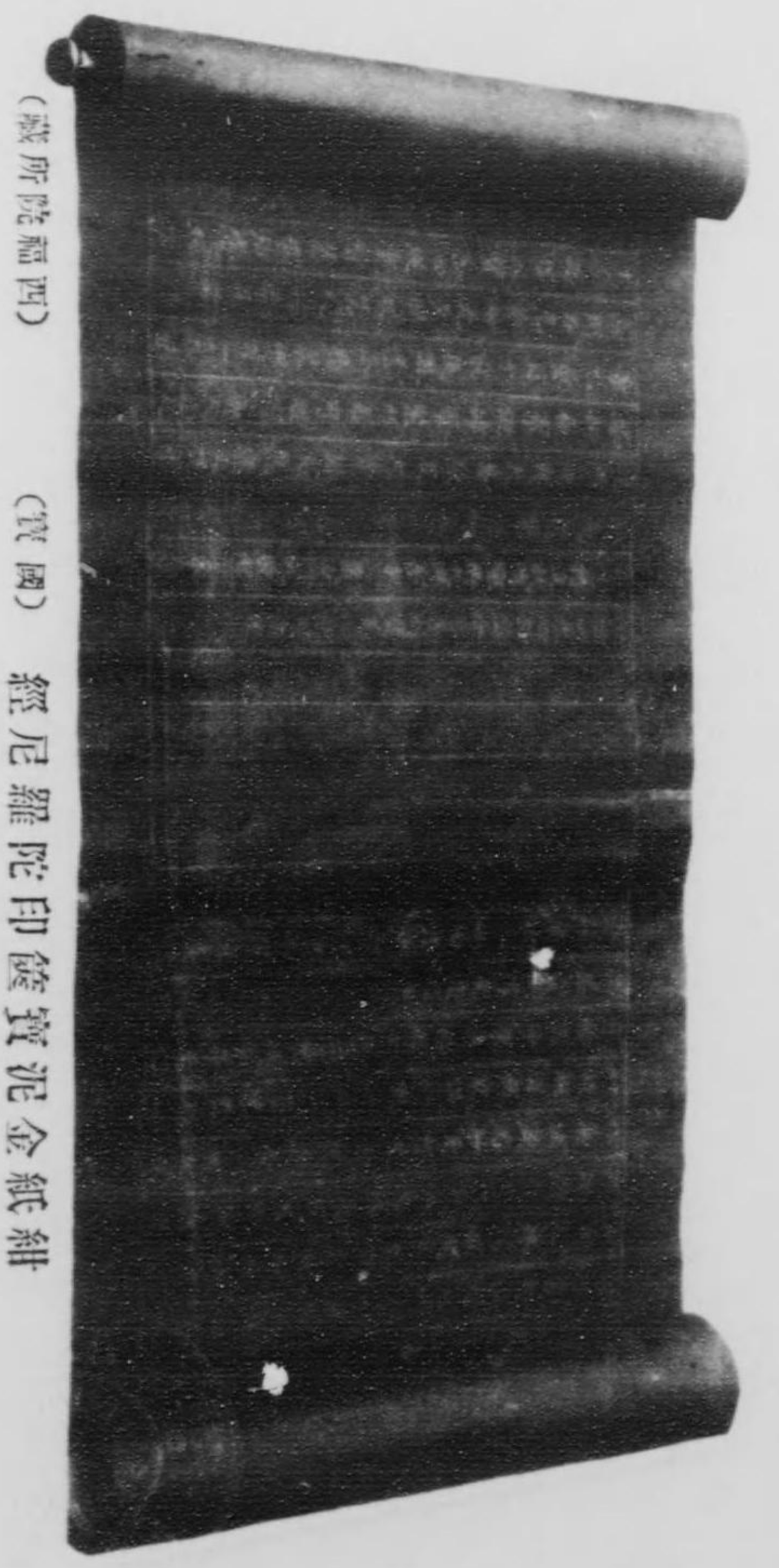
本尊由來記

國寶の古經

藝州廣島長榮山清照寺西福院并本尊由來

夫大士之法也、獨不興、必也俟人、有其人則興、無其人則廢、是吾法之所以有興廢也乎。越當院開基隆譽閣梨所生阿州也。天正之間、毛利輝元震名於武勇、築城於此地、隆譽周遊諸國、一日到于此、有操行、嚮于人爲結草廬而居之、猶言淹





(藏所院福西)

(寶圖)

經尼羅陀印篋寶泥金紙紺



留不忍歸去。文祿二年乞地遂成一宇。西福院是也。本堂本尊正觀音。隆譽所持之尊軀也。相傳自漢土來矣。靈應最揭焉。護摩堂本尊藥師如來。行基菩薩朔彫也。當院第二世宥譽。族出藤田氏。父爲豫州股野城主。昔年爭亂。父與毛利氏戰而不勝。父子潛逃于此地。宥譽素有難染之志。師事隆譽。今藥師尊像。初宥譽在豫州之日。所信敬也。棄而在州之河野村。一夕夢藥師如來告曰。不知乎我未棄汝。蚤迎我於此境。信護矣。感喜交集。肆事跋涉。往豫州以事告河野村某甲等。前夜爾河野村之里老有靈夢。藥師如來曰。我藝陽有緣。往彼方。以宥譽之言。與里老之夢有相合者。遂共謀而奉此地來。効驗實繁。慶長年中。本町山縣屋三彌者。久罹眼病。療養無術。常信此尊者。已尙。病床猶不忘。或夜藥師如來夢中告曰。我是汝所信之藥師也。我像甚破壞。汝修繕之。疾卽瘳矣。竟猶如威容在枕上。因茲加修覆。奉供養。則其疾除焉。披本願藥師經。此如來同位發十二大本願。引群眠。破衆暗。除重病。消厄難。其德不爲不多矣。歎堂宇頽廢。尊容傾側。現住本高勤營。構聊募檀越士女。加以自己財。俾得新建立道場。修補尊容。其益無所窮。助緣切不可測。凡我大教也。一見茶。滅無量罪。豈技貨財入密門平安。不動毘沙門爲二脇士。延寶中。或人負不動尊像來求價。寺裡有賓客。紛紜不容言。彼安隣寺之某。



所飯、翌旦隣僧來語住持曰、不料得此尊於我房之側、我聞公常謂要感得不動尊像爲附與之、以可尊信矣、住持喜觀者甚、有數日亦彼負毘沙門天尊容來謂曰、先安不動尊像於某寺之側、今聞其尊安此院矣、此毘沙門天與先不動尊年來安同所、我所飯敬也、我有所志願寄附之、言已去、出而見之、不知所之、可不恠哉、檀越謂住持曰、嘗聞護摩之法、滅罪生善計、脫苦得樂基矣、深望於道場修此法祈我黨幸焉、是故獻香花辦供具、每月七個座、修藥師如來護摩祕法、以凝丹精、且書檀主姓名各掛于堂前、永垂不朽者也、想篤信施主、現世保椿齡千歲之壽考、當來發蓮臺八葉之覺葉、住持沙門本高、藝城東山明星院辨龍偶有西福院緣起舊本、略爲所依、應需漫記、

昔元祿十二龍輯己卯三月上澣

粟島大明神  
略緣起

藝陽廣陵中島西福院鎮守粟島大明神略緣起

抑粟島大明神と申奉るは、紀州名草郡蚊田の地に鎮座まします、其由來を尋奉る、此御神は高皇產靈尊の御子少彥名命なり、此御神大已貴命と力を合せ、御心をひとつにして、天地を經營、また民の爲其病を治る方を定め、鳥

獸昆蟲の災をはらわんため其禁厭の法を定給ふの尊神なり、粟島と名け奉るは、初少彥名淡島に至り給ひ、粟莖にのぼり、はちかれ渡りて常世郷に至り給へるとなん、是より粟島とは申奉るなり、又曰、大已貴命、出雲國五十狭々の小汀にて飲食せんとし給ふ時、海の上に人の聲あり、怪しく思ひて見給ふ所に、白斂皮を船とし、鷓鴣羽を衣として、潮のまに／＼浮び至るものあり、大已貴命とりあげて掌中に置せ給ひ、其かたちをあやしみ思召、天の神に使を遣給ふ、時に高皇產靈尊是を聞給ひて曰、我産る所の兒一千五百座あり、其中に教養に順はざるものありしが、必かれならんとの給ふ、則今の粟島大明神なり、殊に此御神は本朝神仙醫藥の祖神にして、わきて女の白帶長帶帶下の疾を治給はんと、の御誓ましますなれば、常に信心堅固ならば、其病は云に及ばず、諸病忽平癒すべき事疑ふべからず、唯神仙醫藥にのみ御心をよせ給ひて、天下に御志すくなかりし故に、御名をも少彥名命とは申奉りき、神祇式といへる書の中には、此御神を藥師菩薩と記し侍れば、彌、醫藥の祖なる事尊ぶべし、人として病をうけなば、萬事悉くすたれて、其つとめ怠べし、士農工商僧俗男女ともに、其身を全くして後、其つとめ



も専なるべししかればかく神仙醫藥のみに御志あつく諸人の疾をすくはんこの御誓まします御神人として尊ぶべからざらんや其餘此御神の御事神書記録等に見へければ委しくするさず年久しく當寺の鎮守たりといへども知る人すくなし故に諸人結縁のため新に一字を造營し遷宮供養をなし奉るものなり

寛永八辛卯二月朔日

墳墓

武田和千代丸の墓 武田光和三代の孫なり、文祿三年八月六日卒、時年三十六と刻す、  
當院開基隆譽上人の墓 元和二年七月二十一日寂

墳墓

寶物

紺紙金泥寶篋印陀羅尼經一卷 釋道喜筆、由來自序、序文末年號康保二年乙丑七月廿六日あり、文言畧す、

慶藏院

## 第二節 高野派 一 慶藏院

慶藏院は寶龜山無動寺と號す、宗派は古義眞言宗高野派なり、材木町に在り、もと河内國にありて、楠氏の祈願所たりしが、僧増宥に至り、楠氏の裔清水氏、其他數人と與に備前兒島に下つて、暫らく其の地の藥師院に留り、慶長年中に又この地に轉じ、遂に寛永十五年七月三日遷化せり、之を當院開山となす、初め慶藏坊とも唱へり、二世増榮に三人の法弟あり、一人は滿松院開山増實 今廢寺なり、一人は安樂院開山増香にして、他の一人は河内國觀心寺住職増意僧 正是なり、寺に兩頭愛染明王あり、本堂に安置す、相傳ふ楠正成の護身佛にして、後醍醐帝より賜ふ所なりと、繪旨及正成の書狀これに副ひしも、由來書は寶永年間其繪旨及書狀を失ひ、今存するものは増宥の嘗て寫し置ける所なり、といふ、本堂は延寶四年三世榮繁再建し、後ち文政の頃十世宥海更に建立せり、本尊は不動明王なり、鎮守社もと楠氏三世の靈を祀れりといふも、社は今歡喜天堂となし、稻荷大明神を配祀せり、



古文書 知新集所載に據る

御繪旨并楠正成公由緒軍法愛染明王緣起

抑奉安置兩頭愛染明王者、弘法大師の御彫造にて、則金胎不二和合の尊躰なり、和州金剛山轉法輪寺最上乘院護摩堂の本尊として、寶祚延長四海安康の勅命あり、感應靈驗、他に超過せる尊體也、

後醍醐天皇、元弘元年、此明王を以楠正成戦場の守護とすべき由、勅を下し給ひて、正成ありがたく拜請し奉り、勅狀を厚く信仰し、怠ることなく、弓箭を取る時は、心を愛染の三昧に住し、劔刀を帶る砌りは、此尊の三昧に乘し、度々の合戦に數万の矢前を拂ひ、危き劔難を遁れて守護し奉る、天皇莫大の軍功も皆是明王の靈德なり、爰に河内の國觀心寺當住は、正成公の舍弟同腹の縁を以て、此明王并繪旨相添、彼の寺へ寄附あり、此趣は我子孫へ申傳られよと、委しく弟子仙學房へ申含らる添狀あり、夫より觀心寺に安置し奉る、其後河内國錦部郡清水村に次郎左衛門と云者、一人の女子あり、手裡の玉籬の花と旦夕慈愛を盡す事、是親の常情なり、況や此次郎左衛門に於てをや、去る春の頃、娘疱瘡に苦み、良藥名醫を求めて、種々療治を

盡せども、疾甚だ重し、兼てより大師を信せしものゆへ、大師の御慈悲を仰がんと、一心無相に遍照金剛の尊號を咒し、丹誠を抽ければ、夢現ともなく大師出現し給ひ、光明赫々として、のたまはく、觀心寺愛染明王は我彫せし尊なれば、此尊を拜し供養すべし、且此明王の御手に守あるべし、是を頂戴せば、疱瘡平癒すること、掌を指すが如くならむとのたまひて、御姿はうさせ給ふ、實にや不思議の靈瑞を蒙りしと、急き觀心寺へ詣り、明王を拜し奉れば、現夢のごとく相違なく御手に守あり、院主へ語り、拜領し歸りて、娘のえりに掛れば、草頭の霜に朝日の光り加ふるが如く平癒しけり、兩親喜ぶこと盲龜浮木を得たる如く、依之明王は疱瘡守護の靈像なりと、近隣渴仰の驗を得るもの數を知らず、皆是現當二世の利益を得ること、日々に新なり、其先き正成公護持の間、威力顯然たれば、此靈像を俗家に置べからずと、右觀心寺へ寄附し、并に勅詔の書類一同に寶篋の如くして、秘密印可の故實、嫡々相承の印信とせり、慶藏院は元楠家の祈願所たる縁を以、觀心寺より法脈相續の印可として、附屬ありけり、星移り物換りて、慶藏院も有名無實となりんとせしに、寺僧此明王を具して當國へ移り、錫を掛て慶藏の小



坊を創し、久しく此の明王の盛徳を信仰せり高祖の聖彫、天勅の祈誓、楠家の信尊、觀心慶藏の祕王、嫡々相承の冥福、信するものは利益あらむ、譬へば明王の月の影、信者の心の水に浮ぶが如し、心あらむ君子は信じて仰ぐべし。

○ 綸旨

兩頭愛染明王 弘法大師彫造一軀

右於授與正成者、向後爲軍中之守佛、宜令拜信之旨者、依

天氣如件

元弘元辛亥九月朔日

右少辨

楠正成許

○ 楠消息

急△忠△墳△候、訖然は頃尊氏直義起鎮西發△軍師群勇三十萬騎、別分於海陸二道、近日攻上由風聲流聞於事實者、天下大變不可延時、因茲馳向兵庫

可致防戰之旨

勅宣甚以急也、正成倩傾軍慮度々、官輩微卒而何豈當於大敵矣、依數雖諫奏

君曾無御許、容空淚痕、今日發京師赴戰場、訖嗚呼命懸、養由矢前義比紀、信

忠欲至戰死之條、無他事將又元弘年中、自天子御勅與之愛染明王爲子孫

武運貴院へ可安置路次、迎佛之僧一人到兵庫、可差越候委曲、期其節可演說

者也不宣

五月十六日

河内守正成

觀心寺 中院御房

○

遠路爲御見廻、御使僧殊に御祈念ニ卷數頂戴候、然者此表之義一兩日勝負相極候、抑此愛染明王は忝も從 天子拜受軍法之守護と奉拜衆万之朝敵、請野伏山入智謀廻、雖勵忠信君御運之末者不及力、今更保命何他、嘲請歎急戰場馳向軍門、尸曝名子孫傳事、武士之本望也、誠度々合戰數万之矢前、拂劔難遁是迄、君奉成忠孝者、此明王菩薩睡之威徳覺候間、漫非可棄置候日、頃手柄利劔朱升相添、貴院へ令寄附訖、我等子孫傳可給候委細は、仙學坊へ申渡



候急々敬白

五月廿一日

楠多聞兵衛正成

観心寺 中院御房

丁卯三月吉旦 法印増宥寫之

右傳來縁起文閣浮檀金之觀音尊像近頃紛失種々穿鑿すれ共終失所を不知依之先住増宥師之寫を以本記調置處將來堅固護持すべき者也

寶永三戊三月

法印榮繁識

二 安樂院

安樂院は泰陽山與勝寺と號す材木町に在り宗派は古義眞言宗高野派なり開山増香は慶藏院二世増榮の法弟にして慶長年間當院を開基す本堂は貞享二年四世増印建立し九世本源に至りて之を葺替へ本尊子安觀音を再造せり聖天堂は明和年中七世空然の時建立し歡喜天尊を勸請す後ち寛政年中九世融界の時細工町世並屋市郎左衛門胎藏大日尊十一面觀音軍荼利明

王の三尊座像京佛師清水隆慶作を歡喜天尊本地佛として寄附し堂内に安置す是より先き正徳年中五世増智の時藩主淺野吉長三面大黒天の靈夢を見られしこと三夜に及ぶ乃ち怪しみて竊に近臣に命じ天台眞言の寺院に普く求めしめられしに果して靈夢告ぐる所の傳教大師作三面大黒天像身長五分を當院に得られたり藩主感喜して措かず之を城中に留めんと欲するも寺什を徴するを憚り依違決せず増智その意を察して之を獻す藩主乃ち別に同像を摹刻して當院に賜ひ且増智の欲する所のものを告げしめ必ず之を成すべき旨を傳へしむ是に於て増智より當院の客殿庫裏年久しく荒廢せるを以て之を再建せんことを請ふ藩主直に命じて再建せしむこの後乃ち藩主の信仰益厚く晝夜その座右を離さず後ち辨財天摩利支天尊を添へ三大尊と稱し奉り江戸參觀の時尙ほ之を携へ身を終るまで護持怠らず逝去せらるゝに及び之を新山不動院に納めしといふ鎮守稻荷堂は貞享四年四世増印の時藩士今田左門勸請し玉殿拜殿を建立せしが拜殿は後ち文化年中十一世泰蓮再建し本社は寛政年中初めて之を建てたり正一位と稱するは寛政年中住僧禪明山城國伏見の本社より神靈の配授を受けしに起れりと云ふ



現今存する所の宇賀神は、弘仁年中、嵯峨天皇の御宇、弘法大師相州江の島辨財天に參籠修法の時、海中より得たるものなりと傳ふ。

松生院

### 三松生院

松生院は歡喜山、藥王寺と號す。宗派は古義眞言宗高野派なり。下柳町に在り、往古は紀州和歌山にありて、寺地は南をうけ、蘆など生ひたる渚邊なりしかば、向陽山蘆邊寺と稱せしが、慶長五年住職堯也の時、淺野左京太夫幸長紀州に封せられ、當院を以て祈禱所となし、祿米五十石を賜ふ。同十七年淺野但馬守長晟備中國蘆森の邑を領するに及び、別に祿米三十石を附して亦た其祈禱所と爲し、元和五年淺野氏移封して當國に治するや、堯也を廣島に召し、其の請を聽きて、もとの山號寺號に適するの地を賜ひ、且つ金二百兩を賜ひて、當院を建て、舊稱を襲用し、向陽山蘆邊寺松生院と名づけしむ。是に於て紀州松生院には、弟子秀澤を留めて住持せしめ、當地に於ては堯也を開山開基となす。造營の工成り、藩主長晟は世子岩松と共に再度參詣せられ、物を賜ふ。後

ち寛永二年に至るまで、毎歳米五十石を給せられ、同三年閏四月藩主父子、復た駕を枉げ、銀五枚及び小袖二領を賜ふ。同八年九月八日堯也遷化し、同九年二月長晟より資を給はりて、本堂を修繕す。同十二日光晟御日待の布施として、歳米十三石寄附の命あり、是より先き、前年九月堯也遷化し、法弟二人ありて、暫く輪番在勤せしが、後住のことより、爭論を醸し、事遂に藩主の台聽に達す。是に於て寺格を禡ひ、一切の施與を悉く停めらる。この後、本尊に藥師如来を安置し、寺號も藥王寺と改む。元祿三年本堂頽破せしも、修理の力なく、補助を願ひ、容るされて銀三十枚を賜ふ。正徳五年本堂復た破損するに及び、前例を追ひて補資を請ひしも、許されず。後享保二年四月藩主吉長の夫人前田氏姪めるあり、變生男子の祈禱の命、明星院に下る。第二卷第一四六頁第四節、明星院鐘圖堂の建立の條參看に當院六世成眞また之に參し、聖天修法の事に任ず。事畢り、自院に還りて後、尚ほ竊かに藩家の爲に修法を續く。藩主これを嘉賞し、同六年八月修法内命の親書并に銀を賜ひ、聖天堂を擴め、又新に本尊の厨子、其他の佛具を造る。聖天祈禱の命を受けし以來、毎歳祈禱料銀十貫三百二十目及祈禱堂造作佛具類諸品料銀五貫八百六十七匁六分餘を賜はる。是より山號を歡喜山と改



め、遂に今の山號寺號を唱ふるに至れり、寶曆八年大火の際、聖天堂類焼せしも、資を賜はりて元の如く再建し、天明七年十一世榮隆の時、又これを修し、左右に庇を加へ、三間四方となす、資金は藩主重晟より給せられし所なり、十二世快道の時、聖天堂の諸尊を全備す、其後ち賜銀増減ありしが、享保十九年藩府儉約令を布くに至り、一切の施與を廢し、祈禱料毎歳銀百枚を賜ふことに定めらる。

當院古來の什寶中、寶曆の大火に焼失せるものあるも、其大部は殘存せり、殊に安置の神佛諸像に至りては、總て舊時の儘なりといふも、當院は檀徒を有せず、故に境内に古墓なく、其在るものは開山堯也の墓のみ、

古文書

古文書 知新集所載に據る

相渡祈禱料之事

一米五拾石

紀伊國室郡相野之内大里村の内

右令扶助畢武運長久可有祈念候也

慶長五年十二月一日

幸長御印判

松生院御房

○ 紀伊國和歌山岡道場不動え米三拾石令寄附候訖武運長久之祈禱可被抽丹精候也仍如件

慶長十七年極月廿八日

但馬守御判

松生院

○ (上包)松生院

淺但馬

遠路爲御見廻御使僧殊に御祈禱之御札被懸御意頂戴仕候將又爲御音信大緒二筋贈給喜悅之至候我事無恙令着船候間可心安尙御使僧へ申達候恐々謹言

八月廿一日

淺野但馬守長晟御判

松生院御房



### 第三節 大覺寺派

#### 一 福壽院

福壽院は西湖山寶巖寺と號す、木挽町に在り、古義眞言宗大覺寺派たり、天正文祿の頃、開山増長備前國兒島より來り、當院を創建す、初め福壽坊と呼べり、院內建物の多くは七世宗本九世宥本及十世宥辨の時の再建に係る、本尊は十一面觀音菩薩なり、客殿安置の本尊延命地藏菩薩は、運慶の作にして、増長の兒島より護持し來りたるものと云ひ、古來火難除の靈驗著しと傳ふ、又た寶曆年中、國老淺野豐前祈願する所あり、白檀を以て虚空藏菩薩大隨求明王、愛染明王の三座像を刻し、佛舍利を臺座に納れ、密法を修せしむ、三年にして願成り、信仰淺からず、毎月米五石を附して供養の料に充つ、境内にもと鎮守神明社ありて、前記淺野家の遠祖堀田孫左衛門の母伊勢大神宮を勸請しけるが、今存せず、

墳墓

墳墓

山尾諒佐の墓墓誌、福山貞儀の撰

持明院

#### 二 持明院

持明院は嶺松山歡喜寺と號す、宗派は福壽院に同じ、木挽町に在り、本尊は彌勒菩薩なり、文祿二年開山秀榮の創建に係る、もと「松の坊」と呼べり、境内に金毘羅社あり、香臺と共に文政頃の再建にして、香臺は今の本堂是なり、舊記に依れば、金毘羅社今無しに寶永七年庚寅正月十日奉寄附云々の刻文ありしといふ、聖天堂は天明年中、十二世即淨の時、新に造營せり、今に現存す、

#### 第四節 東寺派

#### 延命院

延命院は象王山普賢寺と號す、新川場町に在り、もと松生院の末寺にして、古義眞言宗高野派なりしも、明治十二年に至り、東寺派となれり、元和年間、開山空賢紀州和歌山より來り、當院を草創すといふ、舊記は明暦二年の火災に遇

延命院

佛寺

眞言宗 大覺寺派 持明院

東寺派 延命院

二〇三



ひて失ひ、草創の年月等を詳にせず、本尊藥師如來は當時焼失し、今在るものは其の後の安置に係る、鱒口は元祿五年三月藩士百々主殿の室の寄附せる者なり、

往古之由來

延命院往古之由來

一長晟様當國御入國之砌、當院先師空賢從和歌山罷下候節、元和六年御泉水屋敷被下、其以後御泉水御作事被成候付、國泰寺近所弘願寺明き寺に罷成候故替地被下、作事仕罷在候、又其後十四ヶ年以前炎上仕候砌、只今寺屋敷地被下、寺建立仕候、太守被差下候寺地に御座候得共、最初より御免地にて御座候、拙僧迄住持四代に御座候、生國當所に御座候、本寺は松生院に御座候、

本尊正觀音脇立不動覺鑄上人作、摩利支天、弘法大師作、聖天以空作、

寛文十年霜月廿日

延命院秀命判

按するに、秀命四世宥惠に該當す記する所の前記由來に依れば、淺野家入國の時、空賢和歌山より來り、今の泉邸の地を賜ひ、其の後弘願寺廢址に替へられたるも、明暦二年の大火に焼失し、今の寺地を賜ひたるものゝ如きも、此

他に廣教寺も初め泉邸の地にありしと傳へらる、甚だ疑はし、元和入國の初め、已に泉邸の地を賜ふほどにして、當時の舊記類に當院の名見えざるは、是も疑問の一つならずとせず、又弘願寺の廢址は、早く已に興徳寺へ賜はりあり、されば當院の開祖は松生院の法弟にして、初め同寺にあり、後當院を建立せしもの歟、斯く考ふるときは、そが紀伊國より來るといひ、松生院の末寺といひ、又古書に寺名見へざる等のこと、總て釋然として解決することを得べし、知新集に、泉邸弘願寺云々の説は、恐らくは附會に落ぬべしとなせる、良に其以へありと首肯せらる、

第五節 醍醐派

町 觀音院

觀音町觀音院

觀音院は觀音町字一之割に在り、宗派は古義眞言宗醍醐派なり、慶長十年七月十日の創立と傳ふれども、知新集に載せる享保二十年當院再建の棟札に

佛寺 眞言宗 醍醐派 觀音院(觀音町)



據りて考ふれば、慶長十六年當町地頭田頭家先祖の創建にかゝるものゝ如し、由來詳ならず、明治十二年十二月當院よりの上申書に依れば、三寶院末寺古義派眞言宗とあり、明治三十六年十月本堂を再建し、同四十二年十一月鐘樓門を新築し、同日新梵鐘成る、境内に老松一株あり、數百年を経しものと云ふ。

### 第四章 淨土宗

#### 一 正清院

正清院は廣白山淨安寺と號す、新川場町に在り、藩制時代には寺領二百石を附し、廣島城下淨土宗鎮西派十八箇寺の觸頭にして、藝藩内同宗の首座たりき、本尊は阿彌陀如來にして、世に所謂六阿彌陀の一なり、六阿彌陀のこゝに淨念寺の條下に記す初め淺野但馬守長晟の夫人振姫徳川家康の第三女元和三年八月二十九日紀州和歌山に於て逝去せられ、法諡を正清院殿泰譽興安大禪定尼と云ふ、同五年長晟藝備二州に入國あり、同七年正清院殿の位牌を安置し給はんが爲めに、當寺を建立し、正清院と稱せしめ、甲斐國の僧乘譽周存を以て開山と爲し、寺領二百石を附せらる、寛永九年台徳院殿徳川二代將軍秀忠の位牌を當院に安置し、爾後歴代將軍の靈牌を安置するの例となる、是を以て貞享四年六月四日藩命に依り、當院六世瑯譽の時藝備領内淨土宗の首座に班せらる、當寺は初め中町に在りしが、明暦の大火に燒失し、後ち今の地に移され、假堂を建て、享保十三年九世興譽の時、本堂を再建落成す、然るに寶曆八年再び大火に罹り、本堂書院庫裡方丈



表門・鐘樓門・釣鐘堂・稻荷社其他の諸堂廟宇等一時に灰燼に歸し、直ちに假堂二間に十一間半の長屋を建立せられしに、會同十一年六月十二日九代將軍德川家重信院の薨去あり、其靈牌を當院に納めんが爲め、俄かに假本堂・書院・方丈其他の假建築を爲し、同年九月二十四日靈牌安置の式を行ふ、同十四年二月本堂再建の命あり、同六月斧初の式を擧げ、翌年明和落成し、四月五日入佛供養式を行ふ、天明二年十二世頼譽の時、御成の間・大書院・小書院・庫裡・鐘樓を再建し、文政元年七月十三世誠譽の時、釣鐘を鑄造せしが、其鐘は現存せず、維新後當院の寺料を廢止せられてより、維持困難となり、諸堂宇も荒廢せるがまゝに委せしが、明治十五年十八世吉水融光三河國渥美郡真如寺より轉じて住職と爲り、明治三十六年淺野侯爵家より金貳百五十圓を寄附せられ、本堂屋根西側の桁を修繕し、次で同四十四年より大正四年までに、同侯家より金八百圓を寄附せられ、本堂南側の屋根を修繕し、堂内の襖建具全部の大修繕を爲し、大正三年一月新に表門の南方十六間の墻壁を築き、稍、舊觀を復せり、

明治二十三年舊幕士にして偶、廣島縣下に在るもの相謀り、慶應二年幕府征

當寺世代

長役の際戰死せし幕士の本市内諸寺院に分葬せる墳塋多くは草莽に委し、其遺族も亦た此地に遠來して吊祭すること能はず、久しく追善供養を絶てるを歎じ、同年十二月六日當院に於て追吊法會を行ふ、廣島控訴院檢事兒玉利明、第五師團陸軍歩兵大尉足利義質、當院住職吉水融光等幹旋最も勗めり、來り會するもの江田島海軍兵學校長海軍少將木山漸、吳海軍鎮守府海軍少佐天野才藏、廣島控訴院檢事兒玉利明、同判事原誠一、第五師團陸軍歩兵少佐山脇靖太郎等三十七名あり、時に醴集せる金若干を當院及戰死者墳墓所在の諸寺院に分納し、以て永世香華の料に充てしと云ふ、

當寺世代

- 開山 眞蓮社乘譽周存寛永十四年九月二十日寂
- 二世 音蓮社圓譽白公不遠 明曆二年十一月八日寂
- 三世 緣蓮社三譽三公寛文六年二月十六日寂
- 四世 然蓮社廓譽直信英公天和三年正月二十四日寂
- 五世 廓蓮社玄譽天發元祿五年十月三日寂
- 六世 興蓮社瑁譽傳茂如入寶永四年十一月四日寂



- 七世 光蓮社軟譽智巖 寶永五年十月九日寂
- 八世 信蓮社單譽阿山 見應 寶永六年十月十三日寂
- 九世 法蓮社興譽蒙光 即傳 元文元年九月二十七日寂
- 十世 心蓮社丹譽俊良 明和六年九月十八日寂
- 十一世 誠蓮社實譽言阿順 說安永三年四月四日寂
- 十二世 旋蓮社輓譽求信光旭 寬政十三年二月十日寂
- 十三世 真蓮社誠譽照月順洞 文政六年正月二十一日寂
- 十四世 昱蓮社赫譽明阿萬從 安政元年二月十二日寂
- 十五世 滿蓮社遍譽感光靜照 安政二年三月二十七日寂
- 十六世 勸蓮社明譽貞純 方國 明治三年十月二日寂
- 十七世 孝蓮社順譽了胤 至篤 明治十四年十二月十二日寂
- 十八世 吉水融光 現住

古記録

○古記録

其一

當寺六世興蓮社瑠譽傳茂如入大和尚寶永四丁亥年死去其當時住持坐次

古來繪旨次第一派會合之處貞享四年六月大守綱長公被仰出趣正清院者  
德川台德院殿并御先祖御位牌所也依之町寺院下難被置間藝備御領内淨  
土一宗首座被仰付謹而御受仕候也

貞享四年六月四日

首座初祖六世

瑠譽如入敬白

其二

一當院初在今所謂戒善寺中町第三世三譽代七十年前回祿之後被移此地  
則三譽請官建假堂過年月我師瑠譽發再興之願望未果我亦正德五乙未年  
發大願望請官既經十三年之星霜享保十二未夏大願上達同仲秋上旬恭奉  
國命初造營今年享保十三申春本堂成就信哉治府繁榮法德普通可祈而已  
享保十三申年三月

第九世 法蓮社興譽蒙光謹書

其三

丙寅戰死者記

慶應丙寅討長之役幕士戰歿分葬廣島市諸寺院者不尠越二年有戊辰之役



未幾封建之制止而郡縣之政復士皆失其職與祿就不慣之業者居多死者之遺族蓋亦在其中不能遠來此地展省饗祭也於是其雖有墳塋者亦多委於草莽而莫弔焉至其未及之者其名亦隨堙沒夫世故多變人事靡常遇與不遇固數之所不免也雖然均是皇師也而戊辰以後之役死者咸享官祭之盛典獨於此役者莫之或顧誰不爲之慨哉況於當時同食于一君之下共其休戚者乎又況於身親居其地目親觀其荒廢之懷耳親聞其委棄無間之愴者乎於是舊幕臣偶在廣島縣下者相謀委正清院主吉水融光遍索諸市中得五十人乃墓石之倒者起之傾者直之除草掃穢創之標識面目一卜明治二十三年十二月六日行二十五年回祭於新川場町正清院儀典頗壯嚴觀者如堵更附金若干於院以供諸寺永世香華之費庶幾以少慰死者之忠魂歟則余等之懷亦得以少舒也時會者四十三人專幹旋從此事者爲足利義質兒玉利明二子

墳墓

墳墓

芳雲院殿光譽英心大禪定尼の墓 藩主淺野綱晟の内室九條攝政左大臣道房の第二女愛姫  
稱專院殿心譽誓空大禪定尼の墓 藩主淺野綱晟の繼室九條道房の第五女八代姫  
雲照院月桂宗心居士の墓 男爵淺野守夫の先祖淺野河内の

春照院然譽壽清大姉の墓 男爵淺野守夫の先祖  
養壽院殿梅譽榮壽大姉の墓 男爵淺野鐵馬の祖先より三世甲斐の夫人

二 戒善寺

戒善寺

戒善寺は大黒山護念院と號す宗派は正清院に同じ新川場町に在り本尊は阿彌陀如來なり開山性譽はもと本山京都黒谷金戒光明寺二十一世の住職たり當寺往古は高田郡吉田村城山の麓に在りて寺名海前の字を用ひしが福島氏が在城の時四世然譽廣島城下西魚屋町に移來し戒善の字に改む福島氏より毎歲米百石を施せり後ち明曆年中火災に罹り今の地に移り堂宇を再建す舊時は寺内に洪鐘 高八尺周圍一丈五尺 あり鐘銘に曰

日本國豊前國仲津郡今居津瑠璃山安樂寺住持比丘正菊勸進比丘明道願主勝河内守藤原朝臣沙彌弘爲大工沙彌昌久

應永廿三年申孟夏廿八日

薰林智香童女 幼質素英童子 寸心是松童子



右明和九辰正月

此鐘應永年間豊前國安樂寺の爲めに鑄造せしものなるを、明和九年當寺に移して、鐘樓に懸けたるものならん、知新集に「應永月日などはいにしへの文字にて、末の年號は後に彫添けるものと知らる」と記せるを以て知るべし、然るに此古鐘、今は傳はらず、現今の洪鐘は明治三十一年の新鑄にかゝり、無銘なり、又當寺に六道の大圖繪紙本絹裝彩色畫長五間幅四間筆者京都皇寶年月不詳を藏し、每歲陰曆正月十六日、之を寺境内に掲げ、參詣の衆庶に拜觀せしむ、此圖繪新調の年代詳ならずと雖、寺傳に當時の町御奉行村越孫六の役宅に於て、其の檢閲を受しこと有り、と云へば、慶應年間の新調なるべし、

古文書

古文書知新集所載に據る

二親爲齋領高百石但物成五拾石當年辰の年々進候仍如件

七月二十五日

少將 正 則

戒 善 寺

墳墓

○墳 墓

貞婦智馨尼の墓舊藩士天野傳兵衛の第二女松宮香子

河野小石の墓儒家

勝田太郎左衛門義方の墓弓術家

三 妙 慶 院

妙慶院

妙慶院は海雲山來迎寺と號す、淨土宗にして、新川場町に在り、もとは鎮西派京都智恩院の末寺にして、安藝國中同派本山の末寺觸頭たりき、往昔當院は安南郡今の安藝郡尾長村に在りて、來迎寺と稱せしも、其以前のことは詳かならず、慶長五年福島氏今の寺地に移し、寺領百石一説に二百石又三百石を附し、菩提所と定め、明智光秀の遺子なる僧增譽を招きて住職たらしむ是れ福島正則の内室は光秀の妹にして、增譽は其甥に當ればなり、正則の母堂の法諡を妙慶といふ、因て以て院號となす、其時境内甚だ廣濶にして、今の正清院海雲寺、戒善寺等覺院等の寺地は皆其域内に屬せしも、福島氏國除の後漸く縮少して、現今の寺域となれり、寶曆八年の大火に、さしも古來の大伽藍も灰燼に歸し、享和元年再び罹災せり、此時本尊阿彌陀如來、觀音菩薩、勢至菩薩の三尊像を燒失せしかば、十四世宜譽、新たに三尊像を作り



古鐘

て寺内に納め、本堂を建立せしが、慶應三年本堂復た焼失せしを以て、明治四年十八世得譽の時再建す、寺内にも古鐘あり、銘に曰、

播州明石郡丑ヶ庄、内林崎郷濱御瀧御寶前撞鐘也

右奉鑄處如斯 寶徳元己巳年十一月晦日

大檀那惣庄氏人等 大工次郎左衛門尉

別當 阿闍梨了玄

敬白

神主 藤原直吉

寺傳に曰、福島正則、船にて播磨灘を過し時、突如船停りて進まず、惟みて海底を探索せしめしに、此鐘并に薬師如來の靈像を得たり、乃ち持歸りて當寺に納む。此の梵鐘、承應年間罹災して、音響を損し、尋で寶曆八年再び火災に罹り、粉碎せしを以て、更に其破片を集め、新金を加へて改鑄す、時に寛政十一年己未八月朔日なり、此鐘今存せず、現今の鐘は明治三十年の新鑄にかゝる境内に觀音堂あり、千手千眼十一面觀世音菩薩一軀を安置す、もと此尊像は瀬戸浦の光明坊にありしが、福島正則の息女八十姫、病に苦める時夢中に感得し、よりに城内に移せしが、病癒へて後ち當院に納められ、靈驗多しと云ふ。

觀音堂

墳墓

○墳墓

照雲院殿賀屋妙慶大禪定尼 福島正則の母堂、寛永十一年三月廿五日卒

法雲院殿香譽馨薰大禪定尼 同姊、應長元年九月十三日卒

中臺院殿華月妙春大禪定尼 福島正則の息女、慶長十八年二月十七日卒

大雲院殿隆屋榮賀大禪定尼 同妹、寛永十一年三月廿五日卒

伊藤孟翼之墓 墓誌頼山陽撰并書

豊後館林萬里、來謂襄曰、吾友伊東生、名宣、字孟翼、通稱三英、爲筑前秋月醫員、好學善詩、與吾同寓廣島、以文化四年丁卯四月二十二日病終焉、年二十四、葬於城南妙慶院、今建其墓、君爲我題之、使他日其國人來問者、可識之也、襄聞、萬里貧生、備書自給、而其周歲所得、盡捐以爲斯舉、云、非生之平素有信乎朋友者、則豈能致之哉、戊辰四月、阿岐頼襄識、  
贈從五位平山角左衛門の墓  
岡田清の墓



般舟寺

四般舟寺

般舟寺は願海山風航院と號す、堀川町に在り、宗派本寺とも妙慶院に同じ、本尊は阿彌陀如來六阿彌陀の一にして、細工町世並屋市郎左衛門の先祖淨閑、京都誓願寺の如來像を寫し、寶永二年當寺に納めしものなり、往古當寺は高田郡吉田町附近にありて、帆舟院と號して一説に、賀茂郡西條にありて、天文年中の開基と云ふ毛利氏の臣石井藏人の位牌所にて、藏人の一族龍傳の住職せし一小庵たりしが、文祿年中龍傳廣島に來り、今の寺地を賜はり、一字を建立せり、然るに龍傳は平僧なるを以て、賀茂郡正力村成福寺住職住譽を當寺に迎へ、開山となし、初めて願海山風帆院般舟寺と號す、享保年中、風帆を風航と改む、境内藥師堂に、淺野幸長公守本尊金佛藥師如來一軀長一寸八步、異國より渡來と申傳ふを安置す、傳へ云ふ、慶長十二年幸長の夫人紀州和歌山城に於て、再三の靈夢に依りて、感得ありける金佛にして、和歌山にて大峯明王院住職仙光院覺算法印といへる山伏これを守護し、貴賤男女の信仰するもの多かりしが、元和五年淺野但馬守長晟當國に移封の後、覺算は彼の地に止まりしに、故ありて大峯職を禪はれ、追放せられければ、其

藥師堂

の金佛を護持して廣島に來り、藩府の允許を得、寛永二十年の春、比治山千疊敷にて、五拾日の間開帳す、尋で覺算病に臥したれば、遺言して之を般舟寺に納めしと云ふ、寛延四年三月二十一日當寺八世忍譽の時、新に堂宇を建立して之を安置せり、

金佛藥師如來緣起

金佛藥師如來緣起

一金佛藥師如來、御長一寸八步、御作不分明、異國より御渡候由申傳、右淺野左京大夫幸長公御守本尊也、其由來は慶長十二年の春、幸長公御前様紀州若山御城において、或夜御夢想御立被成候は、一人の御僧來り給ひ、我は御城の近所に押込られ居申出家にて候、何とぞ出世を致候様に御計ひ下され候様にと御申なされ、御寢間上下へうちかへり候様に御覽なされ、御夢さめ不思議に思召れ、御夢合など被仰付候處、いかさま靈佛の御城近く被成御座候哉と、いづれも申上られ候、其故御城内御廓の内、密に御尋候得共、古跡社等も御座なく候故、御捨置なされ候、同年秋の頃、常に御月見の御庭へ大分の雪積候と御夢に御覽なされ候うち、忽大海に罷成、なるほど結構なる軍船浮出色々の寶物など積置候様に相見へ候、其時御前様御



夢心に、何者の船にて、身が側近く乗込候哉と、使者をもつて、御問なされ候得者、最前御覽なされ候出家の聲にて、我は淺野家の味方を仕船にて在之候、御乗移候得と御申候、其外何角問答終り、御寢間の下へ走込申たると、御覽なされ候、是よりいよ／＼不思議におぼしめされ、國中占密に被仰付候處に、兎角目出度御夢、未御繁昌と申上候故、殊の外御悦遊され、御心祝などなさせられ候由に御座候、同十三年の正月、又々御夢御覽なされ候は、御僧一人御出なされ、左の御手に美事なる壺を御持、右の御手にかせ杖を御つき、其杖の頭、山鳥の羽の如くおぼしめし、長き鳥の羽澤山に付候而、御枕の上迄したれ候様に思召れ、何人と御とがめなさせられ候得ば、右の御僧御申なされ候は、我等は御前の寢間の下に遠き昔より埋れて居候、何とぞ世にたて、幸長公にも御對面なされ下され候得かし、末は御家目出度候はんと仰せられ候、御前様御問なされ候は、さやう御申候、御出家は元來何方の人にて、何と申御寺に御座なされ候哉と、御申なされ候、其時御出家、我等は東より來る藥師如來と斗にて、忽御寢間二つにわかれ見事なる雲出候而、御僧は雲中へ御入なされ候て、御夢さめ候、御前様、則幸長公へも仰上られ、

達而御尋被成度よし、御願なされ候得ば、幸長公にも御悦なされ候得ども、差而御尋なさるべき御機嫌にてもこれなく、御捨置なされ候、其後幸長公にも、さやうの御夢の告御覽なされ候ゆゑ、彼は不思議におぼしめし、彌、御前の御心掛りにも在之候は、密に御尋可被成よし仰られ、自然さやうの儀無之時は、國中の風聞もいかゞにおぼしめし、なるほど御隱密にて御書頭山田平左衛門殿へ仰付られ、御寢間の床取崩し、三間四方のうち土をおろし御尋なされ候處に、三尺斗下に塗たる箱の何年ともなく朽たるを、ほり出し、御覽候得ば、其中に、土に交佛像三つ四つ、同朽たる佛器なども在之候、何も稀代の儀におぼしめし、其中に、いづれか藥師如來にて候哉と、今吟味なされ候處に、一寸八歩此御藥師被成御座候、其より殊の外難有おぼしめし、御守本尊に遊され、御信仰淺からず候、其後一兩年過候而、とかく諸人に御拜れなされ度様子、たゞ／＼御夢心に思召當の儀ども、これあり候、幸長公御意被爲成候は、この藥師如來は淺野家の御守本尊なれば、領内の男女にも拜ませ可申よし、山田平左衛門殿奉にて、私親仙光院覺算法印と申は、其頃大峯明王院職仕候而、紀州にかくれなき山臥にて在之候、やうす御



座候而法印に被遣、毎年鳥目貳拾貫御燈明料下され、紀州若山京橋にて表十二間口の町屋敷拜領いたし候而、慶長十六年の春開帳仰付られ、紀州は申に及ばず、近國よりも群集仕候事紛御座なく候、則當御家中にも御存候方可有御座候、自其以來は御家中町方は申に及ばず、近國よりも願望の輩夥敷、正五、九月藥師如來御守御洗米御頂戴の旦那出來仕、二三年のうちにもまた、家などひろめ、無並繁昌遊され候、御利生追日新に在之候、然る處に、但馬守様御當地御國替なさせられ候時分、御供仕、御當地へ可參筈に御座候得ども、若山にてだん、御繁昌遊され、殊更町中近國旦那大勢にて、其外男女用ひつよく御座候ゆゑ、御斷申あげ、其まゝ紀州居申候處に、覺算弟子大峯にて六ヶ敷口事仕、越度に罷成、三寶院より覺算大峯職取上られ、追放被仰付候、其より紀州を立退、寛永十六年の夏、御當地へまわり、當分はとぎや町笠坊了玄借屋に居申候而、藥師の御守仕、段々町御奉行まで右の由緒申あげ、若山にての通り仰付られ、屋敷地をも下され候へども、遠所ゆへ、何とぞ町中にて拜領仕度由申上候、其内三十三年の開帳時節到來仕、御斷申上、比治山千疊敷にて開帳仕候様に、御赦免有之、寛永二十年の春、五

十日の間、於彼地開帳仕、諸人に拜せ申候、其後も右屋敷地の御願申上候所、町御奉行岡村彌左衛門様野上七兵衛様被仰候者、町中に上り屋敷も有之次第可被遣由被仰、時節を相待居申候所、法印病氣付、大病ゆゑ、死去仕候、其時分申置候は、藥師如來の儀は旦那寺般舟寺へさしあげ、末代まで鎮守になされ、時節も在之候は、藥師堂をも御立下され、右の由來諸人に御しらせ、時節をもつて右の御斷をも被仰達下され候へ、申置候、然る所に、覺算聲正樂院と申て、磨屋町に山臥御座候、此もの達而御守仕度よし、尤法印存寄の儀も、時節次第に御訴訟申あげ、藥師堂建立可仕よし申候故、私儀は法印存寄在之儘を立居申候ゆゑ、幸一家の儀に御座候へば、正樂院方へ遣し、多年の間、とぎや町に被成御座候、しかるところ、正樂院段々不仕合、忤とも不所存に御座候而、家も絶申やうに御座候ゆゑ、とりかへし御寺へ右法印遺言にまかせ納申候、

一この御本尊覺算へ遣され候由來は、覺算儀は生國越前住人柴田修理勝家忤にて御座候、勝家天正年中に越前北の庄にて亡落仕、覺算其頃は二歳の年にて御座候を、女子のやうに申なし、舊臣の情にて、京都に罷在、九歳の



年より三寶院の弟子となり、段々學文仕、古今無類の占の名人に罷成候、然るに紀州家中山田平左衛門殿、淺野日向殿、岩本善助殿、木村頼母殿、此等の御方、切々占ひなど御たのみ、子孫繁榮の御祈禱仕候、其外近國よりも同前に有之候、其内山田平左衛門殿、別而様子も在之、御目下され候ゆゑ、紀州に引越、山伏仕、三寶院の由緒によつて、大峯先達毎年相勤居申候、右御前様御夢相の御夢合も平左衛門殿より仰付られ、御占ひ申上候、右の首尾に御座候ゆへ、平左衛門殿被仰上、覺算法印に御守仕候様にと仰出され候御事に御座候、則御灯明代、其外月々の御守をも、平左衛門殿までさしあげ申候、右の段は先年比治山にて開帳の節、廣島中へ披露仕候、御公儀様へも申上候、尤諸方へ出し候縁起にも、有増可有御座候、さてまた般舟寺其頃の住持一家にて御座候ゆゑ、紀州より寺に落着、其由緒をもつて死躰をも般舟寺に納置、藥師如來をも右之通に遺言仕候、

延寶五年巳三月吉日

柴田市郎左衛門判

墓塚

○墓塚  
般舟寺

賀美公臺

名は通稱臺の墓、儒家墓誌、賴春水撰

林栗園の墓

名は、英正の墓、軍學家

誓覺院俊譽壽慶大姉の墓

播州赤穂大石内藏助其欽の姫、進藤吉大夫俊仲の妻、良雄の叔母に當る

初代傘屋正右衛門の墓

廣島傘工の元祖

歌塚

佐々木玄欽の詠草を埋む碑文、兄帷影撰

常林寺

五常林寺

常林寺は松雲山高岳院と號す、三川町に在り、宗派本寺とも妙慶院に同じ、本尊は阿彌陀如來六阿彌陀の一なり、開基は福島氏の家臣備後國鞆の城代大崎玄蕃尉知行八千石、福島記には福山城の城代とありにして、慶長六年當寺を創建し、伊豫國松山の僧典譽を迎へて開山と爲す、玄蕃尉の法諡を貞岳院殿松雲常林大居士と云ひ、其妻の法諡を高岳院殿巖譽莊庵大姉といふ、典譽此夫妻の逆修を寺中に築き、兩法諡を併せ、寺號を松雲山高岳院常林寺と爲す、福島氏除封の後、玄蕃の嫡子大



墳墓

崎三左衛門は紀州徳川家に仕へ、玄蕃夫妻も紀州に往きて卒す、元祿九年七月三世廓譽の時梵鐘を鑄造せしも、今傳らず、寶曆八年の大火に諸堂類焼し、安永六年再び罹災せしを以て、假堂を造營し、今日に至れり。

墳墓

正聚院定譽壽真大姉の墓赤穂義士大石内藏助良雄の娘

右側面に元祿十二年己卯六月二十八日生、寛延四年辛未六月廿九日卒、春

秋五十有三、左側面に淺野監物直道妻之墓、父大石内藏助良雄、母石束氏之女生國播州赤穂と刻す。

最勝院殿玄翁徹明居士の墓大石内藏助良雄の妻石束氏の兄

寶曆五年乙亥孟春十五日卒、石束氏名毎明、稱源五兵衛、但州京極家之世臣、

國老而祿食一千二百石、嚮致事而游于洛、自號徹明、後來於吾居、行年九十而卒、猶子大石良恭建之とあり。

山田吉甫の墓書家

關七左衛門直方の墓眞影流劍術家

關六左衛門の墓七左衛門の子眞影流劍術家

杉山龍右衛門房次の墓槍術家

笠坊松巢名は範殿通稱俊司の墓醫家

西蓮寺

### 六 西 蓮 寺

西蓮寺は華臺山、池水院と號す、細工町に在り、宗派本寺とも、妙慶院に同じ、開山心譽は伊豫松山の人にして、慶長十乙巳年創建す、由來詳かならず一説に當寺往古は殿島に在り、其寺跡今さいねん寺町と云ふはさいねん寺町を誤まれりと云ふ、本尊阿彌陀如來の像佛師春は、元祿十一年戊寅正月十五日當寺六世椿譽の時、廣島白神組一町目濱屋新四郎より猿樂町右田屋善右衛門の妻に授與せしを、同人より當寺に寄附せりと舊記に見ゆ、明和元年十二世教譽關東に掛錫し、同三年法臘二十年に及び、正上人の繪旨を賜はり、増正寺嶺譽大僧正に従ひ、布薩聖書傳法の褒翰によりて、還愚喚阿の道號、阿號を賜はる、寺内に不動尊像一軀あり、木像荒造、弘法大師の作といふ、世に之を「乳乞不動」と呼ぶ、乳汁の出でざる婦人、これを祈願すれば靈驗ありと云ふ、毎歲其緣日には賽人織るが如し、細工町の不動の名、市内に著はる。



當寺境内に就きては、知新集に「境内表間南北十五間餘、裏入東西二十間の内、表九間四尺、裏入十五間、町地、法名帖切、又内二畝六步、新開廣瀬村に屬す、御年貢地帖切、此内一畝六步、屋敷地、一畝茶園地、舊記に曰、當寺内の中に二畝六步、代銀貳貫目にて求め、永代の什寶に備ふ、貞享二乙丑年椿譽とあり、しかれども今其所を知らず、又元祿九年七月公儀より諸國の寺院境内御改ありて、本山智恩院へ書付差出し、又寛政年中の御改にも先規の如くさし出しぬ」とあり、明治九年政府寺地分割を爲すの際、境内を左の如く定む、

一反別二畝貳拾貳步（接續共有墓地を除く） 官有租地

一反別二畝五步 寺有宅地

一反別四畝貳拾五步 寺有墓地

當院不動尊澹縁之事

問當院不動明王建立縁起如何、荅古老相傳有三說也、一者當院開山心譽上人從豫州松山持來云云、二者往昔洪水、砌寺後、川有國守公御米藏未出來以前、驀直水邊迄有道筋、其道路有竹蘭從川上不動尊像、洪水共流來、爾此尊體川上何處奉安置其所、不測云云、三者當寺檀越有清譽淨安信士（俗名號北村源之丞也）

不動尊澹縁之事

從竹馬頃、智譽白道和尚、蒙教誡、至誠深信、念佛行者也、至衰老、信心無懈怠、平生語予曰、當寺鎮守不動明王者、當院第二代正譽貞悅和尚云、當國志和、鄉有神主某甲、云舍弟或時貞悅上人、到舊里、連枝對顔、神主曰（何、明神云、事不知）、當社内有不動觀音二像、舍兄悅和尚望與之、貞悅不及辭、貧僧雖無所用、城下廣島持飯、有信仰、道俗授與之云、從田舍當寺持來、本尊阿彌陀佛像、再奉安置之也、其以後西山派慈仙寺住持（失其名字）、右貞悅上人、聞物語、二像中一、牀請我寺、鎮守護法、佛悅和尚曰、元來有緣信仰、道俗有與之思念所也、幸哉二像中、隨意望給、于時慈仙寺僧云、願本師左脇、大士觀世音菩薩、欲奉安置、即悅和尚隨言、即時與之、今彼寺鎮守觀音菩薩、是也、扱不動王、其後當寺本堂、後有大木、椶（長四五丈餘、闊餘其樹下、草葺造小堂、而安置之、朝香暮灯、勤行儼然焉、自爾以來、經數年、當寺第五代稱蓮社、讚譽上人、愚童大和尚、時代當所中島本町有紀伊國屋作兵衛、俗士、或時感靈夢、深皈依當院、明王依之、讚譽上人、彼優婆塞、勸進親屬、金寸繩尺木、奉加兼、又依法界、道俗男女、助力本堂、前別而建、立御堂、奉崇敬、當寺鎮守不動明王尊者也、

同彫刻之事

同彫刻の事



問當院不動尊像者何人彫刻相傳耶答所見蘭菊檀美也或佛工云智證大師作也云云或云傳教大師造也云云又云弘法大師作也云云或云天滿大自在天神造也所謂山城國有岩屋不動尊像足則天神御作也今新拜見之御長形容一分一點無紛替故如是相傳也此義者昔當國有佛師云予參詣神田新山不動尊并可部福王寺不動尊前此本尊誰人御作尋二ヶ寺凡弘法大師彫刻云亦諸方弘法大師作拜見不動尊形當寺尊形貌相違也實閉目開目等御尊貌體相威儀丁寧也一度拜見此聖無動尊除諸障礙二世所願皆令滿足無狐疑者也奇哉妙哉聖無動經云一持秘密呪生々而加護隨逐不相難必送花藏界矣同秘密多羅尼經云欲見諸佛土明王忽出現頂戴行者能令得見之矣又云若纔憶念威怒王能令作一切障難者皆悉斷壞一切魔不敢親近常遠難是修行者所住之處一百由旬內無有魔事及鬼神等矣可信可仰其德皇哉

當院不動尊像感應之事

問當寺不動明王奇瑞感應之緣云何答以凡愚意難辨談然而信水澄靜感應月浮無疑依之參詣諸人道俗男女晝夜連綿無斷絕就中小兒產母無乳頂戴御供米忽有靈驗如指掌都鄙京都大阪長崎近國遠國皆來詣蒙感應森々又小兒遠去而

不動尊像感應之事

產母乳張難病乳御預申上所願有不思議其外靈驗奇瑞不遑枚舉是等奇特不待言舌而廣陵貴賤既能知之彌當寺覺有深緣諸法從緣生故所謂古老相傳設三緣也一者慈仙寺住持不動觀音之中所望觀音薩埵殘不動尊於當院是一緣也委如上談二者昔日長尾山有東照權現宮社建立護摩堂其本尊尋惡魔降伏不動明王靈像然處當寺威驗揭焉聞有不動尊像申達寺社奉行所請備我山護摩堂本尊因茲從役所以下司當寺不動尊鎮護國家護摩堂本尊求請給也爾時當寺住持僧云寺社奉行申付難默止雖然佛神素意以難諱以御圖窺之于時下司立歸演說此儀役所衆中何尤雷同及御圖三度不下御圖是故不到長尾山至于今奉安置當院不動明王尊是也二緣也三者寬文年中有紀州高野山僧來到當國大守江捧祈禱札或時當寺佛詣拜見不動尊山僧自問云此尊像誰人彫刻當住僧云雖有異說多分弘法大師造立相傳也山僧云實奇妙不思議靈像也於我山未見如此形像幸哉我祖師御作願以金銀請買之當住僧云雖其志甚深此尊是當寺有緣靈像也金銀譬如山岳雖積之難相叶當院鎮守不動明王故也山僧及再三懇望之當住僧頻拒之或時山僧熱心餘黑闇夜中忍入當院夜更靜欲盜出此尊像取抱形像如山不動山僧忽驚盡



那羅延力尊躰不動不轉也山僧氣力疲竊歸我旅館起晨當寺來先言當院鎮守不動明王形像臺座釘打付又カスガ井ノ打問也當住僧答云爾非掃除砌袈裟敷設微力小僧也云云持抱敷物上置御足下臺座岩間迄自由無礙掃除塵垢也山僧聞之仰天云扱絶妙不可思議哉罪障懺悔云委々細々語上來形勢感當寺有緣尊像也是三緣也予聞如是三緣當院有緣靈像也是故一度運歩靈儀拜見輩悉地圓滿諸願成就利益新警聲響如洋洋乎世人耳盈如是終日歩運夜々然燈燒香供養男女絕無感應不可稱計不動經云隨衆生願能與悉地以宿願藥療衆生病乃至常爲人天所恭敬浮大法船普度苦海令到彼岸云云可憑可信

昔元祿第八乙亥曆八月廿八日

西蓮寺第六世椿譽魁運押花

墳墓

○墳墓

奥田頼杖名は在中の墓 心學家 通稱壽太

廣教寺

七 廣教寺

廣教寺は一法山清淨院と號す宗派本寺とも正清院に同じ下柳町に在り本尊は阿彌陀如來なり開山は青譽にして開基の由來詳かならず一説に『此寺初め泉水邸内に在りしが元祿五年淺野氏入國の後現地に移さる故に寺内の石地藏に泉水地藏の名あり』と然れども據るべきものなし又元和五年の舊記に『橋本町の裏廣教寺』とあれば福島氏の時既に今の地に移りしものならん歟寺内に洪鐘あり墓門の上に懸く銘末に『元祿七龍甲戌仲夏吉祥日當山四世專譽代檀主中村治庵』とあり

墳墓

墳墓

萬代又右衛門の墓心學家

清岸寺

八 清岸寺

清岸寺は松碧山願生院と號す天神町に在り宗派本寺とも妙慶院に同じ開

佛寺 淨土宗 廣教寺 清岸寺



山晃譽は周防國山口の人にして、慶長二年の創建なりと云ふ、由來詳かならず、享保の頃に至るまで願生山・松碧院といひしが、今の如く山號院號を改めし時代詳かならず、本尊は阿彌陀如來なり、正徳元年十二月一日當寺五世隨譽の時、洪鐘を新鑄せり、

墳墓

墳墓

國譽上人の墓 慈香家

栗原如心名は珍能通 稱與兵衛の墓 心學家

淨國寺

### 九淨國寺

淨國寺は無衰山古今院と號す、西地方町に在り、宗派本寺とも妙慶院に同じ、本尊は阿彌陀如來なり、天正年間、僧短譽文慶高田郡吉田におゐて一寺を草創し、淨國寺と號し、自ら其住職となり居りしが、藝藩通志に、淨國寺、元養國寺と號し、下小原にありしを吉田村に移せり、あり嘗福島正則封内を巡歴して、吉田を過ぎ、此寺に宿すること兩三日、文慶と對話し、大に心になひ、廣島に來住すべきことを約す、是に於て慶長年中、文

慶廣島に來り、寺地を賜はり、一寺を建立し、山號院號寺名共に舊稱を襲用せり、此寺地はもと毛利輝元の別墅ありし所にして、福島氏の時も下屋敷たりし地なりと云ふ、文慶幼き時、駿河國知源院にありて、智短上人の弟子なりしが、上人は徳川竹千代家康の幼名の習字師範なりければ、文慶は竹千代の學習に陪伴し、竹馬の契り深かりしと云ふ、當時に傳ふる舊記に依れば、  
文慶略傳曰、

一華陽院殿玉桂慈仙大姉 御實父尾州の住士青木加賀守式宗と號、江州佐々木京極の種族也、其始尾州小川の城主水野右衛門大夫源忠政に嫁して、東照宮の御母堂傳通院殿を産す、右華陽院殿は東照宮の御外祖母にて、駿州宮ヶ崎少將松知源院に葬る、其時の住持智短上人導師となれり、智短上人は東照宮御幼少の時、御手習の御師範として、其弟子文慶は東照宮御手習の御朋友なり、智短遷化の後、文慶藝州廣島城下廣島は吉野田の誤か、淨國寺に住持す、然るに後年東照宮へ召出され、駿州狐ヶ崎におゐて一字を建立し、華陽院と號す、智短上人を開基として、文慶上人住持す、

開運録曰、



又近隣に知源院といふ寺あり、住持を智短上人とて達徳の僧まし／＼き、常は此寺にて手習など成され、彼弟子に文慶といふ小法師、竹千代君に他事なく相馴奉りしかば、毎日の遊びにも此僧のみぞ伴ひたまひける。或説竹千代君三州法藏寺にて手習と云ふは虚説也、義元御勞り深く、門外往來さへ幸附に許したまはず、然るに法藏寺に手習の道具あるは思ふに亂世なれば此寺の什寶を奪行かさて竹千代君十八才の御時、永祿二己未年彼尼公は死去し給ひぬ。智短上人も程なく遷化にて、文慶は關東に下り、年臘積て後、藝州廣島淨國寺の住持たり、されば知源院は自ら住持なく、空しく在俗の栖となりけり。然るに御治世の後、秀忠公へ天下を譲り、御身駿河に御安居の時、つらつら懷舊の御心まし／＼て、彼の源應尼公御菩提の爲とて、再び知源院の舊墓を求め、佛閣僧舎新に御造立あり、即尼公の戒名華陽院玉桂慈仙大姉と申ければ、やがて華陽院と號を御改め、御供料三十石御寄附有之、彼文慶を廣島より召寄られ、持主と定め給ふ、され共、文慶は程なく病に犯され、養生とて攝州有馬へ趣き、終に湯山にて死てけり。下文略す、想ふに傳記并に開運錄に據れば、文慶が高田郡吉田に在りし事、更に見へず、然るに藝藩通志知新集、高田郡誌の如きは、天正年中、文慶一字を吉田に開基

墳墓

すとあり、是に由て觀れば、文慶藝州廣島に下るとあるは吉田に下りたるならん歟、尙後考を俟つ、寺中に徳川家康の遺品を藏せるは、嘗て文慶に賜はりしもの、存せるなるべし、承應三年七世長譽、初めて洪鐘を新鑄せしが、後ち其音響の幽かなるを厭ひ、元祿十五年初春九世傳譽これを改鑄せり、鐘銘あり、略す、嘉永二年舊本堂の壞敗せしを以て、之を崩解して再建せず、只だ庫裡のみを再建し、其西南一室を以て本堂に充てり、

墳墓

僧誓眞の墓 宮島杓子其他木器類製造の元祖、篤行家  
 佐々木傳兵衛 名は清民、廣島銅蟲細工の元祖  
 須藤傳右衛門の墓 六代目銅蟲傳右衛門にて、妙技を以て、此の代に佐々木を須藤と改む、  
 中井泰嶺の墓 四條派の畫家

清住寺

一〇 清住寺

清住寺は智水山深廣院と號す、鷹匠町に在り、宗派本寺とも妙慶院に同じ、本



尊は阿彌陀如來六阿彌陀の一なり、初め高田郡吉田町に智水山源光院清住寺といふ一寺あり、永正年間僧善元の開基なり寛永年中僧知流が作れる縁起文によれば、天平中、行基此地に來り小堂を建つ、これを此寺の蓋すこ開山心譽貞林これを中興し、毛利氏廣島開府の時、天正十八年心譽は一寺を廣島鷹匠町に建立し、智水山深廣院清住寺と號し、こゝに移住せり、心譽は周防國岩國の人、中村氏なりといふ、二世圓譽の時、洪鐘を鑄造せしも、後ち音響を損せしを以て、七世近譽寶永二年二月廿四日改鑄せしも今はなし、是より先き寶永六年正月二十二日本堂庫裡等罹災し、舊記烏有に歸したれば、詳細の事は知りがたし、寶永七年六世竟譽の時、本堂を再建し、明治四十一年本堂の大修繕をなす、寺内に涅槃繪大軸長五間、横三間を藏す、もとは兆殿司の筆なりしも、寶永六年の火災に焼失し、同八年七世近譽再び調製す、京都天王山僧了縁の畫くところにして、宮島光明院恕信の開眼なり、毎歲太陰曆二月十五日十六日の兩日、寺境内に掲げて衆庶に拜觀せしむ。

墳墓

墳墓

小室利用通稱 蓬源の墓、難波一甫流柔術家  
明北溟名はの 繼の墓、醫家

禿翁寺

一 禿翁寺

禿翁寺は寂靜山、專稱院と號す、東白島町に在り、宗派、本寺とも妙慶院に同じ、本尊は阿彌陀如來なり、寛永年中、僧信譽禿翁の開基にして、其法弟寂譽其後を襲ぐ、依りて寂譽を以て開山となす、寂譽は紀伊國和歌山の人、周防氏といふ、其傳は心行寺の部に詳なり、境内に閻魔堂あり、閻魔王の座像を安置す、相傳ふ、參議小野篁の作にして、日本三靈像の一なりと他の二體は安藝國豐田郡入野村竹林寺と相模國藤澤寺に在り又古墳あり、墓面に長性院殿岳譽法春大姉覺靈寛文六年丙午九月五日寅初交と題す、長性院は初名元佐、下妻某の娘なり、城州伏見に生る、十二歳の時、初めて徳川家康に近侍し、駿府に在ること數年、正清院家康の第三女振姫淺野家に入嫁ありし時、切に請ひて元佐を隨從せしめられ、俱に紀州に赴かる、元佐遂に紀州に留まり、寺西利之に嫁し、元和五年廣島に來りて歿す、正清院の眷遇常に厚かりしと云ふ。

墓碑

墓碑

長性院殿岳譽法春大姉の碑昌清院殿振姫の侍女寺西利之の妻

碑銘



長性院殿岳譽法春初名元佐城州伏見之産父下妻某母竹田十二歲初近侍于大權現在駿府有年于茲矣後昌清院殿請之令從遊南紀竟留止于彼嫁於寺西利之既而産一男續來藝之廣陵而生一女三男各祿仕于本邦孫枝繁蔓也今茲寛文丙午九月五日罹病而逝矣壽七十有三預有遺誠築墳墓於城州紫雲山淨刹之旁更卜地於廣陵城北白鳥禿翁精舍而立斯石庇以瓦屋者要令雪霜永莫侵焉

寛文六年丙午十月念有五日

孝子某甲寺敬立

心行寺

一二 心行寺

心行寺は特留山白翁院と號す白鳥九軒町に在り宗派本寺とも妙慶院に同じ本尊は阿彌陀如來聖德太子の御作といふなり元和八年僧信譽の開基にして其法弟專譽を開山となす信譽の傳を左に摘録す

信譽字は惠傳一名禿翁三州松平家の出生十一歳大樹寺成譽上人に従ふ十五歳剃髮武州川越蓮響寺國譽上人の許に觀學修練せしに師歿するにより江戸増

上寺中興觀智國師に従ひ諸宗祕藏を極め神道をも學び勢州山田善導寺に住職し同郡源福寺九譽上人に圓頓戒布薩戒を授す夫より紀州熊野參籠名艸郡宮郷承德寺に暫住し諸國經回同郡和左山の麓辰の方に津田某と心一いたし一字を造建し小石を集め淨土三部經を書し内陣の地中に埋む同十九年四月八日より常行念佛を始め爰に七年慶長の初上那賀郡粉川清見寺を中興し運行寺と改和州宇知郡瀧崎寺五條驛稱念寺再興し吉野西方寺當摩護念院にも暫住し夫か元和五年

太守様御當國へ御引越の節御供仕廣島箱島東之筋にて西は東中之町角迄北は堤通り迄地面被下置元和八年に信樂寺を艸創世俗に信樂寺と唱申候故元祿九丙子年學蓮社州濱田禿翁寺銀山西福寺を再營し雲州松江信樂寺を創し爰に禪宗常榮寺莫寛閉口して追狀を上同國誓願寺に住し伯州米藏信光寺を始め隱州に遊化して淨土宗三ヶ寺建△敷信樂寺小路淨土宗中の信光寺又因州鳥取信樂寺を開遍歴十二年四十九歳にして光恩寺に歸寛永十二年三月朔日曉に沐浴剃髮淨衣を着し繩座に座し玉へば結縁の道俗集會しともに高聲に念佛し末の下刻西に



向ひ入寂、本堂の西にて茶毘す、忽然と紫雲靈香薫す、舍利數百ひろひ、其所  
に開山堂を建る、七十六歳、

備考

此傳記中、元祿九年心行寺と改むとあれども、元和七年元祿九年を距るこ、六月  
廿二日の御禮帳に心行寺と記し、又同年九月十七日の書付にも、

紀州より被參候

安能備中明屋敷へ

一心行寺

東白島

淨土

是の如く見へたれば、安能備中といふ人住みし明屋敷を賜はりけるもの  
と考へらる、又寛永初年の古圖には元祿九年を距るこ、凡六十年以前、信樂寺とあり、古昔の書  
類は文字にかゝはらず、呼び聲ばかりによるもの多ければ、これも其例に  
て、いつとなく心行寺となしたるならんか、藝藩通志にも『舊は信樂寺と書  
す』とのみあり、

寶曆二年九月五世民譽の時、梵鐘を鑄造せしが、今存せず、

墳墓

墳墓

奥彌兵衛猛雅號梅の墓砲衛家、碑は尾長町東照宮の前にあり、賴杏坪撰并書

奥彌衛門邦雅號白の墓砲衛家

奥一學滿雅號龍白の墓砲衛家、墓誌加藤友諒撰

奥平太正義號養の墓砲衛家、墓誌坂井虎山撰并書

岡岷山名は煥、通稱利源太の墓畫家

村上菊田名は忠翼、通稱藤馬の墓畫家

淨念寺

### 一三 淨念寺

淨念寺は歸命山無量院と號す、金屋町に在り、宗派本寺とも妙慶院に同じ、本  
尊は阿彌陀如來六阿彌陀の一なり、六阿彌陀とは坐像阿彌陀廣島市中に六龕あり、即ち正清院  
常林寺般舟寺清住寺淨念寺長性院の六ヶ寺本尊是なり、春秋彼岸に信者の巡  
拜するもの甚だ多し、就中長性院の如きは最も賑ふなり、開山は僧緣譽にして、寛永六年創建す、由來詳かな  
らず、

本尊由來記

本尊由來記

此尊像は、往昔惠心僧都、備後國尾道浦淨土寺に暫く逗留ありし時、靈夢を  
感じ、賀茂郡三永村に來り、靈木を得、四佛を彫刻せられしその隨一にして、

佛寺 淨土宗 淨念寺

二四三



中野村蓮花寺如賀村蓮花寺奥の院の本尊となり給ひしに蓮花寺斷絶の後も中野村なる草堂に安置し茶湯の彌陀と稱し傍に清水あり有信の者はを汲て茶を煎じ如來に供養しその茶を拜服すれば萬病ひとつとして治せずと云ふ事なく此清水の跡今に池ありて矢口の池とよぶ然るに寛永年中誰人とも知らず此如來をせをひ來り當寺の本堂の椽にすゑおきて歸りぬ開山緣譽不思議の思ひをなしいそぎ檀上に安置し香花を備へいとねんごろに供養せりかくて四五日過中野村住人野村六郎右衛門と云ふもの外に二三人同道して如來を尋來り返しあたへよと乞縁譽いはく此如來いづかたより來り給ふといふ事を知らずたやすく返す事かなふべからずといなむに彼者どもいかにも返したまふべしとひたすら乞てやまず縁譽又いへるはしからは當寺有縁の如來にておはしませば百日のうち供養を遂げその後返しあたふべしとて則誓詞の文をととのへ六郎右衛門へわたしやうやくかれらを返しけるにかの誓詞をふところにし歸りける道にてゆへなく誓詞を失ひその後再來りて此事を告るに、ごかく此地に有縁の如來にましますうへは長く當寺の本尊とあがめ奉

墳墓

墳墓

るべしといひてついに返さずさるによりて六郎右衛門外二三人の者も、當寺の且那となり時々歩を運び恭敬供養せしと申傳へ其子孫まさしく現存し今に茶湯拜受の者おほく利益少からず、

寺内に藥師如來の尊像を安置す此尊像は慶長年中福島正則播磨灘の海底より得たる物妙慶院の條參照にして妙慶院に安置せしを七十餘年を経て延寶年中、同院二世久譽の弟子當寺に就職せし時師の囑に隨ひ當寺に安置すといふ、安永七年十月九世耀譽の時釣鐘を鑄造せしも今は存せず、

山中權八郎の墓柔術家

大藤恂郷通稱源七郎の墓歌人

長安寺

### 一四 長安寺

長安寺は清涼山久池院と號す、的場町に在り宗派本寺とも妙慶院に同じ、本尊は阿彌陀如來なり、初め當寺は高田郡吉田町に在りしが、福島氏の時、西引



御堂町に移り、後ち東引御堂町に轉じ、貞享三年現今の地に再轉す、元和五年の舊記には、既に東引御堂町の内長安寺と見へたり、開基の由來詳かならず、開山を教譽といふ、寺内に安置せる脇立觀世音菩薩、大勢至菩薩、長三寸阿彌陀立像、長一尺三寸脇立觀音勢至、長九寸の三尊躰は、國老淺野甲斐先祖高立院の寄附せる所にして、延命地藏尊の座像は、元祿五年五月二十四日國老淺野孫左衛門先祖松嚴院の寄附に係る、明治三十一年十月五日大風雨にて本堂大破し、同三十三年三月本堂の再建成就し、同三十六年二月庫裡の再建落成せり、

墳墓

墳墓

男爵淺野守夫先祖の墓

男爵淺野鐵馬先祖の墓

吉川禎藏名は正延 號揮雲の墓、御家流書家

源光院

### 一五 源 光 院

源光院は法然山持寶寺と號す、臺屋町に在り、宗派本寺とも妙慶院に同じ、本

尊は阿彌陀如來にして、平清盛當國穩戸の瀬戸を開鑿せるとき、祈願佛と爲せし所と云ふ、詳しきは次の由來記に載せり、開山を緣譽臺屋といふ、初め此僧の名を取りて臺屋寺と號し、遂に町名ともなれり、開基の年代は舊記に慶長元年或は元和四年とも記するも、疑ふらくは夫より後の開基ならんか、知新集に曰、

元和五年の舊記にも、同六年七年の年頭御禮帳にも寺名みへず、同七年九月十七日の書付に

關東より被參候由に而

一源光院

ひち山 但山にたち申候

淨 土

かくのごとくみへ、開山臺屋は遠江國濱松の人にて、紀伊國光恩寺禿翁弟子なるが、御入國の頃、自得院殿の御局兵部卿深くこの臺屋を歸依し、紀伊國より呼迎へ、此地なる農家を買もとめ、一字建立し、この臺屋を開山とし、住持せしめしよし、記録にあらはれ、さればもと御年貢地なりけるを、玄徳院殿の御時はじめて御免地になし下されしよしも、しるしたるを以考れば、元和末年寛永初年の開基ならんか、はたかの書付に源光院比治山と記したる事いろく、いぶかしく、いかにとも考得がたきに、比治山長性院に



むかし源光房といふ僧住りしよし廣島獨案内にみへ、また寛永の圖に此源光院のところを千日寺と記したるをおもへば、此臺屋はじめ當國に來りける時は、まづかの長性院に住持し、源光院とも源光房ともよび、まもなく當寺を開基し、かの寺をば弟子に譲り、さて長性院と號し、この寺をば千日寺ともよびけんを、臺屋遷化の後、其法名をとりて臺屋寺と改めけるか、さるはいづれの寺にもせよ、其僧の在世におのれくが名を用ひて、寺號には名づけまじきことばりと考られ、且かの長性院の寺號、もと榮山寺とよびけるを、此臺屋寺を持寶寺と改めける同時、千日寺とあらため、同寺の土地を今も千日谷とよぶなどはゆるある事にて、かの兩寺とも寺號あらためたる、正徳の頃まではかたみに往古の由緒をもよくこゝろへいたりし事にはあるまじくや、今は兩院とも舊記亡び、申傳へし事さへなければ、しひては論じがたきを、こゝろみに一説を擧るのみなり、

當寺三尊の  
由來

當寺三尊の由來

抑、三尊は安阿彌の作、清盛公當國穩戸の瀬戸を切ひらき給ふ節、祈願佛に

立たまひて、其願すでに成就したまふ、其後年を経、尊像破壊に及び、在家にまします、當寺開山緣譽上人、ある夜夢見らく、一僧來り告て曰、われは穩戸にあり、迎ふべき由を示し給ふ、依之開山上人、彼地に到て尋に、一俗の家に奉安置、夢の告をかたり、また此主も夢を語るに符號せり、その節に三尊を奉守歸て、しかしよりこのかた當寺に奉安置畢、

寛永十九年九月廿五日開山十公より傳

圓光大師御自作御影畧緣起

そもく、當寺に安置し奉る圓光大師御自作の御影は、往古大師讚岐國へ流されさせ給ひける頃、當國瀬戸田島に如念といへる尼公おはしましけり、大師を深く信敬のあまり、瀬戸田島へ請待し奉り、暫く彼島御滞留の間、尼公の諸願に依て、かたじけなくも大師自ら二軀の御影を作りて、これを尼公に授け給へり、尼公ありがたしと頂戴して、自ら住給へる地に安置し、并に大師の御剃髮をも納置給へり、今の御寺といへる是なり、其後數年を経、元和中當國大守淺野但馬守長晟公の御局兵部卿といへる老女あり、當寺開山緣譽上人に歸依して、無二の念佛信者なり、御寺の事を聞及て、



或時縁譽上人同船にて參詣し給へり、其頃彼寺炎焼して、いまだ假屋なりけるに、尊像を安置せり、時の住僧再建の力及びがたき事を深く歎かれれば、兵部卿則大檀那となりて、資財を抛うち、また御供料寄附せられければ、住僧も不日に再興の本意を遂ける事を悦のあまり、其志を感じて尊像一軀を御局へ送られけり、其後御局かゝる尊き御影を在家に安置し奉らん事を恐て、縁譽上人へ寄附し、并大師御眞筆の阿彌陀經一軸を相添、永く當寺の寶物となりて、廣く衆生に結縁し、利益をほどこしたまふものなり、誠以五百有餘の星霜を経るといへども、まのあたりかゝる眞影を拜し奉る事のありがたさよ、淨土宗念佛行者誰か仰で信じ奉らざらんや、畧縁起かくのごとし、

墳墓

墳墓

蒼梧園一鳳二宮維貞通の墓佛講師

岡欣助の墓拳法家、墓誌銘坂井東派撰

長性院

一六 長性院

長性院は良雲山千日寺と號す、段原町比治山の北面山腹に在り、宗派本寺とも妙慶院に同じ、本尊は阿彌陀如來六阿彌陀の一なり、初め信州松本の僧正譽玄齋諸國を巡錫して、此地に來りけるに、當時此山の溪麓ともに未だ人家なく、空林寂寞にして、心も澄みわたりければ、笈佛の彌陀像をおろし、鉦鼓を前にすへ、半時ばかり此山を見巡り歸りしに、不思議にも人なくして、鉦鼓の音、山谷に響く、玄齋以爲らく、是れ笈佛有縁の地なりと、即ち桐油紙を覆ひて、雨露を凌ぎ、暫く足を此處に止めて、日夜念佛す、元和三年里人爲めに草庵を結びて居らしむ、之を榮山庵と號す、玄齋は千日間發願して睡眠せず、常念佛を行ふ、後世榮山谷千日谷といふは、これに起因す、後ち承應元年十月十五日玄齋は飄然出て復た還らず、而して其歿する處を知らず、弟子善譽榮山庵を嗣ぎしが、後ち禿翁が弟子紀州小倉の僧、此庵に住みける時、藩士寺西將監利之が妻、銀三拾貫目を施し、新に堂塔を建立す、此に於て始めて良雲山榮山寺長性院と號す、長性院のこま禿翁寺の條に在り蓋長性は寺西利之の妻の法名長性院に據り、良雲は同



正清院の北に寺地を賜ふ翌年四月現地に轉じ慶長十五年二月吉田なる本堂を此に移し吉田の本寺を廢寺となす慶安元年五世龍的の時觀音堂を建立し寶永元年十一月七世惠性の時古鐘の音響損せしを以て之を改鑄す明治三十七年境内火災あり鐘樓のみを焼失し梵鐘は依然存せり文化年間十四世普門の時本堂を再建す寺内に八相涅槃像三大幅中幅涅槃圖八相左幅舍利供養圖右幅鳳堂梵天帝釋供養圖縱三間横二間を藏す每歲大陰曆二月十五日六日の兩日寺境内に之を掲げて衆庶に賽せしむ遠近の善男善女參詣するもの踵を接し門前自ら市を爲せり

八相涅槃圖

墳墓

墳墓

- 岡本大藏貞誠の墓法名大道院本來三空居士 藩主淺野吉長の異母弟
- 尼子道竹石笥の號すの墓法名鑑月院仁廣惠叟俊澤居士 醫家
- 武井淡山通稱の群司の墓詩人
- 山中正雄の墓山中女學校創立者
- 山縣豊太郎の墓飛行士



入娘近藤某の妻の法名良雲院に取れるなり、正徳の頃に至り、榮山寺を改めて千日寺と爲すといふ、是を以て當寺三世白譽を中興開山とし、彼の長性院を開基となす、八世實譽の時、本堂大破せしを以て再建し、寶曆の大火に遇ひて諸堂類焼し、九世察譽の時、庫裡を再建せしも、寛政年中再び焼失せしかば、十二世宣譽本堂庫裡を建立せり、

墳墓

墳墓

味木立軒名は忠行、通稱虎之助の墓、儒家兵學家

圓入寺

### 一七 圓入寺

圓入寺は龍門山寂靜院と號す、水主町に在り、宗派本寺とも長性院に同じ、本尊は阿彌陀如來なり、もとは常林寺の支配寺なりき、開山圓入は、もと竹内善助といへる者なりしが、清住寺開山心譽の弟子となり、道心堅固にして、慶長八年當寺を草創し、寛永六年六月十二日寂す、其法名を取りて寺號と爲す、延寶三年五月本堂類焼す、依りて常林寺三世廓譽これを再建せしより、同寺の

支配寺となれり、初め當寺は山號も院號もなかりしが、常林寺五世眞譽退隱の後、此寺に住せしより、山號院號を附せしなりと云ふ、當寺は古來一小刹にして、檀家なく、又寺領もなくして、獨立の經營甚だ困難なれば、久しき以前より住職なく、只他寺の伴僧交番これを管理せしのみ、維新後に至りては堂宇甚しく荒廢し、殆んど廢寺の如き状態と爲りしが、明治三十五年六月現住丸山法順、長州豊浦郡安樂寺前住法寛の徒弟より入りて住職となるに及び、刻苦辛酸を嘗め、市内外に托鉢して、金穀を集め、明治四十三年獨力にて本堂の大修繕を爲し、稍その面目を一新せり、

慈仙寺

### 一八 慈仙寺

慈仙寺は清光山臺修院と號す、中島本町に在り、本尊は阿彌陀如來なり、淨土宗西山派京都東山禪林寺同西山光明寺兩本山の末寺にして、藩制時代は誓願寺と交番觸頭と爲れり、初め高田郡吉田町に在りて、僧靜雲共戸開山たり、二世浩慧に至り、慶長十三年九月福島氏の召に應じて當地に移り、新川場町



八相涅槃圖

正清院の北に寺地を賜ふ翌年四月現地に轉じ、慶長十五年二月吉田なる本堂を此に移し、吉田の本寺を廢寺となす、慶安元年五世龍のの時觀音堂を建立し、寶永元年十一月七世惠性の時古鐘の音響損せしを以て之を改鑄す明治三十七年境内火災あり鐘樓のみを燒失し、梵鐘は依然存せり、文化年間十四世普門の時本堂を再建す、寺内に八相涅槃像三大幅中幅涅槃圖八相左幅舍利供養圖右幅鳳翥梵天帝釋供養圖縱三間横二間を藏す、毎歲大陰曆二月十五日六日の兩日、寺境内に之を掲げて衆庶に賽せしむ、遠近の善男善女參詣するもの踵を接し、門前自ら市を爲せり、

墳墓

墳墓

岡本大藏貞誠の墓法名大道院本來三空居士 藩主淺野吉長の異母弟

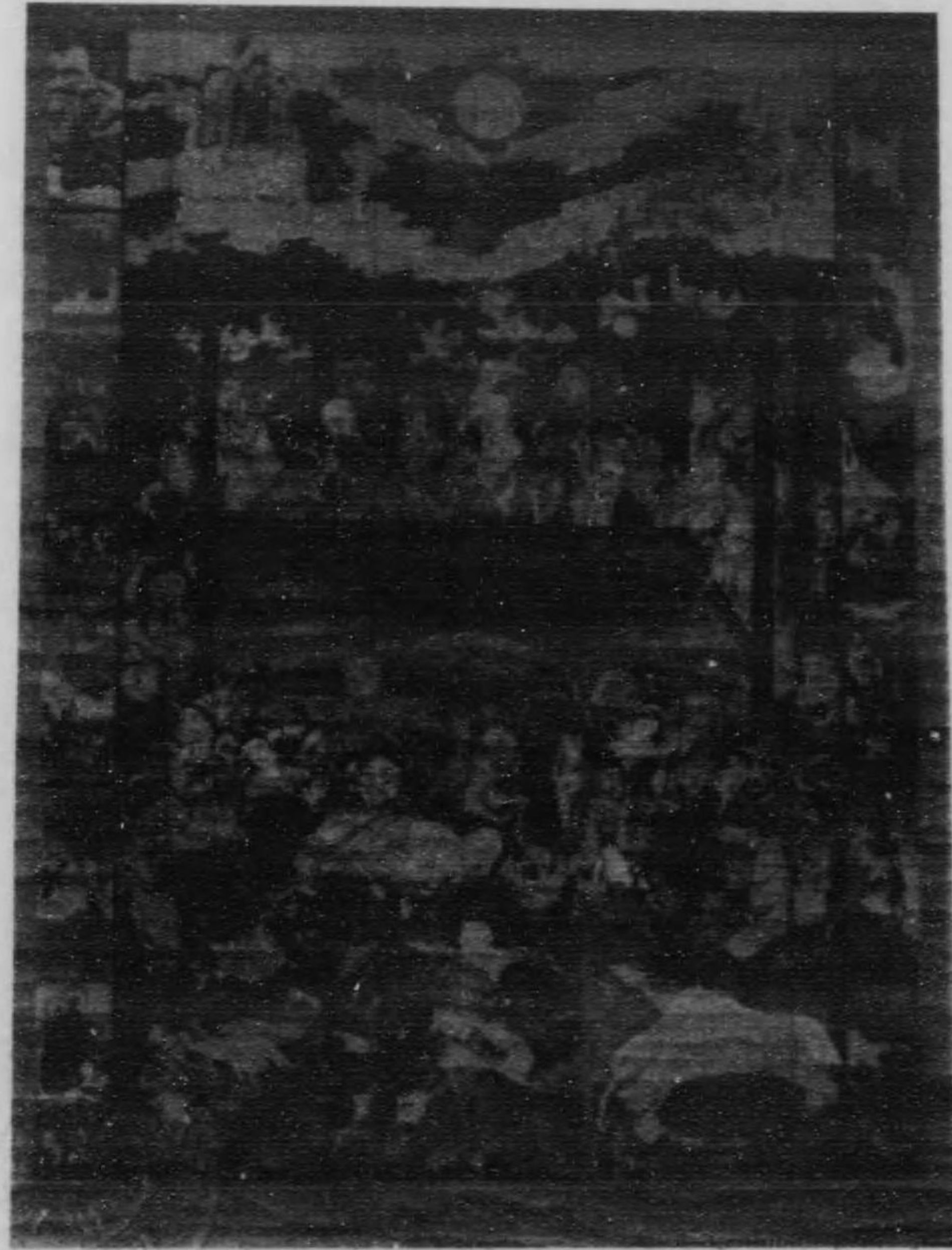
尼子道竹石笥のの墓法名鑑月院仁嚴惠叟俊澤居士 醫家

武井淡山通稱の墓詩人

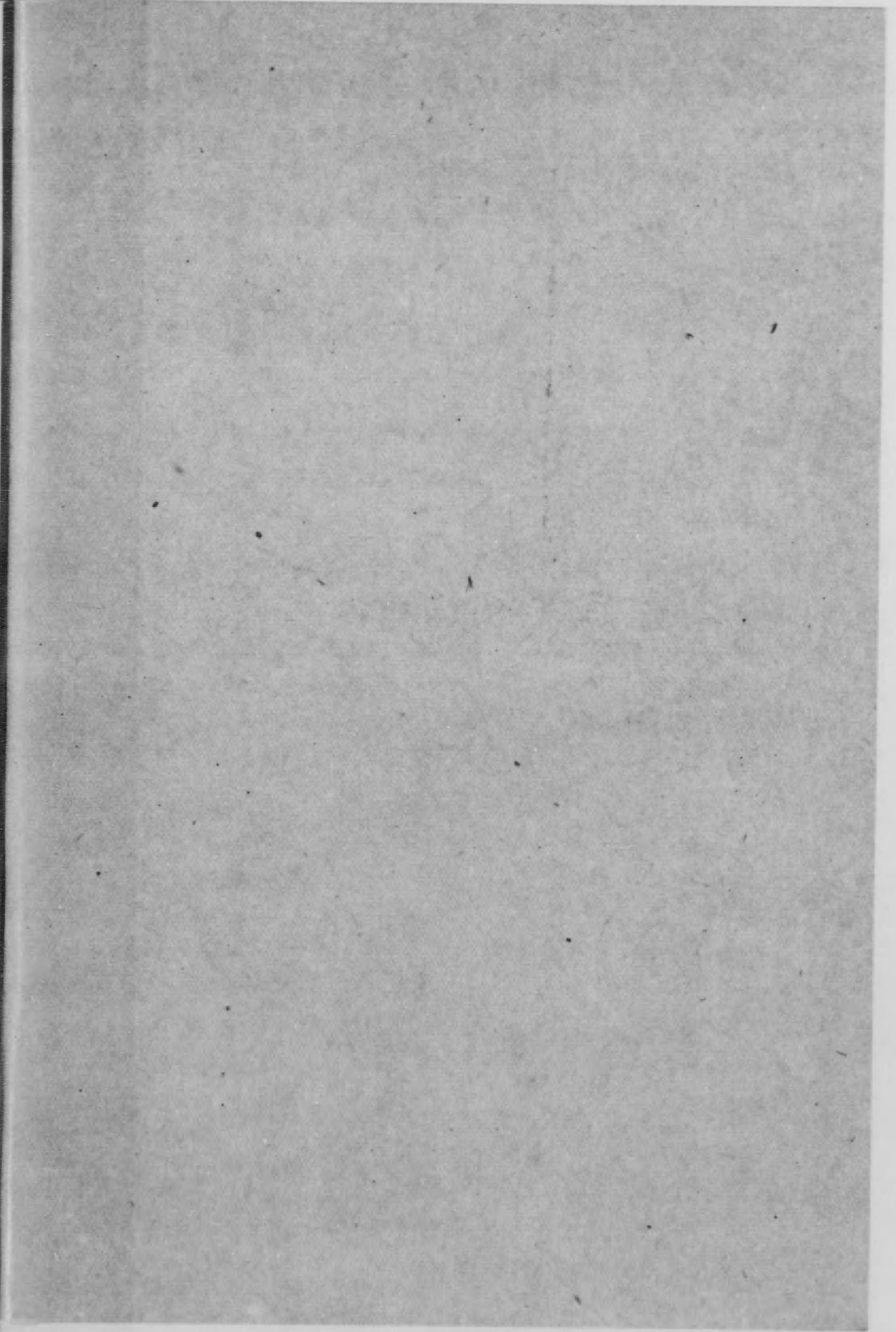
山中正雄の墓山中女學校創立者

山縣豊太郎の墓飛行士

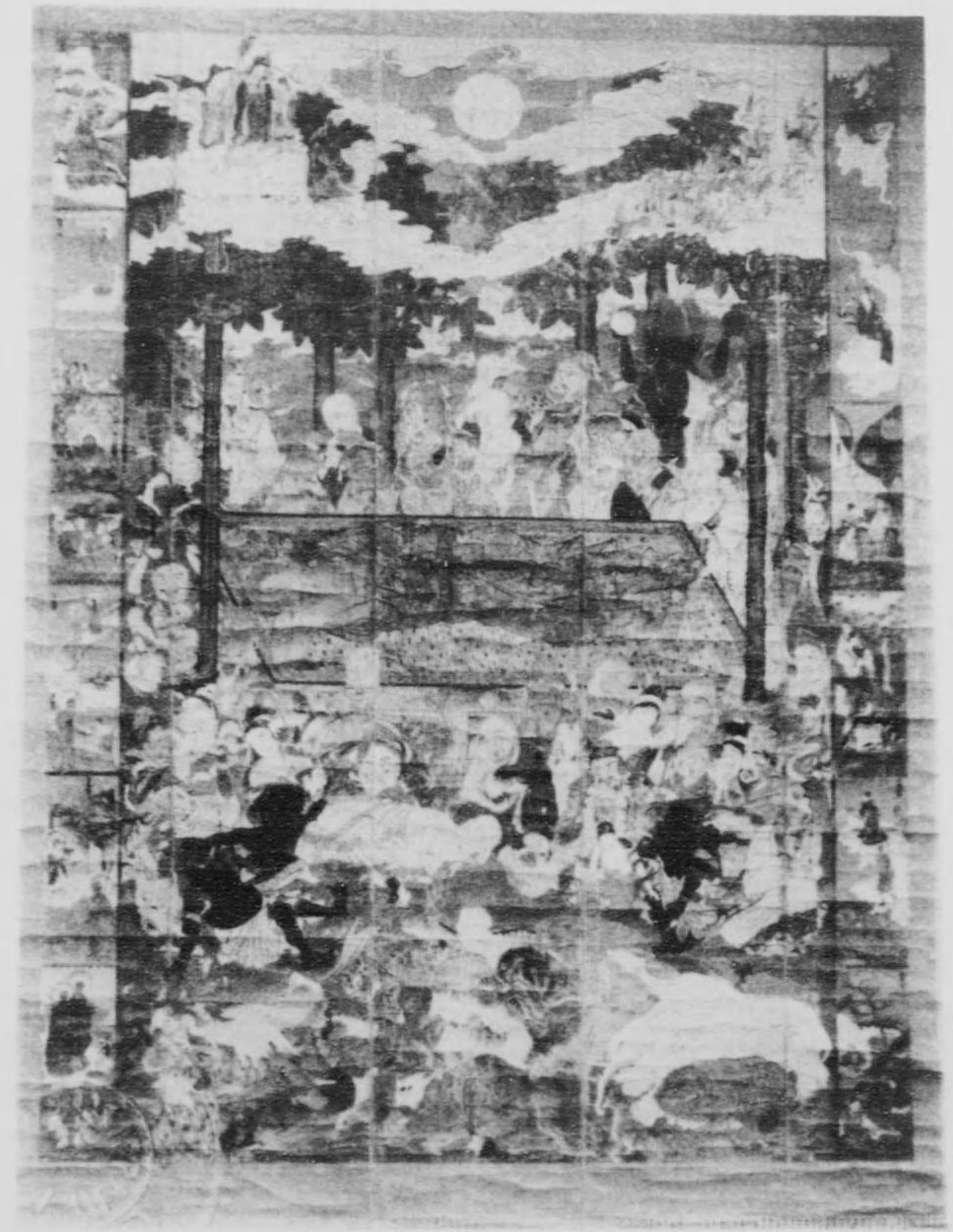




圖繪槃湜の寺仙慈







慈仙の涅槃繪圖



一九 誓願寺

誓願寺は紫雲山光照院と號す、材木町に在り、藩制時代は京都誓願寺の末寺にして、淨土宗西山派に屬し、慈仙寺と交番觸頭たり、本尊は開山惠空感得の阿彌陀如來なり、開山惠空は本山貫主教山の法弟にして、本山所藏天智天皇御宸筆『誓願寺』の扁額を貫主より授かり、當國に捧持して來り、天正十八年十月當寺を開基す、是より先き當寺境内は蘆葦叢生の沼澤たりしを、惠空小舟に棹し、地を相し、榜木を以て區劃を定め、埋築して一寺を創建す、爾時紫雲見はる、因て山號となすといふ、もと院號なし、享保年間檀家辻肥前の法名光照院に取りて附せしものならん、舊藩時代には幕府御巡見衆及び諸侯伯の當市に宿泊ある毎に、大抵白神組一町目御當寺を以て其避災所と定め、毎年藩府宗旨判御改の時は、宗旨奉行當寺に於て臨檢し、又遊行上人の廻國或は信州善光寺如來の巡歷の際は、いつも其宿坊とせられ、遊行上人尾長東照宮に社參の時は、當寺の主僧其先導を爲し、善光寺如來一行出發の時は、横川橋まで見送り、其時佛護寺今の本派本願寺別院に當寺の休憩所を構へたりと云ふ、



本堂棟とも十貞享五年當寺九世等惠の時再建す、  
本尊阿彌陀如來立像長三開山惠空感得の佛像なり、

縁起

夫彌陀形像之說出于吾觀無量壽經頰惟釋迦世尊無緣大悲爲滅後諸衆生障厚感重眞佛之不能者將使棲神淨域繫相聖緣而所假立泥龕塑像雖是假用表眞容所以末法住持像設爲勝矣于茲當寺本尊者由來其尙未知何代詎作也相傳開山惠空愚傳上人以天正十八庚寅歲攸此處定境東西八十間南北六十間蒞葦蘆之林埋泥土之深旣而創建堂安置彌陀佛像以爲本尊雖然尊像小身不應壇上諸人歸敬之情尙爲不深於是傳公常冀聊大像便乎持念且普結緣者有年矣傳公一朝徜徉殿條爾見他擔肩於一筒薦包徐入寺門傳公怪問他曰斯是彌陀之像待善價者傳公即訪其價他曰白銀若干傳公不爭其利純懇求恭拜之及滿三尺金色之立像也傳公不堪感喜爲速償他僅得錢壹紙有市于其事辭去不再來焉見聞四衆歎未曾有而謂他是彌陀佛之化現乎傳公雖安之當寺而經數曆未嘗聞有怪咎之者想是當尊者西方淨土之教主欲利益此國郡之衆生而權示其迹者歟不見經云阿彌陀佛神通如意於十

方國變現自在又曰諸佛如來是法界爲休慈心平等無不周遍衆生心念處々普現事詳于傳錄之中不遑縷舉庶近諸行者等必勿執人情差別狐疑佛身平等利益

延寶丙辰之春予偶應請掛錫於茲寺先入堂展拜

本尊彌陀佛之像希代靈像中心悅而忽忘滄海波濤之勞也後聞開山和尙同世之檀越親語上件之事益懷信敬續訪訪問之四來兒孫亦所傳而共知於是予恐矢其傳畧綴梗概以貽諸後願與聞俱結緣種云爾

住持沙門超然 謹誌

觀音勢至立像長二尺五寸

善導大師圓光大師座像慶安三年正月五世傳賀代寺家陽春庵長把寄進

流祖西山上人像開山惠空像

阿彌陀如來長一尺五寸 聖德太子御作と云ひ傳ふ

觀音勢至 長八寸

善光寺如來常燈籠二尺五寸 臺五尺

知新集曰この常燈は善光寺來寺の時如來光明常燈分受の事を大勸進へ



乞しに、かの常燈は將軍家より御朱印三百石たまはり、燈明番として妻帯寺十六坊あり、さるおごそかなる常燈なれば、分受の事たやすからず、もし願ふ事あれば、其由日光御門主へ伺ひ、御ゆるしありて御奉書到來のうへわかちあたふるすべにて、さすれば諸國一統に燈明勸化も調ふ定なり、かゝる寺わずかに加賀國に一寺あり、其外天下にある事なし、かくごりはからひては、おほくの失費もかゝるべければ、思ひとゞまるべきよし答へられしかば、さまでたやすからぬ御事ならば乞申まじく、されど當寺本尊常燈は開基以來退轉なくかゝげ來れるにも、し善光寺如來光明燈一燈増たらんには諸人結縁厚くなり、もとより當寺本尊は縁起にもみえたるごとく、開山感得の靈佛にて、既に感得より二百年に當れる年の三月報恩會執行せしが、四月の末本尊放光のよし、世上にきこへわたり、參詣群集せし事あり、其他不思議の事ども折々おはします、かくめでたき本尊なれば、一燈分受事をも願ひしなりと物語りけるに、さるありがたき本尊ならば、こなたにも拜禮いたすべく、其時格別を以て善光寺如來光明常燈わかち奉納すべしとて、別當當寺本尊へ拜禮せられ、燈明祈願いたし置ぬるまゝうつ

り申べきよし申され、ありがたく拜受せり、其後善光寺役僧寶勝院當寺住持に對面あるべきよし申來り、まかり出けるに、此書面の通り別當申付られし由にて、金子を奉書につゝみ、水引をかけ、白木の臺にする、上書

永代常燈料  
金十六兩

施主  
信州善光寺別當大勸進

かくのごとく寄附あり、さて當寺且中其外よりも、燈明料追加ありて、銀四貫目調ひ、この銀子を御奉行所へ預け、それを以光明燈永代退轉なく相續せり、

天智天皇御宸筆『誓願寺』額寫竪二尺八寸、幅一尺一寸五分、眞額は寶藏に秘藏す。

鎮守嚴島大明神社三間半四方、開山惠空代、慶長十年勸請。

社前水盤 三尺に二尺五寸。

正面池の上石橋長四間、幅五尺。

華表 高八尺。

寶篋印塔 一基 寶永七年 庚寅 起立 塔高さ一丈二尺餘。

寶篋印塔 一基 元文五年 庚申 起立 塔高さ一丈三尺。

位牌堂三間半 七間半 南の方一間に九尺の向拜あり、此上に雲に天人彩色の彫物あり。



り、  
地藏堂 二間に二間、半向拜附 往古より茅葺なりしを、寛政九年瓦葺に改む。

經藏 三間に三間、半向拜付 横額『法界藏』の三字 筆者不知 寶永六年建立、本尊阿彌陀如來座像  
長五尺、

六地藏堂 三間に三尺、

開山堂 一間に九尺、

玄關 二間半に四間、

書院 六間に七間半 椽側に額『方丈』とあり、内佛本尊阿彌陀如來立像 長二尺、惠心僧開都作と傳ふ、

山惠空所持の尊像なり、

中の間 四間に六間 横額『會賢』の二字、雪峯書と有り、

次の間 椽側額『萬象觀』の三字を書す、

庫裡 六間に九間北の方九尺に六間庇あり、

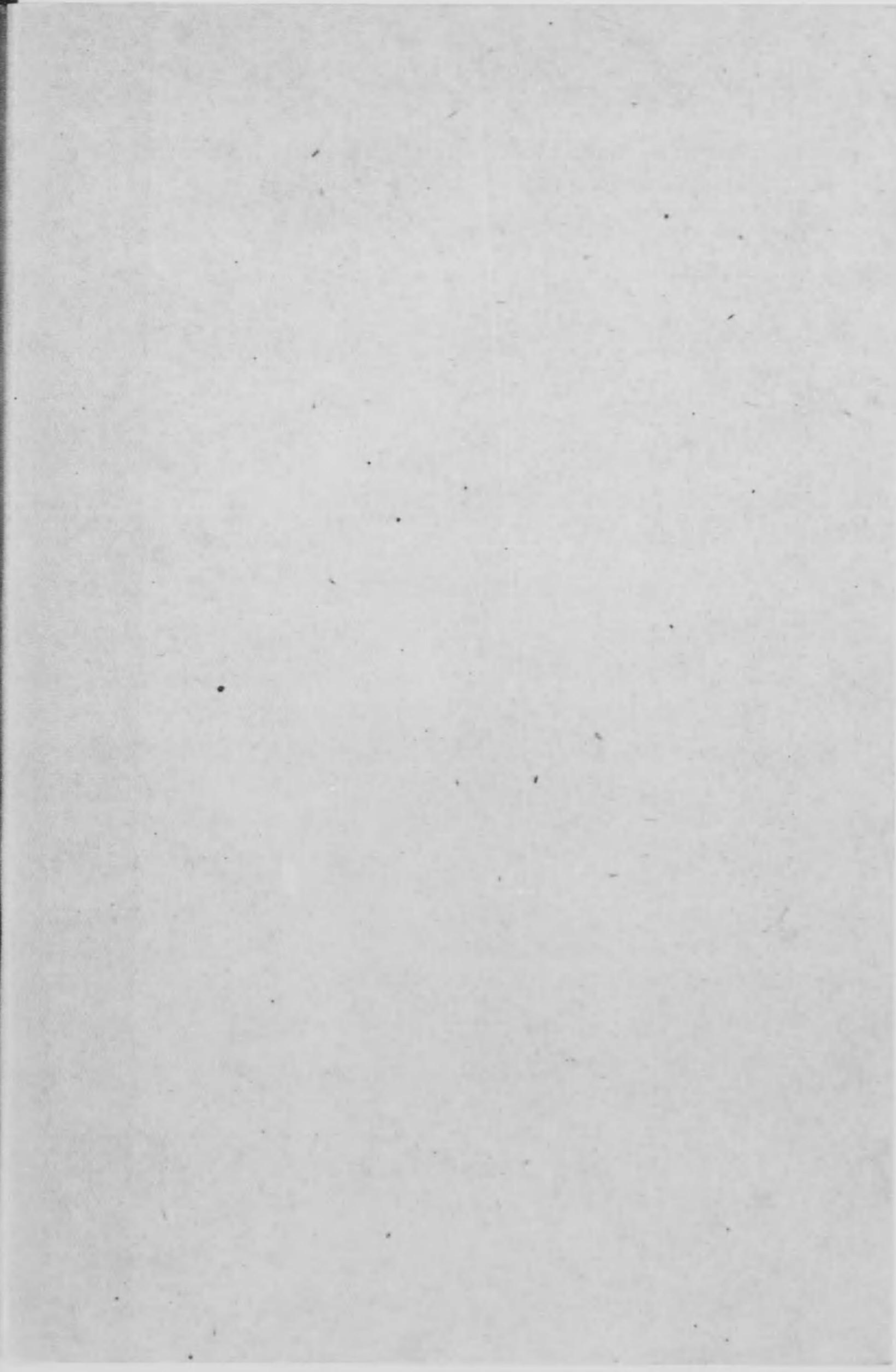
庫裡より本堂に通ずる廊下 九尺に四間、

鐘樓堂 三間半四方、

鐘銘あり、畧す、延寶八 庚申 九月念五日九世見峯等惠とあり、往古の鐘破損



崇 聖 山 願 寺





し、是時再鑄せる由銘文に見ゆ、

表大門 七間に五間

千鳥唐破風作り、正面に紫雲山江戸九阜の書あり、九阜は伊藤華岡の男なるべの扁額、横三尺を掲ぐ、元文中、十二世厲空の時、之を再建す、時の藩主體國院野淺吉より白銀百枚及び門金具を寄附せらる、同年二月朔日起工し、十月二十日落成す、尋で十一月十二日より五日間供養を行ひ、大般若經轉讀を執行す、結願の後ち市尹を経て、靈符を藩主に奉る、爾來舊藩時代には毎歲三回正月、五月、九月武運長久、國家安全の祈禱を修し、靈符を藩主に納めしと云ふ、

墳墓

墳墓

男爵辻維岳通稱將曹、號德風の墓

男爵辻健介の墓

蕉齋白山の墓

佛寺 淨土宗 誓願寺



## 第五章 眞宗

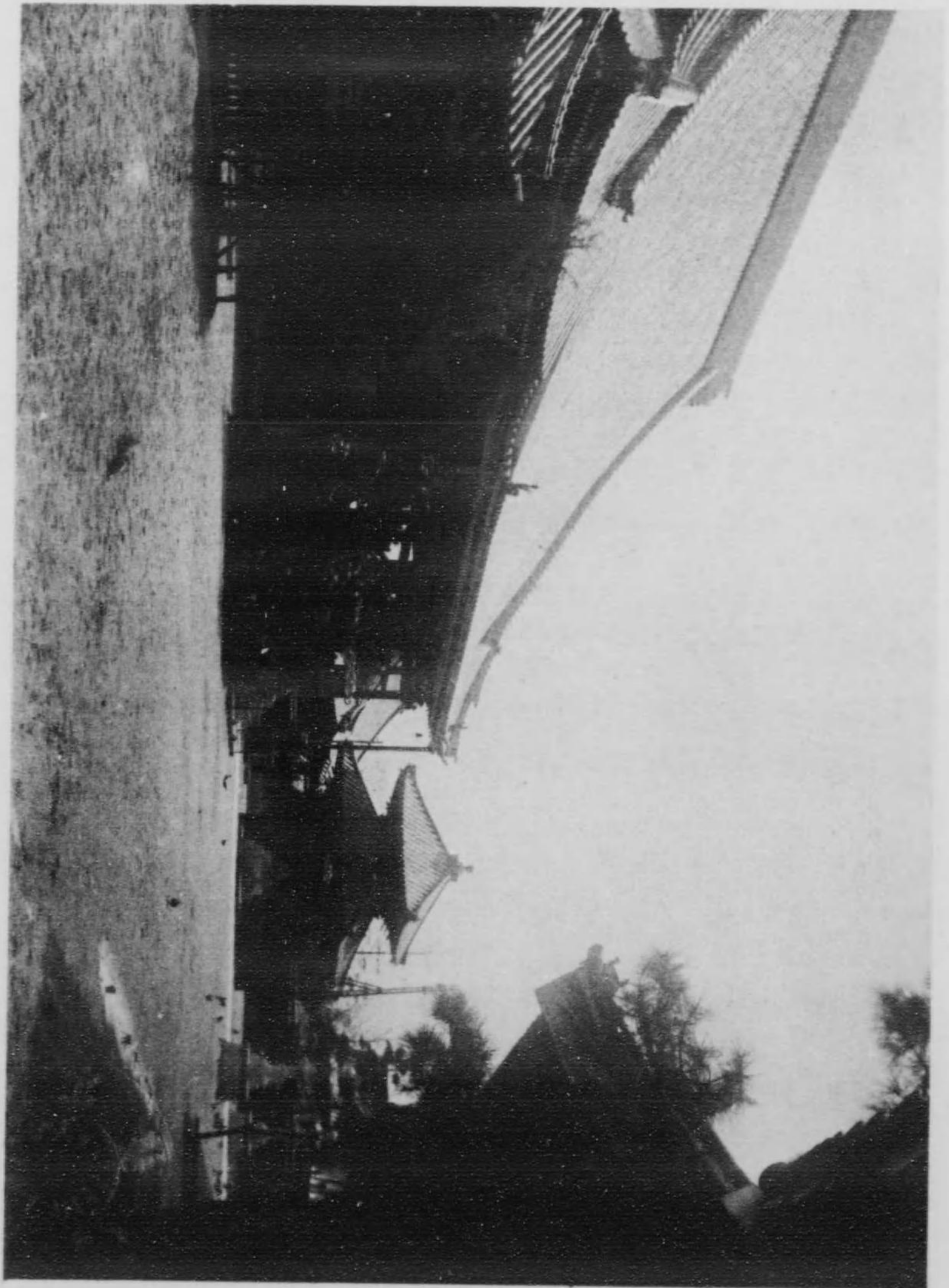
### 第一節 本願寺派

#### 一 本願寺派 廣島別院

本願寺派廣島別院

本願寺廣島別院は、寺町の北端にあり、もとは龍原山佛護寺と稱し、藩制時代には、眞宗京都本願寺派に屬し、官職は院家寺法安藝國八郡の觸口役寺とし、其末寺三百五十六箇寺は藝備防右豫の五州に散在し、藩法としては廣島町組眞宗東西四十一箇寺の内東派九箇寺、西派淨圓寺、觸下十箇寺を除き、殘十二箇寺の觸頭にして、毎歲法施米二百俵を賜はり、近國比儔稀なる大刹なりしが、明治維新の後、藩府より給與せし法施米を廢止せられ、又其末寺も各、分離獨立して本山の直轄となり、加ふるに檀家僅少なるを以て、寺院の維持困難となり、次で明治八年當寺十七代廣弘寂して、龍原家の血統斷絶しければ、暫く京都本山より寺務を兼攝せしも、遂に明治三十七年十月二十一日に至り、別格別院佛護寺と定め、同四十一年四月十五日昇格して本願寺派本





院別島廣寺願本派寺願本



願寺廣島別院と改稱せしめられたり、  
抑當佛護寺の草創を綜ぬるに、長祿三年安藝國五郡の守護佐東郡金山の城主武田治信の嫡子刑部少輔義信、當寺を金山に建立し、僧正信を以て開基と爲す、正信はもと甲斐國の人、武田氏の族、原田氏、俗名を豊五郎政信と稱す、幼より弓馬の術を厭ひ、家を弟に譲り、十七歳にして薙髮し、庵を山中に結び、佛護庵と號し、天台宗を修む、遠近其德化を慕ひ來りて歸依するもの少からず、會、武田義信、故ありて甲斐の武田氏に寓居し、深く正信に歸依す、後ち義信金山城に歸り、家を繼がんとする時、正信を伴ひ來りて金山の城中に居らしむ、正信緇衣を纏ひて久しく城中に客たるを厭ひ、退きて安藝郡中山村の幽栖に移る、是に至りて義信は正信と謀り、一寺を建立し、以て國家の安全を祈ると共に、連年戰死せし士卒を追吊せんと欲し、頻りに寺地を相す、一日義信は城樓に在りて、雙鶴の雲間より顯れ來りて、金山の半腹に翱翔し、和鳴して麓に下り、龍原たつげの龍岩形状の龍に似たるを以て、世俗龍岩と稱す云ふに止まるを觀る、翌日も亦斯の如し、是れ乃ち靈鳥の祥瑞を示すものなりと爲し、意を決して其地を闢き、本坊及塔頭數坊を建立し、地名に因みて「龍原山」と號し、甲斐の庵名を取りて「佛護寺」と



名づけ、正信をして之に住せしめ、寺領三百貫餘を附す、塔頭十二坊は、本坊の門前左右に駢列し、左を「甲斐六坊」と稱し、甲斐國より正信に隨從し來れる法弟六人に入院せしめ、右を「地六坊」と唱へ、正信當國に來りて後ち教を受けし法弟六人に入寺せしむ、別に「上坊」あり、今の淨專寺是なり、正信遷化して、二代圓清繼ぐ、圓清俗名は源次郎徹康、安藝國守護武田信守の子なり、明應五年の春、香林坊の僧今の元成寺、本堂當番の日、異相の老翁こゝに來り、天台宗を改めて眞宗に歸す可きことを勸む、問答數刻の後ち、老翁忽焉として煙の如く其影を失ふ、圓清乃ち一山の僧徒を會して其事を議し、且武田氏に請ひて上京し、本願寺蓮如上人を訪ひ、其教を聽き、大に之に信服す、歸るに臨み、上人より六字の名號を自書して之に授く、圓清歸國の後ち、再び塔頭檀越と議し、武田氏に請ひ、同年夏遂に改めて眞宗と爲す、因りて其名の圓清を改めて圓誓となせり、天文十年毛利元就金山城を攻め、城陥り、武田氏滅亡す、當寺三代超順、龍原の寺を去り、安南郡今の安藝郡中山村の正信が舊居に隱棲し、塔頭十二坊も亦各自離散せり、然れども超順は素より緇衣の徒、其身に罪あるにあらず、天文二十一年元就は超順の高徳を慕ひ、兒玉内藏丞就方をして超順に諭さしめ

之を招く、超順輒ち毛利氏に歸降せり、是に於て元就は數、超順を吉田に招致し、同二十二年冬龍原の舊墟に堂宇を假建し、二十三年の春超順をして歸住せしめ、寺領も武田氏の舊を襲はしめ、永祿三年更に本堂を再建せり後ち寛永十二年本堂再建の時此毛利氏寄附の古堂を書院に改造せりといふ、四代唯順は資性剛勇、幼にして弓馬の術を喜び、元就、輝元二君の共に寵する所となり、常に軍事に參與す、天正四年織田信長石山城を攻圍せし時、唯順は本願寺顯如上人の爲めに毛利氏に請ひ、兵を出し糧米を贈り、以て之を援助す、是に於て顯如上人其功勞を感賞し、宗祖の遺骨及其自筆の正信偈和讃を賜ふ、天正五年二月二十三日唯順讃州に於て戰死す、墳墓は同國金倉村に在りと云ふ、五代康順も亦數、軍事に參與し、本願寺教如上人の御簾中當寺に落ち來られしことも、本願寺由緒記、表裡問答、金錄記等に見えたり、斯くて毛利氏廣島開府の後ち、文祿二年輝元より命じて本寺及塔頭諸坊を小河内今の安佐郡三篠町大字打越の内に移さしむ、福島氏在城の時に至り、慶長十四年今の地に移し、以て城西の要害に備へぬ、是れ即ち後世の寺町なり、然るに塔頭十二坊は佛護寺に其沿革を傳ふること詳ならざるが故に、後世各塔頭が傳ふる所の説と稍、符合せざるものあり、是を以て元祿十四年當寺



と十二坊との間に争論起り本史第二卷第三八頁第七節佛護寺十二坊の紛議の條參照十二坊の僧侶は以爲らく、元來十二坊は佛護寺の寺内僧にあらず、古老の所傳は無稽の妄説のみと、遂に各坊の寺地は各自の境内にして、佛護寺の境内にあらずと稱し、坊中より米銀を佛護寺に納むるの慣例をも廢止せしかば、佛護寺の寺運甚しく衰微し、寺院の維持も困難に陥りしを以て、元祿十六年九代靈順は遂に意を決して、書を藩府に上り、寺院を獻じ、住職を辭せんことを請ふ、日光門主これを聞き、佛護寺の爲めに、甚だ之を患ひ、藩主に説きて、佛護寺を保護せしむ、是より藩主は毎歲米二百俵を施し、且つ佛護寺に命ずるに、寺院を持続すべきことを以てす、寶永三年藩主は更らに元祿十六年の例に依り、毎歲佛護寺相續米として二百俵を施與すべき旨を、寺社町奉行を経て佛護寺に達せしめ、又廣島町新開よりは、法施銀、燈明錢と唱へ、安藝國八郡よりは、鉢米と名づけ、米銀を寄附すること定め、而して廣島町新開にては、町入用銀の中に加へて之を一般町村内より支出し、郡村にても村入用米の中に加へて同じく之を一般町村内より支出したれば、茲に佛護寺は長く維持する方法確立することを得たり、然れども十二坊の佛護寺境内寺、非境内寺の問題に至りては尙ほ

未だ解決せず、佛護寺は依然十二坊を以て境内塔頭と見做し、十二坊は然らずと爲し、軋轢は常に絶えず、終に元文二年十二坊の内なる高宮郡上中野村品窮寺西派より東派に轉ずるに至り、茲に東西兩本願寺の争論となり、東本願寺より江戸幕府に出訴せり、是に於て幕府は裁決して、品窮寺は佛護寺の寺内僧なれば、改派することを得ずと宣告し、又藩府は品窮寺僧馬朝の罪を問ひ、之を追院に處せり、藝藩通志に塔頭十二坊の事を記して云く、按ずるに、當山の屬寺に塔頭十二坊と云へるあり、十箇寺は同じ寺町の内に列し、四箇寺は郡村の内にありて、都合十四刹なり、さるに十二坊と稱するは、龍原の舊稱に依るといへり、頭塔の唱も最初天台宗の時の稱なるべし、且昔は十二刹多く坊號なりや、今は報專坊、正善坊のみにて、餘は寺號を用ゆ、享保頃の文書に、今の眞行寺は東前坊、德應寺は立藏坊、元成寺は香林坊、善正寺は慶藏坊、光圓寺は東林坊と見えたり、毛利氏龍原を再興の時、離散の塔頭も皆古墟に返らしめければ、品窮寺、蓮光寺、光禪寺、正傳寺の如きは散居の地に居留りて返らざれば、また二坊を増し置きて十四坊になりけると、本寺の傳ふ所如斯の増置二坊詳ならず、天明年間の申状には超專寺、德應寺と見たり彼の四刹は郡村に在りといへども、猶十二坊の列



にて、外地に棲は便利によるなるべし、同じ寺町に淨專寺と云ふあり、是れ別なり、品龍寺、淨滿寺、實相寺の三刹は佛護寺垣内に在りて、全く本寺の役僧なり」と、又「知新集」に云く、

境内間數、南北三町半餘、東西一町餘、一圓御免地、

寺内僧并町家

十二坊 報專坊 超專寺 圓龍寺 光福寺 正善坊 光圓寺

德應寺 善正寺 眞行寺 元成寺

正傳寺 品窮寺 蓮光寺 光禪寺此四箇寺は現今郡中に在り

十二坊の外 淨專寺

役僧三箇寺 品龍寺 淨滿寺 實相寺

町家 六十四戸

寺町一町は當寺拜領地なる故、町役人も當寺より申付、諸役當寺へ勤家讓り賣買帖切をはじめ、普請作事などの諸願、都て當寺にて裁判す、

と、然るに明治維新の後は、前にも述べしが如く、藩府より毎歲施與の法施米并に廣島町組二十餘箇寺の觸頭を廢止せられ、又その末寺三百五十六箇寺

も各、分離獨立して本山の直轄と爲り、加ふるに當寺の檀家少數なるを以て其維持甚だ困難となり、明治八年當寺十七代廣弘入寂して龍原家の血統は斷絶せり、抑、開基正信が龍原に佛護寺を建立してより茲に至るまで四百十七年、二代圓誓が眞宗に轉せし明應五年より三百八十年なり、是に於て京都本山にても、かゝる名刹を廢寺と爲すに忍びず、大洲鐵然、息長澤祐に命じて前後寺務を兼攝せしめ、後ち藤井玄珠入りて十八代の住職と爲りしも、明治三十五年六月退職し、次で近松尊定に十九代住職を特命せられしが、同年十月其職を免せられ、本願寺法主明如上人これを兼務し、上人遷化の後ち、法主光瑞更に之を兼務せられたり、然るに由來本願寺は當國に於ける法縁既に久しくして、益、濃厚なるは他國に比儔なきが故に、安藝教區に於ける縑素有志者間には、當寺を修理して大に莊嚴を加へ、以て中國樞要地所在の本山別院と爲し、一は以て法主并に連枝巡錫の便に供し、一は以て連枝宿徳の此地を過ぐる際、請じて轉法輪の道場と爲し、大に地方の教化に資せむとするの議ありしも、未だ其實行を祝るに至らざりしが、明治三十五年の春に至り、機運漸く熟して、道俗有志者大に斡旋盡力し、同年十一月十四日本願寺より廣



島別院設置の旨を發表し、同三十七年十月二十一日更に別格別院佛護寺と定められ、同三十九年十月二十一日日本堂大修繕起工式を舉げ、同四十年七月本堂向替并に經藏・鐘樓・正門・玄關門等の移轉工事に着手し、同年十一月に至り工を竣はると同時に、大玄關・對面所・大臺所・庫裡・塙の大修繕及廊下湯所・收納所等の新建に着手し、四十一年九月三十日竣工す、其竣工に先つこと數月、四十一年四月十五日終に昇格して「本願寺別院」と改稱するに至れり、

建築物

本堂 桁行二十間餘、梁行十八間餘、  
向拜七間に二間餘、

もと文久二年再建のものにして、南面なりしを、明治四十年大修繕を加へ、西面に改む、

大虹梁 長七間三尺一寸、厚一尺三寸の大槻材を用ゆ、

破風板 上幅四尺、腰幅三尺一寸、下幅二尺八寸、厚五寸、長八間の松材四

枚を用ゆ、此破風板と懸魚は黒千階波地模様、銅板を以て之を包

み、下り藤の金紋及唐草金模様を打出せり、下り藤紋章の直径三尺

五寸、

本瓦葺 瓦は京都大佛の瓦工が製造せるものにして、最大なるは大棟

獅子口幅五尺六寸、厚二尺八寸、高四尺二寸、此足元鱗は幅三尺五寸、厚一尺九寸、長八尺五寸なり、葺き方は瓦三枚重ねの本葺にして、  
本山の本堂葺方と同一なりと云ふ、

鐘樓 桁行一間半餘、  
梁行一間半、

慶長十五年の建立にして、本堂の西隅に在りしを、明治四十年西北隅に移す、

經藏 三面、  
四面、

寶曆十年の再建にして、もと本堂の東南にありしを、明治四十年本堂の南方に移す、

茶所 桁行四間四尺、梁行三間四尺、  
大正十一年九月十五日建立、

手水鉢 覆二間に二間半、

對面所 もと客殿 桁行六間半、  
梁行七間、

永祿三年建立、明治四十一年大修繕、

大臺所 桁行十間、  
梁行五間、

天文二十二年再建、明治四十一年大修繕、



庫 裡 桁行九間 梁行五間

享保三年再建明治四十一年大修繕

大玄關 三間 四面

書 院 桁行十間半 梁行六間

洋 館 桁行十間 梁行五間

正 門 本堂の正面にあり大正十一年十月十日建立、桁行三間二尺、梁行二間五尺、

臺所門 桁行四間半、此他に二門あり

塙 塙表通五十間は高九尺、裏通七十二間は高八尺五寸、白五筋拵なり、

佛護寺の世代

佛護寺の世代

開基正信 二代圓誓 三代超順 四代唯順 五代康順 六代宗順 七

代賢順 八代正順 九代靈順 十代尊順 十一代大順 十二代天順

十三代因順 十四代明順 十五代本順 十六代廣順 十七代廣弘

古文書

古文書 知新集所載に據る

○武田元信寄附狀

佛護寺領并日吉免田天役以下之事所寄附也修造勤行等無懈怠者永知行

不可有相違仍寄附之狀如件

延德三年八月七日 判

○武田元繁寄附狀

佛護寺領并日吉免田天役以下之事所寄附也修造勤行等無懈怠者永知行不可有相違仍寄附之狀如件

永正十年九月五日 判

○武田光和判物

於藝州所々買得之地寄進 目録別紙在之 事任沾券并寄進狀之旨佛護寺知行不可有相違者專守先例可被全寺務之狀如件

永正十八年八月十一日 判

○毛利元就判物

佛護寺△△候寺家修造之事諸役等之事如前々可有取沙汰候依而一行如件

(天文二十三年)正月廿七日 元就判

超 順 參



○毛利元就書狀

佛護寺内々申聞之通可申渡候猶此者可申候謹言

九月五日

元就判

内藏丞殿

元就

○毛利元就書狀

驚もたせ給候一段祝着此事候何も自是重疊可申述候猶期面謁候恐々謹言

卯月十六日

元就判

佛護寺座下

○毛利輝元判物

今度唯順事於讃州討死候寔不便不及是非候忠儀之段△△可相届候跡目之事何篇無相違對其方申付候猶心底之通兒玉周防守可申聞候謹言

九月廿八日

輝元判

佛護寺康順

輝元

○毛利輝元判物

當寺領分佐東防州富田在之右地等之事任唯順手繼無相違可領知之狀如件

天正五年九月廿八日

輝元判

佛護寺康順

○毛利輝元書狀

佐東郡内大坂門徒相妨者有之由從端坊東坊被申候不可然候能々可相究事肝要候謹言

十月廿六日

輝元判

兒周  
兒玄

輝元

○毛利輝元書狀

先日申聞辻以下衆中相催急度至大阪被罷上候由尤祝著之至候此方内存之趣毎度隆景可被申之條能々可申達事肝要候猶旨儀は切々可申下候恐々謹言

五月廿二日

輝元判

佛護寺



○兒玉就忠書狀

中山佛護寺屋敷之事如前々可有御抱候佛護寺え御在宿候とも跡之事不可有相違候爲向後一筆令申候恐々謹言

天文廿三正月廿八日

就忠

超順房參

兒玉三郎右衛門就忠

○安國寺惠瓊書狀

祐專家之儀近年相滞候處廣家様へ得御意候而唯今相調候以來之儀門徒中之法度にも成間敷候是は廣家様我等間之事に候へば如此相澄候彼祐專にも可被加憐愍事肝要候恐々謹言

六月八日

安國寺 惠瓊判

佛護寺御同宿中

○淺野長晟書狀

爲見廻使僧并樽一荷干鯛貳拾枚饋給喜悅之至候我等事無事候條可被心安候猶竹本外記かたより可申候恐々謹言

六月廿六日

但馬守 長晟判

佛護寺 御返報

○淺野長晟書狀

當地火事に付爲見廻飛脚到來早々入念之儀別而令満足候方々燒候ても手前屋敷不苦候間可被心安候其他無事岩松息災之由珍重候猶竹本外記可申恐々謹言

二月廿五日

但馬守 長晟判

墳墓

芥河屋貞佐

芥河屋久五兵衛名は瀧賀の墓法名桃縁齋良佐居士廣島町大年寄を勤む狂歌を善くす

辭世 死て行所はおかし佛護寺の犬の小便する垣のもと

加藤定齋

名は友諒通稱三平の墓儒家

加藤棕廬

名は景綱通稱太郎三の墓儒家政簡臍帯を飲む墓誌銘金子霜山撰并書

孝女美津の墓

釘屋市郎兵衛の女辰巳屋傳兵衛の妻墓誌鈞月庵主文明書

後藤靜夫の墓醫家

巡查辰川馨四郎の墓

廣島縣知事山田春三題字警部守屋義之撰文

佛護寺通寺の舊址

通寺の舊址

佛寺

眞宗 本願寺派

廣島別院



安藝郡中山村通寺は、もと佛護寺開基正信が未だ龍原に佛護寺を建立せざる以前の寓居の地なり、初め武田氏の家臣中山某と云ふものあり、此村に住し、深く佛門に歸依し、佛護寺開基正信の法縁に依りて數、佛護寺二代圓誓を訪ひ、又居宅に招きて法儀を聽聞す、或時佛護寺三代超順、開基正信舊棲の地を慕ひて、中山氏に其旨を語る、中山氏は大に感じ、直ちに之を佛護寺に寄附す、超順乃ち其地に小庵を結ぶ、是れ通寺の草創なり、天文年中、武田氏没落の時、超順暫く此小庵に隱棲せしが、天文二十二年毛利氏龍原の舊墟に佛護寺を再興せる時、超順歸住せしに、此中山村の小庵も亦毛利氏の寄附するところとなり、佛護寺永代の掛所となす、寛文年中、藩法寺法とも當寺を通寺と云ふに決定し、役僧輪番にて寺務を兼ね、年々宗旨判改も輪番の僧にて執行せり、明治維新の後、佛護寺の萎靡すると共に、當寺も衰微し、遂に廢寺となり、今は其堂宇を存せず、唯舊址に墳墓を殘せるのみ、

佛護寺の末寺

佛護寺の末寺

藩制時代佛護寺の末寺三百五十六箇寺あり、其内にて廣島市内に在る者を擧ぐれば、左の如し、

廣島比治山町 廣寂寺 廣島中島本町 淨寶寺

同 空鞘町 眞光寺

佛護寺の觸下寺院

佛護寺の觸下寺院

藩制時代には佛護寺の觸下に屬せる寺院二十一箇寺ありき、其寺名を列擧すれば、左の如し、

報專坊 超專寺 圓龍寺 光福寺 正善坊 光圓寺 德應寺 善正寺  
元成寺 光禪寺 眞行寺 淨專寺 廣寂寺 眞光寺 淨寶寺 專勝寺  
專光寺 誓立寺 勝順寺 善福寺 永照寺

品龍寺

二品龍寺

品龍寺は金谷山と號す、寺町本願寺派廣島別院の南隣に在り、もとは佛護寺役僧の一にして、明治維新獨立して一寺を成せり、開基緣由及役僧となりし年代等詳ならず、木佛寺號は當寺三代超玄の時、慶安二年五月十一日、日本山第十三代良如上人より許さる、本堂並に庫裡は四代圓空の時の建立なり、

佛寺 眞宗 本願寺派 品龍寺



淨滿寺

### 三 淨 滿 寺

淨滿寺は龍溪山と號す、寺町品龍寺の西隣に在り、本尊は阿彌陀如來なり、もとは品龍寺と同じく佛護寺役僧の一なりしが、明治維新後獨立して一寺をなせり、木佛、寺號は四代知南の時、京都の本山良如上人より許さる、明治二十八年十一月本堂の大修繕をなし、又本門を建立し、明治三十八年十二月庫裡を再建す。

墓碑

墓碑

桑原二仙の碑 河野微撰文

實相寺

### 四 實 相 寺

實相寺は明谷山と號す、寺町本願寺派本願寺廣島別院の北隣に在り、本尊は阿彌陀如來なり、もとは品龍寺、淨滿寺と同じく佛護寺役僧の一なりしが、明治維新後獨立して一寺を成せり、初代順覺の時、明曆三年十二月本山十三代良

如上人より木佛、寺號を許さる、本堂、庫裡の再建は文政年後なりといふも、其年月は詳かならず、明治十三年九代善能の時、喚鐘無銘を新鑄す。

報專坊

### 五 報 專 坊

もみ佛護寺  
十二坊の一

報專坊は無障山と號す、寺町に在り、本尊は阿彌陀如來安阿彌なり、藩制時代は京都西本願寺末派興正寺門弟東坊下佛護寺觸下、所謂十二坊の其一なり、一書には葛原とあり、森とあり、菅澤山里言には「メカ」といふの麓に創建す、其後文明年間圓位の時に至り、山城國山科にて蓮如上人の教化を享け、初めて眞宗に改宗し、寺號を菅澤山報專坊と改む、圓位は俗姓富樫禪門大膳太夫と云ひ、其一族は安北郡勝木村行森に居城し、後ち毛利氏の爲に亡ぼさる、慶長年中圓位より七代の孫覺淳の時、佐東郡上安村今の安佐郡の内に「たいのさこ」に移り、故ありて山號を無障山と改む、元祿六年九代宗淳の時一説に寛文の地に移る、安北郡勝木村の舊跡には、藥師木像一鉢を安置せる一小堂、現今尙ほ存し、里俗之を報專庵報専庵



と呼べり、當寺十二代慧雲は廣島鹽屋町專勝寺僧義周の第二子にして、幼名を民部卿と云ひ、享保十四年正月十四日に生る、二歳の時當坊十一代惠照の養子となる、資性温謙、幼にして大志あり、十七歳の時、京都に遊び、宏山寺僧撲に従ひ、苦學して博く佛典に通じ、宗義を究む、得度して寶雲と號し、後ち慧雲に改む、字は子潤、甘露と號し、別に東岳洞水の雅號あり、京に在ること三年、業成りて後ち、其同窓越中の僧、僧鎔と東西旗幟を樹て、雷名學海に鳴る、慧雲藝州轍の名あり、門下には名髦森列し、廓亮僧叡、雲幢、履善等最も傑出し、其頭氣を望むもの、徳星藝州に聚れりと稱す、當時は眞宗の規格未だ備はらず、慧雲普く藩内を巡歴布教し、各村各字毎に寄講なるものを設け、法義相續は勿論、社會風紀の改善を謀れり、當時これを化教と呼べり、其方法は略ぼ現今の組合講、又は教會組織に類似し、毎月各地とも其地方の寺僧を招聘して、法話會を開き、法義相續上より社交上の規約を定め置き、若し之に違背する者あるときは、同行彈（カキヤウ）と稱し、絶交を以て制裁を加ふ、此化教の區域を畫して、所轄寺院の制度を編み、其区域内の布教は其所轄寺院の僧侶に責任を負はしめ、布教の効果を收むると同時に、寺院生活の安泰を計れり、又當時の宗徒に往、戸

内に神棚を造り、或は神符を貼るものあり、慧雲乃ち諭して、神靈を瀆がすを恐れ、之を撤去せしむ、因りて時人『神棚卸しの報專坊』と綽名す、斯の如く一向專修の宗風を鼓吹すること極めて嚴正にして、國人の歸向益、厚く、安藝門徒の名實を得せしむるに至れり、然るに慧雲の此の勸化は、外に儒道、諸宗よりの攻撃となり、内に信徒の誤解を招き、一時は其身命も危きに陥る、天明元年十一月二十八日山伏某なるもの、慧雲の呪咀、禁厭、神符等を排斥せるを恨み、潜かに放火して當坊を焚き、堂宇什寶悉く灰燼に化す、實に慧雲遷化の前年なり、慧雲遷化するに先ち、高弟廓亮を招き、遺言して曰、余曩に願生歸命辨の世に行はれたる時、心竊に後世必らず三業歸命の僻安心を唱ふる者あるべしと思へり、然るに余既に半生を過ぎ、存命計り難し、後事汝に囑す、能く同學と協力して、護法扶宗の誠に身心を捧げよと、後年廓亮等の諸僧が蹶然起るもの實に之に起因すと云ふ、天明七年十三代皆遵の時に至り、本堂を再建し、後ち寛政元年に庫裡を、文化七年に表門を再建す、明治十七年六月二日十七代寶嶽の時、釣鐘（釣鐘）を新鑄し、同三十二年鐘樓を新建し、次で同三十九年十



墳墓

八代龍教の時、本堂、庫裡、表門、塙塙の大修繕をなせり、

墳墓

僧慧雲の墓

山野峻峰齋名は守嗣の通稱啓次の墓狩野派畫家

多賀庵世五菊年藤井正の墓俳諧師

今尾喜貞通稱太の墓難波一甫流筆法家兵衛

西正寺

六 西 正 寺 もこ報専坊の持僧

西正寺は孤松山と號す、寺町報専坊の門内南側に在り、本尊は阿彌陀如來なり、初め安北郡今の安佐郡の内勝木村天野城主松浦甚五左衛門勝信の孫松浦勝之丞といへる者、天文三年同郡綾ヶ谷村福王寺に於て得度し、崇海と號し、勝木村に一寺眞言を草創す、二代宗隆に至り、文祿二年眞宗に改宗し、廣島報専坊三代宗祐の徒弟となる、四代崇殘は同坊宗淳に歸依し、坊内に一字を營みて之に住す、時に元和三年なり、是より代々同坊の持僧たり、文政六年に至り、本山

教順寺

七 教 順 寺 もこ報専坊の持僧

教順寺は桐原山と號す、寺町報専坊の門内北側に在り、本尊は阿彌陀如來なり、初代眞教は安藝國安北郡今の安佐郡の内桐原村高松城主熊谷勝直の末子にして、同郡下町屋村眞言宗教専坊に於て得度し、眞教と稱し、桐原村に一寺を草創す、時に天文二年なり、後ち文祿元年二代教誓の時に至り、眞宗に改宗し、廣島報専坊三代宗祐の徒弟となる、元和二年四代教眞は報専坊内に一字を營みて之に住す、是より代々同坊の持僧たり、萬治元年三月本山より寺號を附與せられしも、未だ隱寺たりしが、明治十二年三月寺號公稱を地方廳に出願し、許可を得て獨立し、一寺を成せり、



超專寺

八 超 專 寺 もと佛護寺 十二坊の一

超專寺は東原山と號す、寺町に在り、本尊は阿彌陀如來なり、開基超正は福島大和守の弟にして、俗名を三河守親綱といふ、安北郡今の安佐郡の内北の庄に住せしが、雲州尼子伊豫守藝州吉田に出陣し、毛利元就を攻めし時、親綱の一子戦死しければ、難染し、名を超正と改め、時宗安國寺の法弟となり、佐東郡今の安佐郡の内東原村に一字を創建し、小原山東泉坊專福寺と號す、其後ち天文年中眞宗に改宗す、其子超宗は攝州石山合戦の時、門徒を率ゐて赴き籠城す、天正年中、毛利氏より佐東郡打越村の内なる小河内に寺地を賜はりしも、未だ移らず、而して福島氏の時に至り、今の寺地を替へ與へらる、乃ち之に移轉し、山號小原山を舊地の地名に依りて東原山と改む、又專福寺を超專寺と改めしは何の年代なる歟、詳かならず、雖も慶安年間の舊記に始めて超專寺の名あらはれ、夫より以前は悉く專福寺とあり、されば慶安の頃に改めしかと云ふに、當寺に安置せる本尊の背には『寛永三載超專寺什物』なりと記せり、依て考ふるに、本山にては早く超專寺と改まりしを、官廳にては暫く舊名を用ひたるも

墳墓

墳 墓

のならん歟、正徳元年小原山淨玄寺と改稱す、明治十五年喚鐘無を新鑄し、同三十六年梵鐘無及鐘堂を造れり、

中西蘭陵 通稱伊豫屋 吉左衛門の墓、佛諸書を善くす、諸號龜年、

贈從五位野村九郎の墓、勤王家

平木直藏の墓、數學家(和算に長ず)

正明寺

九 正 明 寺 もと超專寺の持僧

正明寺は孤峯山と號す、寺町超專寺の門内南側に在り、本尊は阿彌陀如來なり、往昔沼田郡今の安佐郡の内東原村の住人長門儀三郎の弟に信吉と云ふものあり、廣島超專寺三代祐尊の徒弟となり、照遠と稱し、兄の分資を得て、超專寺内に一字を營みて之に住し、代々同寺の持僧たり、安政四年九代悟元の時、本山より寺號を附與せられしも、未だ隱寺なりしが、明治十二年六月に至り、寺號公稱を地方廳に出願し、許可を得て獨立し、一寺を成せり、



唯信寺

一〇 唯 信 寺 もと超専寺の持僧

唯信寺は披雲山と號す、寺町超専寺門内の北側に在り、本尊は阿彌陀如來なり、昔時伊豫國越智郡の人、大内清信の次男峯之進といふ者、賀茂郡廣村に移住し、廣島城下超専寺三代祐尊の徒弟となり、智峯と稱す、安政五年十月本山より寺號を附與せられければ、超専寺内に一字を建立して之に住せしも、未だ持僧として隱寺なりしが、明治十二年六月に至り、寺號公稱を地方廳に出願し、許可を得て獨立の一寺を成せり、

圓龍寺

一一 圓 龍 寺 もと佛護寺十二坊の一

圓龍寺は藏滿山と號す、寺町に在り、往古は佐東郡今の安佐郡の内上安村南部谷藏滿一に藏光に作る、今は藏滿又は寺田といふ所に在りて、宗旨は時宗なりき、本尊は阿彌陀如來にして、當寺初代海然が夢中感得の古佛なりと云ふ、開基緣起ともに詳かならず、後ち寛正應仁の頃、海然は上洛し、蓮如上人の徒弟となり、遂に眞宗に轉

墳墓

墳 墓

す、毛利氏廣島開府の時、廣瀬村に寺地を賜はり、福島氏の時に至り、現今の地に移る、慶安元年第六代空了の時、本寺を再建せしも、多年風雨の爲めに腐朽せしが故に、明治四十年第十七代興崙の時、澤原俊雄、高木幹吾等の有志信徒と相謀り、更に本堂の再建に着手し、同年四月二十七日、起工式を擧げ、四十四年五月落成す、庫裡は文化元年十二代覺幢の時の再建にかゝる者なり、明治十五年、喚鐘を新鑄す、

中村太室 名は維洪の墓 醫家

田川俊藏 號立雪齋の墓 書家

法道寺和十郎の墓 數學家

木村權六の墓 心學の徳行者

善妙寺

一二 善 妙 寺 もと圓龍寺の持僧

善妙寺は紫金山と號す、もと寺町圓龍寺の門内南側に在り、本尊は阿彌陀如



來なり、寛永年中、初代傳益佐東郡今の安佐郡の内毛木村より出で、廣島圓龍寺四代尊立の徒弟となり、同寺の境内に一字を營みて住し、代々同寺の持僧となる、天保十四年二月本山より寺號を附與せられしも、尙隱寺なりしが、十一代大燈の時に至り、明治十二年二月寺號公稱を地方廳に出願し、許可を得て一寺を成し、大正四年五月安藝郡警固屋村に移轉す。

光福寺

一三 光 福 寺 十二坊の一

光福寺は嶽扇山と號す、寺町に在り、本尊は阿彌陀如來なり、往昔賀茂郡志和堀村に在りて、宗旨は禪宗眞言宗一説になりしが、開基縁起、改宗の事曆は詳ならず、案するに、知新集に、當寺の先祖志和東村光源寺、西原村明福寺の二寺を開基し云々とあり、後ち志和堀村より高田郡井原村及び沼田郡西原村に移り、次で當地に移る、初め山號を無量山と唱へしが、正徳年中舊地志和村扇山の名に因みて、嶽扇山と改む、明治十五年喚鐘銚無を新鑄し、同三十九年庫裡桁行七間、梁行十一間を再建せり。

墳墓

墳 墓

- 山田屋善左衛門 名はの墓 慈善家 本義
- 山田屋吉左衛門 名はの墓 慈善家 本孝
- 山田來青 名はの墓 畫家 本愛
- 山田雲窓 名はの墓 畫家 恒久

善法寺

一四 善 法 寺 もと光福寺の持僧

善法寺は瑞雲山と號す、寺町光福寺の門内に在り、本尊は阿彌陀如來なり、昔時佐東郡今の安佐郡の内阿戸村前田權介清重といふ者、佐西郡今の佐伯郡吉和村禪宗妙音寺に於て得度し、惠善と稱し、阿戸村に草庵を結び、蓮光庵と名づく、二代惠觀の時、眞宗に改宗し、四代念誓は廣島光福寺六代海順の徒弟となり、寛永八年に至り、光福寺の境内に轉住し、是より代々同寺の持僧と爲る、五代超巳の時、正保四年本山より寺號を附與せられしも、未だ隱寺なりしが、明治十二年寺號公稱を地方廳に出願し、同年二月許可を得て獨立し、始めて一寺を成せり。



正善坊

一五 正善坊 もと佛護寺  
十二坊の一

正善坊は森原山と號す、寺町圓龍寺の南隣に在り、本尊は阿彌陀如來なり、往昔石見國邑智郡森原に在りて、一乘院と稱し、眞言宗なりしが、中ごろ眞宗に改宗し、正善坊と改號す、明應年中、山縣郡中山村に移り、享祿年中、再び高田郡小越村に轉じ、尋で同郡吉田及同郡井原村に遷り、毛利氏の時、廣島に來り、福島氏の時に至り、今の寺地を賜はり、當寺を建立す、先祖祐玄は齋藤實盛の二男、僧となりて越前國託明寺を開基せしものと云ふ、故に往時は實盛の遺物を同寺に藏せしも、今は無し、明治十四年喚鐘を新鑄し、同二十九年本堂桁行七間、梁行七間、半、向拜付を再建し、同三十年梵鐘を新鑄す、書院は明治三十九年の新建にかゝれり、

墳墓

墳墓

立川省菴の墓醫家  
霧島甚八の墓力士

常光寺

一六 常光寺 もと正善坊の持僧

常光寺は珠玉山と號す、寺町正善坊門内の北側に在り、本尊は阿彌陀如來なり、寛永二年山縣郡戸河内村の住人河野三郎右衛門といふ者、同村實際寺禪宗に於て得度し、正善と稱し、同村に一寺を創建す、後ち正保三年眞宗に改宗し、自ら名を智立と改む、萬治二年廣島正善坊五代宗傳の徒弟となり、同寺内に一字を營みて之に移住す、是より代々同坊の持僧と爲る、元祿十一年五月本山より寺號を附與せられしも、未だ隱寺なりしが、明治十二年寺號公稱を地方應に出願し、許可を得て始めて獨立の一寺を成せり、

光圓寺

一七 光圓寺 もと佛護寺  
十二坊の一

光圓寺は長尾山と號す、寺町に在り、本尊は阿彌陀如來なり、往古は安藝郡牛田村風呂の谷に在りて眞言宗なりしが、初代願了は本願寺蓮如上人の弟子となり、遂に改宗す、初め本願寺と稱せしが、後ち東林坊と改む、四代淨順の時、



毛利氏より明星院村太歳原一に太宰原に作る今の饒津神社境内天満宮の邊をいふに於て寺地を賜はり之に移轉す其地は長尾山麓に在りしを以て長尾山と號す後ち福島氏の時に至り今の地域に移り尋で長年寺號を光圓寺と改む安政四年に本門を再建し明治十六年に本堂を再建せしが同四十二年二月九日罹災せしを以て後ち皆實町に假本堂を建立す同三十四年四月梵鐘無銘を新鑄し同四十一年十七代朗善の時經藏二面を新建せり大正四年九月寺町の舊地に本堂を再建し同六年六月本堂落成し皆實町より之に歸復す

墳墓

墳墓

久野雅嘉通稱清太の墓 鋳術家墓誌頼協撰并書

巖幕善太夫森高充の墓力士(大關)

亂獅子目四代丈五郎の墓力士

亂獅子目五代善太郎の墓力士

田中鷺群通稱孫六の墓 畫家

古文書

○古文書 十四通 知新集所載に據る

毛利輝元判物

父願通跡目之事無相違宛遣候間全可令知行者也仍狀如件

天正十五年七月廿九日

輝元判

當 東林坊

毛利輝元書狀

自牛田東林坊所齎二到來祝着候此由可申聞候謹言

七月廿七日

輝元判

輝元

完彌十

毛利輝元書狀

從牛田東林坊所鶴一送越候祝着之通能々可申遣候謹言

壬正月八日

輝元判

輝元

宍戸但馬守殿

佛寺 眞宗 本願寺派 光圓寺



大庭加賀守書狀  
井上但馬守

仁保島御在番無緩候由尤肝心候彌耽與可有御在城事專一存候仍當城置兵  
糧之義先度至上安被仰遣候定可有其調候若々於油斷者自御方可有御催促  
候當城爲御加番香川次郎五郎方被差上候條可被仰談候△御番無緩候趣遂  
披露候彌不可有御油斷之旨被 仰出候恐々謹言

十月四日

大庭加賀守 賢兼判

井上但馬守 就重判

東林坊御同宿中

毛利隆元書狀

去二日敵警固到某元相動候處其方以動被仕返候無比類候誠喜悅之至候彌  
被遂馳走候者可爲祝着候猶此者可申恐々謹言

正月九日

隆元判  
元就判

東林坊

兒玉内藏丞就方書狀  
井上四郎兵衛就重

御方被申分事承知候態と披露可申候得とも上林御病中之儀に候條無其儀  
候重而申上五ヶ之内分一所預け可申恐々謹言

三月十日

兒玉内藏丞就方判

井上四郎兵衛就重判

東林坊

井上但馬守就重書狀

返々新堤之儀一所被差遣候全可有知行候此通被成 御意候  
御方事仁保島に當座可有御在番之由被仰出候乍御辛勞可有御馳走候仍爲  
御伽坪井喜三郎被遣候條可被仰談候就中内々御愁訴之義被成御分別之由  
對我等御念候條遣之候彌御頼思食之由候間御馳走肝要候此由態々可申旨  
候恐々謹言



八月廿五日

井上但馬守 就重判

東林坊

追而申候御方御飯米之儀於上安可渡之由申遣候間可有御請存候仍此坪井人足無之候間御方御番所へ御相番之臺飯之義賄等被仰付候ハゞ可召使候猶委細者此人可被申恐々謹言

八月廿五日

井上但馬守 就重判

東林坊 参る

○ 兒玉内藏丞 書狀

山縣左衛門大夫

五ヶ之内新入つ々みの事不作候條可被開候萬作候はゞ奉伺預け可申候恐々謹言

八月三日

兒玉内藏 亟就方判

山縣左衛門大夫 貞正判

東林坊 参

○ 兒玉三右衛門元良書狀

五ヶ村開發前御分別之在所之儀此度惣並檢地衆被見候付而御理得被成候檢地衆參上之節口上にて御分別之趣御申可然只今委敷不能申候恐々謹言

九月二日

兒玉三右元良判

東林坊 参

○ 御手洗又右衛門方信書狀

口上

當寺領御奉書之義ニ付爲御飛脚尊札畏入候即渡置候重而返し可被下候將又五明三本被懸御意候御懇切之段難申盡存候爰元執亂不能是非候得と云態々の御使ニ候條御奉書尋出相渡申候恐々謹言

正月廿四日

御手洗又右衛門方信判

東林坊 参御返報

○ 東林坊在判書付



存處を申上候

一 陶殿御別分之時東林坊堺目ニ被居候故彼方此方御用を被仰付辛勞仕候事

一 仁保島要害細々敵動申候然者駭々仕番衆無御座候故日々ニ被渡心を付ケ御奉公申候儀淵底香川殿御存知にて候事

一 野間殿謀叛之時 殿様矢野被成御出張候御供可申之由申上候處周防警固罷上草津城仁保島要害へ手遣仕候條跡ニ被居彼堺目兩城へ可心を付候由被仰出候就夫事外辛勞申候事

一 江之内警固始り東林坊舟ならでは御座有間敷候者以後祐五ヶえ警固舟被仰付候事

一 陶殿宮へ御渡之時六短帆一艘上乘水夫申付致馳走候其身も又五板帆を乗候て二艘まで馳走申候儀無其紛候事

一 正月二日ニ防州警固矢賀東林坊へ夜懸仕候時散々仕返敵一二人討捕候就夫被成御感狀候事

一 餘於堺目辛勞馳走申候儀縁井に殿様御出之時東林坊被召寄似合之寺領

可遣候條望可申由桂左衛門太夫殿を以て御意之通無其紛候然とも殿様御弓矢さへ思食儘に候へば我等には重而御驗恩可被下候先々御用に立候衆に可被遣候と申上候無其紛候事

一 彼堺目にて彼方此方御用を被仰付馳走申候故過分之借米いたし水夫にたべさせ候へとも終此飯米等之儀迄も御奉行衆へ不申上候にて極無力候事

一 矢賀村之内太歳原兒玉豊前守殿同小次郎殿御兩人彼一ヶ所預ケ被下候事

永祿十一年十二月日

東林坊判

太歳原目錄就重在判書付

太歳屋敷目錄之事

淨 順

天文十二癸卯年三月四日就澁屋左京進殿申合候預ケ驗候太歳原事依右申合候儀澁屋左京進殿御分別候而太歳原儀本願寺淨順ニ預ケ渡候體請取申候天文十二年三月初而鍛初仕候莫大苦勞仕壹所之新居屋敷開申候て



一家を如形建立仕候於某無沙汰仕者子々孫々に至迄以更無餘儀御預ケ可被下之處也

天文十二年癸卯三月五日

本願寺淨順判

天文十七年戊申九月廿二日新初候て同十月三日に一家調候

天文廿一壬子年九月廿六日作事初候て同廿九日庫裡建畢

右是者爲後日註置候但於作有者太歳原二貫目之辻被差遣候爲堅一筆如件

井上四良兵衛就重判

三輪與三兵衛 福間彦右衛門 兩名下札

下札之事

一田三町二段三百步

分米十三石六升七合

内六段分米二石四斗

樋守

殘而田數二町六段三百步

分米十石六斗六升七合

以上

天正十二年霜月三日

三輪與三兵衛判

東林坊 參

福間彦右衛門判

羽二右衛門 寺受取狀

請取申銀子之事

合五匁八分五輪四毛四拂

右爲御寺領拾三石六斗壹升四合別御掛銀拾石に四匁三分宛勘合に請取申所如件

文祿五年六月廿七日

羽仁

右衛門尉判

成乘 寺判

東林坊 參



勝行寺

佛寺 眞宗 本願寺派 勝行寺 妙蓮寺(福島町)

三〇四

一八 勝行寺 もと光圓寺の持僧

勝行寺は東光山と號す、鷹匠町の裏通に在り、本尊は阿彌陀如來なり、當寺はもと安南郡今の安藝郡牛田村字寺谷に在りて、眞言宗なりしが、光圓寺と同時に改宗し、共に廣島城下の寺町に移れり、當寺は此の如き古き來歴を有する寺なれば、國法に於ても夙に寺號を許し、檀家も市郡に四十餘戸あるも、尙ほ光圓寺の持僧たりしが、明治三十一年光圓寺内より今の地に移轉し、全く獨立の一寺を成せり、

妙蓮寺

一九 福島町 妙蓮寺 もと光圓寺の持僧

妙蓮寺は山號福島町に在り、本尊は阿彌陀如來なり、もと光圓寺の持僧たりしも、舊記散逸して存在せざれば、古來の沿革は詳ならず、明治十二年に至り、寺號公稱を地方廳へ出願し、許可を得て獨立し、光圓寺境内より一旦廣瀬村に移轉したるも、檀徒なく、又八代諦教の素行修らずして、寺運漸く衰頽し、殆

德應寺

二〇 德應寺 もと佛護寺十二坊の一

んど廢寺の状態に陥らんとせしが、明治二十二年九代正信住職となるに及んで、慨然として再興の策を講じ、幸に川添村今の福島町の信徒多數なるに望を囑し、同村舊來の所有地に堂宇を新建し、同二十三年これに移轉せり、

淨西寺

二一 淨西寺 もと德應寺の持僧

德應寺は玄風山と號す、寺町光圓寺の北隣に在り、本尊は阿彌陀佛惠心僧都の作と云ふなり、昔時は時宗にして立藏坊と稱し、佐東郡今の安佐郡の内下安村に在り、永正年間順專の代、宗旨及び寺號を改む、毛利氏の時、佐西郡今の佐伯郡古江村に寺地を賜はりしが、福島氏の時に至り、今の地に移轉す、明治七年喚鐘銘無を新鑄せり、

淨西寺は増輝山と號す、寺町德應寺の門内に在り、本尊は阿彌陀如來なり、昔時佐東郡今の安佐郡の内緑井村重竹惣之助の弟に惣平と云ふ者あり、慶長十一年安

佛寺 眞宗 本願寺派 德應寺 淨西寺

三〇五



北郡今の安佐郡の内綾ヶ谷村福王寺眞言に於て得度し、本性と稱す、同十九年眞宗に改宗し、自ら名を教導と改め、佐東郡今の安佐郡の内楠木村に草庵を結び之に住せしが、寛永三年三代浄西の時に至り、廣島寺町徳應寺境内に一字を營みて之に移住す、安永八年本山より今の寺號を附與せられしも、尙ほ徳應寺の持僧なりしが、明治十二年二月に至り寺號公稱を地方廳に出願し、許可を得て獨立し、初めて一寺を成せり、

善正寺

二二 善正寺 もと佛護寺 十二坊の一

善正寺は鳴溪山と號す、寺町超專寺の南隣に在り、本尊は阿彌陀如來なり、往古は佐伯郡上小深川村に在りて、慶藏院寶成寺と號し、眞言宗の寺院なりしが、開基縁起とも詳ならず、寛正中、俊宏の代、眞宗に改宗し、文明年中、同郡利松村鳴溪といふ地に移り、天正年間、毛利氏より佐西郡今の佐伯郡古江村に寺地を賜はり、福島氏の時、今の地に移る、山號鳴溪は舊地の名に取る、改宗の後、院を坊に改め、慶藏坊といひしが、次で善正寺と改む、本堂は明治十一年向拜

墳墓

墳墓

を設け、同二十九年大修繕を爲し、庫裡並に土藏は明治四十年十四代義峰の時に再建し、同四十五年本門を改築せり、

多賀庵 世六 由池の墓 俳諧師

清陰齋中村龍川 名は堅、字は守、儒家の墓

正隆寺

二三 正隆寺 もと善正寺の持僧

正隆寺山號なしは寺町善正寺門内の北側に在り、本尊は木佛阿彌陀如來にして、寛永年中、水主町養專寺廢頽の時、植木小右衛門より其本尊を當寺に納めしと云ふ、往古の事蹟は舊記なきが故に詳かならざれども、祖先慧證は佐伯郡五日市村の人にして、善正寺四代願永に従ひて僧となり、其後一字を同寺境内に營み之に住すといふ、天保十四年本山より寺號を附與せられしも、尙ほ善正寺の持僧たりしが、明治十二年二月寺號公稱を地方廳に出願し、七月十九日許可を得て獨立し、初めて一寺を成せり、もと本堂は善正寺の門内南側



香花亭

に在りて、香花亭その北側に在りしも、共に朽廢して、其跡を存せず、安政年間、更に本堂を北側に再建せり、香花亭は、當寺住職不詳代、慧讚品香插花の技に長じ、最も茶道を以て著はる、其亭を香花亭と名づく、時の藩主淺野綱長屢、微行して其亭に臨まれ、又數次慧讚を城中に招致し、自畫鶴鴿の圖及器物等を賜ひし事ありと云ふ、

香花亭詩并引

香花亭爲鳴溪山支院、其先世慧讚師、專修本業、弗懈、傍涵泳品香插花設茶之玩、以香花命其亭、適意物外、諸耽雅趣、就中以茶聞一方也、韻雅之士、來學之者、不爲不多、其名遂升、

藩臺、顯妙公屢辱 嚴臨、又微候臺下數矣、皆以茶事也、曾以自所栽培之菊、恭獻之、左右則 公甚賞之、後當再搆其亭、命賜良材及異卉珍木、可以爲光榮、至今所存者、僅床柱與砌下木、榭樹而已、其子孫亦以寺務法勤之餘、嫻茶禮、世々相承不墜、其緒遺芳、馥郁已爲郡下之一名家也、以故士大夫之輩、常來喫茶、前文學堀景山亦來賦詩、余今茲春一再遊其亭、觀軒窓庭砌之間、幽逸清澹之趣、有感於存古意、因以香花亭字爲韻、作三絕、以僧今主人、

雲花煮去愛清香、禮法依然由舊章、爲是邦君忝恩賜、古亭林木至今光、  
興深秋菊與春花、蕭寺幽窓對晚霞、緬慕芳烟清逸趣、尋來喫得一盃茶、  
風流自似陸翁亭、常烹芳茶會客星、况是時春鶯睨院、百花爭發滿園庭、

浪華謀野道人飲流稿

詩中に顯妙公とあるは藩主淺野綱長の法諱なり、

元成寺

二四元成寺

寺もと佛護寺  
十二坊の一

元成寺は松玄山と號す、寺町正善坊の南隣に在り、本尊は阿彌陀如來なり、昔時は禪宗にて高宮郡久村岩上村土井  
さこ寺山にありしが、祐誓の時、始めて眞宗に改宗し、毛利氏の時、廣島に來り、寺地を廣瀬村に賜ひしが、福島氏の時に至りて、今の地に移る、明治十一年喚鐘を新鑄し、同二十年十四代義俊の時、庫裡八間  
四方を再建し、同二十六年梵鐘并に鐘堂を新造し、同二十九年經藏一間半  
四面を新建せり、

墳墓

墳墓

佛寺 眞宗 本願寺派 元成寺



判事従五位勳五等吉岡美秀の墓明治廿八年朝鮮閔妃殺害疑獄事件に關し、朝鮮駐劄全權公使子爵三浦梧樓を廣島に於て豫審調査して、令名海内に著はる。

善行寺

二五 善行寺

もと元成寺の持僧

善行寺は無終山と號す、國泰寺町に在り、本尊は阿彌陀如來なり、昔時紀州田邊に田邊正之助といへる者あり、深く眞宗を信じ、僧となりて名を正道と改め、諸國に流離し、寶永年間來りて高宮郡今の安佐郡の内可部町品窮寺に住す、四代學信に至り、廣島寺町元成寺の持僧となり、同寺境内に住す、天保十四年二月本山より寺號を附與せられしも、尙ほ同寺の持僧にして隱寺なりしが、明治十二年二月寺號公稱を地方廳に出願し、許可を得て獨立し、一寺をなせり、尋で同三十三年七月七代興愍の時、堂宇の狹隘なるを以て、現今の地に移轉し、同四十一年七月十七日梵鐘を新鑄せり、

眞行寺

二六 眞行寺

もと佛護寺十二坊の一

眞行寺は中原山と號す、寺町光圓寺の南隣に在り、本尊は阿彌陀如來なり、昔時は安北郡今の安佐郡の内上町屋村に在りて、龍泉山東善坊と號し、眞言宗にて、日吉社の供僧なりき、文祿役の時、戰勝を祈りしを以て、其賞として五十三貫の地を寄附せらる、然るに順空の時に至り、眞宗西派に改宗し、佐東郡今の安佐郡の内新庄村中原に移り、別に上町屋村東善坊には社僧を残して之を守らしむ、後ち東善坊を東前坊と改め、龍泉山を中原山と改む、元和年中、東派に轉せしが、寛永の初年興正寺門跡下向の時、内諭を受けて再び西派に復す、是時東字を忌みて眞行寺と改稱せり、當寺は元祿、寶永の間、佛護寺に對する訴訟の書中に、始めて十二坊中に在るを以て見れば、其頃十二坊に入りしものならんか、詳かならず、藩制時代は藩主に年頭謁見の時、當寺及び正傳寺は獨禮にして、鳥目五十疋を獻すと舊記にあるを見れば、此二箇寺は十二坊の内にて、別格の優遇を蒙り居りしものか、由來詳ならず、明治七年喚鐘銘無を新鑄し、同三十九年に庫裡を、同四十四年に玄關を再建し、大正三年三月梵鐘を新鑄せり、



二七 品 教 寺 もこ眞行 寺の持僧

品教寺は寶珠山と號す、寺町眞行寺の境内に在り、本尊は阿彌陀如來なり、昔時佐伯郡能美島の三吉村村井市左衛門の次男源藏と云へる者、同島大原村禪宗寶珠寺に於て薙染し、惠海と稱す、後ち一向宗に歸し、寛永五年再び正玄と改名し、佐東郡今の安佐郡の内新庄村に草庵を結びて之に住せしが、同十九年遂に廣島寺町眞行寺境内に移住し、同寺の持僧となる、元祿四年三月本山より寺號を附與せられしも、尙ほ代々同寺の持僧なりしが、明治十二年寺號公稱を地方應に出願し、許可を得て獨立し、初めて一寺を成せり、

二八 淨 專 寺

淨專寺は峯龍山と號し、一に「上の坊」と稱す、寺町光福寺の南隣に在り、本尊は阿彌陀如來なり、開基覺超は本願寺蓮如上人に歸依隨從し、後ち佐東郡今の安佐郡の内金山龍原の丘上に一字を草創し、峯龍山上之坊淨專寺と號す、金山落城

の後ち所々に移轉し、二代宗祐の時に至り、同郡上安村に堂宇を建立せり、其後ち天正十七年廣島開府の時、佛護寺と共に地を廣瀬村に賜はりしが、福島氏時代に至り、慶長十四年替地を今の所に賜はり之に移る、當寺は、もと佛護寺の役僧なれば、十二坊の外なり、明治十三年十五代僧駿の時、喚鐘を新鑄し、本堂は明治三十六年十六代盡の時の再建にして、庫裡は文政年間の再建にかゝる、

二九 廣 寂 寺

廣寂寺は鶴原山と號し、舊名を眞倉坊一に眞藏坊に作ると稱す、比治山町に在り、本尊は阿彌陀如來なり、開基教傳は武田刑部少輔信隆の末子にして、幼時に沙門に入り、時宗を修む、父信隆が佐東郡今の安佐郡の内金山の城主たりし時、同山の麓なる鶴田原の邸に居り、緇徒の身を以て、父の軍謀に與る、天文二年上京して、本願寺十代證如上人に歸依し、遂に眞宗に改宗す、同五年二月二十六日後奈良天皇即位の大禮を擧げ給ひし時、教傳は武田氏の使臣となり、上京して之を奉賀す、後ち名を眞倉坊と改む、世に「武田の眞倉坊」と呼べり、金山落城の後ち、



安北郡今の安佐郡の内上深川村に道場眞倉坊を營み居ること二十七年にして永祿七年十月寂す教傳に二男一女あり長男を教順次男を順清と云ひ其の女を日和と名づく日和は毛利氏の麾下飯田伊賀に嫁し一子を生む幼名猿松後ち願西と改め禪學を修めて京都東福寺に在り而して母の日和は故ありて離嫁し尼となりて妙正と號し安南郡今の安佐郡牛田村神田に草庵を結びて之に居れり教順順清は父教傳の歿後妙正の草庵に同棲せしが永祿八年に至り尾長村太歳原に一字を建立し眞倉坊と稱し教順を以て寺務を掌らしむ即ち當寺の二代なり同九年六月教順の寂するに及び弟順清これに繼で寺務を執る即ち三代なり元龜二年四月寂す因て妙正これを相續せしも主僧なきが故に漸く衰微し太歳原に止りがたく佐東郡高取村に移る親戚のもの寺運の衰頽を歎き願西を京都より招き眞宗に改宗し眞倉坊を再興せしむ是に於て天正五年願西は本願寺顯如上人の徒弟となり同年廣島に來り今の堂宇を建立す即ち四代なり願西は石山の役に兵糧米千俵を本願寺に輸送して功あり顯如上人は大に之を感賞すといふ六代宗傳に至り眞倉坊を改めて廣寂寺と稱せり

墳墓

墳墓

木原梅居名は清櫻の墓書家  
 野尻四方平の墓石碑は饒津神社境内にあり  
 月香園和泉屋所の墓俳諧師  
 六呂堂二祖木山脇の墓俳諧師

眞光寺

### 三〇 眞光寺

眞光寺はもと時應山と號し明和五年應時山と改む空鞆町に在り本尊は阿彌陀如來なり昔時は天台宗にて佐東郡今の安佐郡の内金山の東麓北下安村今の鞆町の内に在り明應年中眞宗に改宗し其後年月を経て今の地に移る舊記の存するものなければ開基由來詳かならず寛永年中四代祐念を中興の開基となす元文元年十一月八日梵鐘を鑄造し天保年間本門を再建し明治三十八年六月二日の震災に依り堂宇大破したるを以て同四十年十月本堂を再建し庫裡に大修繕を加へ次で大正二年五月本門の大修繕を爲せり寺内に明治三



十七八年戰役旅順閉塞船の機關一部あり、當時勇敢なる我海軍の閉塞作業の如何に壯烈なりしかを追想せしむるに恰好の記念物なり、

墳墓

墳墓

藤田幸左衛門名は則勝の墓心學家

藤田敬祐の墓心學家

忠僕新助の墓

淨寶寺

三三 淨寶寺

淨寶寺は舊時淨光坊又は淨光寺と稱す、今は飛諏訪山淨寶寺と號す、中島本町に在り、本尊は阿彌陀如來なり、開基淨頼は高田郡吉田村福泉坊三代祐慶の弟子にして、山縣郡荒神原村の内、日野溝といふ處に住せしが、毛利氏の時、吉田村飛諏訪に轉じ、後ち今の地に移れり、舊記類は天保十三年五月の大火に堂宇と共に罹災せしを以て、緣起由來等詳かならず、弘化元年本堂を再建す、梵鐘は明治二十一年十月の改鑄にかゝれり、

善福寺

三三 善福寺

善福寺は仁保山と號す、中島新町に在り、本尊は阿彌陀如來安阿彌なり、應仁の頃、安南郡今の安藝郡大河の城主三浦兵庫頭と云ふ者ありしが、其弟次郎丸幼より武門を厭ひ、剃染して專祐と號し、仁保島村の本浦に一字を建立し、西福寺と號し、禪宗なりしが、二代慶祐俗姓遠藤某永正七年に入寺し、同島内の大河浦に移り、改宗して眞宗となれり、三代順西、毛利氏の時、廣島の空鞘に移り、四代慶順、福島氏の時、現今の地に轉じ、一字を建立す、是時今の縣廳病院のあたりの土砂を堀り取り、寺地の地揚げを爲す、其ところ丁字形の濠となる、之を慶順濠或は訛りてへせへ堀と呼ぶ、今も其跡を存す、其頃當寺は慶順坊といひしものか、古圖に「慶順坊」と記せるものあり、山號仁保山は專祐開基の地名に採り、善福寺は西福寺の西を善に改めたるものなるべきも、改號の年月は詳かならず、當寺堂内に玄徳院殿淺野辰長天心院殿同綱辰長顯妙院殿同綱辰長の位牌を安置し、每歲正月二日・二月十一日・四月二十三日御先代御法事と稱し、阿彌陀經十五卷を轉讀す、其緣由詳ならずと雖も、當寺に傳ふる所に據れば、昔時此附近の地、人煙



稀疎にして、藩主放鷹の途次、寺内に數少憩し、嘗て逝去の後ち菩提をなすべき旨の懇命ありしが故なりと云ふ、近年本堂庫裡と共に頽破せしを以て、明治四十三年の秋、十九代哲鏡の時、本堂を再建し、次で庫裡の大修繕をなす、明治四十四年八月十七日、本市は市史編纂部を當寺庫裡の階上に設け、編纂主任囑託文學士三井大作氏以下數名、日夜其事務に軼掌し、年を経ること十年、大正十年三月その稿を終へり、現今の堂宇には本堂桁行七間、梁行八間、庫裡桁行十五間、梁行四間、本門桁行九尺、梁行七尺等あり、

專勝寺

三三三 專勝寺

專勝寺は法光山と號す、鹽屋町に在り、本尊は阿彌陀如來なり、もと眞宗西派なりしが、中ごろ東派に屬し、後ち延享二年閏十二月西派に復す、昔時は惠法山と號せしが、後ち法光山と改む、貞享元年の釣鐘銘には、惠寶山とあり、開基を惠徳院明惠といひ、越前國中野專稱寺の二男なり、抑、此專稱寺は眞宗五派中の一本山なりしが、石山合戰の時、明惠は衆徒を率ゐて本願寺を援け、大勝

を得たり、是に依て顯如上人其戰功を賞し、遂に誘ひて己れの門派に入れ、專稱の字を、專勝と改め、爾來これを用ひしむ、同時に毛利氏も亦本願寺を援助せしかば、明惠は其召に應じ、高田郡吉田に來りて、一字を建立す、天正十七年廣島に移り、今の寺地に遷る、四代正西に至り、藩主淺野綱長の寵眷を受け、賜品甚だ多し、本堂も亦同藩主の寄附にかゝり、日向松數百本を取寄せ、再建せしめらる、延寶八年三月江戸參觀の時、正西に扈從を命せられ、途中其請ひを容れ、特使を京都の本山に遣し、親鸞繪傳四幅を得て之を寄附せらる、當寺隨一の寶什となす、七代義周の第二子に有名なる學僧慧雲あり、其事蹟は報專坊の條中に述べたり(第二八二頁參照)、八代菊天は京都武者小路家の猶子にして、和歌管絃を善くし、藩主淺野宗恒の殊寵あり、嘗同藩主の日通寺に於て管絃祭を催されし時、菊天は召されて、太平樂を拜聽して、

おさまれる世のたしなみを笛竹に、吹きつたへたる音こそつきせぬ  
箏しらべさせたまふを拜聽して、

松風も千代の聲をやかくすらん、かきなす琴の糸のたえなる  
御舞樂を拜見し侍りて、